池田市未来の学校づくり推進計画

（個別施設計画）

素案

令和８年　月

池田市教育委員会

目　次

第１章　背景 1
第２章　学校施設のめざすべき姿 3
（１）本市がめざすまちの将来像 3
（２）教育委員会がめざす姿 5
第３章　本市の概況及び学校施設の実態 8
（１）地勢・歴史 8
（２）人口推移 11
（３）学校数及び学校施設の延床面積 14
（４）児童生徒数及び学級数の変化 20
（５）地域の立地特性 26
①池田小学校区 26
②秦野小学校区 28
③北豊島小学校区 30
④呉服小学校区 32
⑤石橋小学校区 34
⑥五月丘小学校区 36
⑦石橋南小学校区 38
⑧緑丘小学校区 40
⑨神田小学校区 42
⑩ほそごう学園区 44
（６）学校規模・配置 47
（７）学校施設の活用状況 49
（８）投資的経費の推移 51
（９）学校施設の老朽化状況の実態 53
（10）学校施設の集約化の検討 56
第４章　学校施設整備の基本的な方針等 60
（１）目的 60
（２）計画期間 61
（３）対象施設 61
（４）計画の基本方針 62
（５）学校施設の規模・配置計画等の方針 69
（６）改修等の基本的な方針 70
第５章　基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等 74
（１）改修等の整備水準 74

（２）改築の整備水準 75
（３）維持管理の項目・手法等 75
第６章　長寿命化の実施計画 76
（１）改修等の優先順位付けと実施計画 76
（２）長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果 78
第７章　計画の継続的運用方針 79
（１）情報基盤の整備と活用 79
（２）推進体制の整備 79
（３）フォローアップ 80

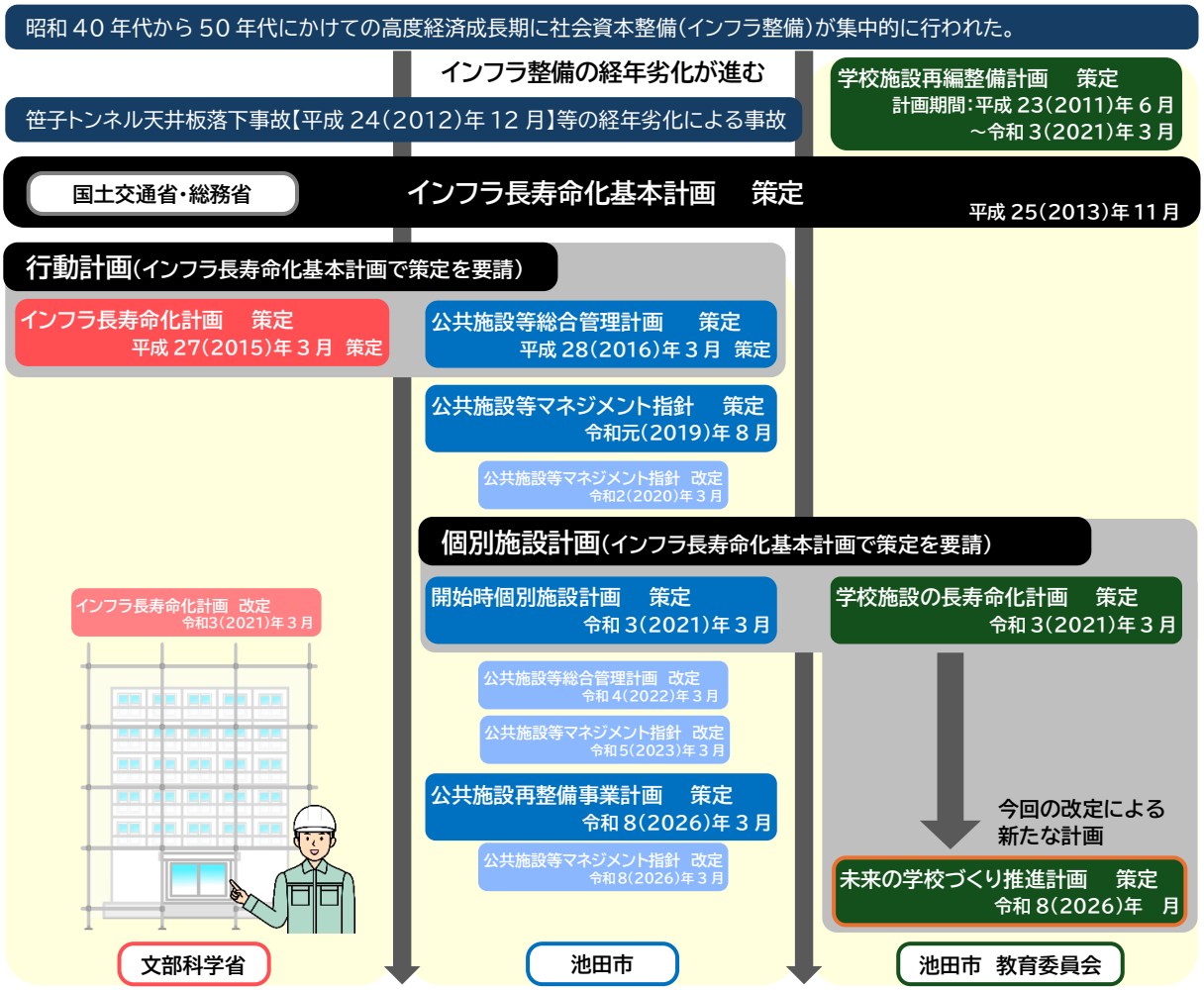
第１章　背景

（旧計画策定までの流れ）

我が国では、昭和 40 年代から 50 年代にかけての高度経済成長期に、多くの公共施設やインフラが集中的に整備されました。しかし、これらの施設は整備後長期間が経過し、老朽化の進行に伴う安全性の低下や維持管理費の増加が全国的な課題となっています。

こうした状況を受け、国の「インフラ長寿命化基本計画※1」、行動計画※2である文部科学省の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「文部科学省行動計画」という。）及び「池田市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づく個別施設計画※3として、令和３（2021）年３月に「池田市学校施設の長寿命化計画」（以下「旧計画」という。）を策定しました。

学校施設に関連する計画（時系列）



※1 老朽インフラによる事故の発生を契機として、国民の安全・安心の確保とともに、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、平成 25（2013）年 11 月に国が策定した計画。

※2 「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画。

※3 行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画。

（旧計画策定以降の社会情勢の変化）

旧計画の策定以降、コロナ禍※4を経て学校施設を取り巻く環境は大きく変化しています。ICT 活用の飛躍的進展に加え、１人１台端末環境の定着、支援教育の充実や不登校児童生徒への対応、地域と学校との連携・協働の推進、教職員の働き方改革、児童生徒数の減少を見据えた対応など、学校施設に求められる役割や機能は今日の社会情勢に応じて複雑化・多様化しています。

また、近年の資材価格の高騰や建設分野における人手不足等を背景として建設コストは上昇を続けており、学校施設の維持・更新に要する経費は今後さらに増加することが見込まれています。全国的にも、改築や長寿命化改修を個別施設計画どおりに実施することが困難な自治体が増加しており、限られた財源の中で効果的かつ効率的な施設整備を進めることが求められています。

（近年の国の動向）

教育分野に関して、国は、令和５（2023）年６月に教育基本法（平成 18 年法律第 120 号、以下「法」という。）に基づく「第４期教育振興基本計画」（以下「国の教育振興基本計画」という。）を閣議決定。公立学校施設の教育環境の向上と老朽化対策の一体的推進に併せて、防災機能の強化やバリアフリー化、学校施設の地域の中核拠点化に向けた複合化・共用化等の方向性が示されています。

令和８（2026）年４月には「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和 33 年法律第 116 号）の一部改正により中学校の学級編制の少人数化を導入。さらに、質の高い深い学びの実現、多様なこどもたちを包摂する柔軟な教育課程、デジタル学習基盤を前提とした学びの考え方や情報活用能力の育成の充実などを踏まえた学習指導要領の改訂も予定されています。

（近年の本市の動き）

令和５（2023）年３月に「第７次池田市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、施策の一つに「学校教育の充実」を掲げています。

令和６（2024）年４月には国の教育振興基本計画を踏まえて「池田市教育大綱」を改定しています。

また、総合計画に掲げる施策推進に際して、将来を見据えた持続可能な都市経営の観点から、公共施設の機能を重視した再整備や施設総量の適正化を進める方向性を示す「池田市公共施設再整備事業計画」（以下「再整備事業計画」という。）を令和８（2026）年３月に策定しています。

（近年の教育委員会の動き）

令和６（2024）年３月に「第２次池田市教育振興基本計画」（以下「教育ビジョン」という。）を策定し、「個の学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による深い学びの実現や、多様化する一人ひとりの教育ニーズに対応できる教育環境の構築を掲げています。

以上、学校施設を取り巻く環境は日々刻々と変化しており、それに伴い関連計画も旧計画策定以降に改訂・策定されていることから、それらの変化・動向等に対応した整備が求められています。

以下、第２章では本市と教育委員会のめざす姿を示し、第３章では本市の概況と学校施設の実態を調査・分析しました。第４章以降は、それらをもとに策定した計画本体として構成しています。

※4 令和元年末から数年間にわたり、新型コロナウイルス感染症の流行やそれによって引き起こされた、行動制限、社会・経済活動の自粛や停滞など。

第２章　学校施設のめざすべき姿

（１）本市がめざすまちの将来像

（人口維持・増加の目標と健全・持続可能な財政運営の目標）

将来を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画である総合計画は、めざすまちの将来像を、「笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち」と想定し、この将来像のキャッチフレーズを「『だったらいいな』を叶える いけだ」と定めています。将来像の実現に向けては、10 万人の定住人口の維持・増加をめざすという人口目標を掲げるとともに、少子高齢化などの影響による社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設等の更新経費の増加などを見込みながら、効率的な行政サービスの提供や市税等の増収による健全かつ持続可能な財政運営の実現をめざすという財政目標も併せて掲げています。

（子育て環境や教育環境を伸長させるまちづくり）

まちづくりに関する取組では、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「池田市都市計画マスタープラン」の「都市づくりの力点」の一つに、「子ども・子育て世代が集まり、暮らしの好循環がうまれる都市づくり」を掲げ、楽しく安心して子育てできる都市づくり方針のもと、子育て環境や教育環境を伸長させるまちづくりを推進するとしています。また、池田市都市計画マスタープランの一部として、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを進めるため、居住や都市機能に関する包括的な計画である「池田市立地適正化計画」では、「コンパクトな都市構造、都市機能の集積を維持しつつ、まちや暮らしの質を高め、これからも『選ばれる都市』へ」を基本方針として定め、「市の子育て環境・支援に対する満足度」を成果指標の一つに掲げています。

（学校施設を活用した防災・減災）

防災・減災に対する取組では、「池田市国土強靭化地域計画」（令和５（2025）年６月）のもと、避難所となる学校施設の耐震化、非常用発電や空調機器の整備、トイレ改修等を進めることや感染症状況下での避難に備え、一般教場も開放できるよう体制を整えることとしています。

（「教育日本一のまち池田」の取組）

教育に対する取組では、池田市教育大綱を定めるとともに、「豊かな心、確かな学力及び健やかな身体を育み、世界に羽ばたく子どもを育てる教育日本一のまち池田条例」（平成 28 年池田市条例第 37 号、以下「教育日本一のまち池田条例」という。）を制定しています。「教育日本一のまち池田」の実現に向け、市長、教育委員会、学校等、保護者及び地域の団体等の責務を明らかにすることにより、教育施策を総合的かつ計画的に推し進め、世界に羽ばたく本市のこどもを育てること等を明文化するとともに、教育委員会に対して、市町村教育振興基本計画の策定を義務付けています。

（学校施設とまちの関わり）

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場としての役割に加え、地域コミュニティを形成する基盤及び災害時の避難所として重要な役割を担っています。

また、学校施設は本市がめざす教育やまちづくりを実現するための基盤でもあり、そのあり方は教育

環境の質や地域社会の活力に大きな影響を及ぼします。

池田市教育大綱（最終改定：令和６(2024)年４月１日）

基本理念
１．一人ひとりの生命と人権を尊重した、心のかよういとなみを ２．生涯にわたり培う学ぶ意欲と展望を持った、心の豊かなひとづくりを ３．多様な人々との協働と創造をめざす、心のなごむまちづくりを
基本方針
１．時代の変化に対応した資質・能力の育成 ２．すべての可能性を伸ばす環境の構築 ３．安心して学び合える魅力ある学校園づくり ４．家庭・地域・社会における主体的な学びの推進

（２）教育委員会がめざす姿

（教育ビジョンが定める方向性）

教育委員会では、法及び教育日本一のまち池田条例に基づき、教育ビジョンを策定しています。 先行き不透明で将来の予測が困難な時代の中、時代の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合う過程を通じて、自らの可能性を最大限発揮し、個人の幸福と社会の幸福を創り出していくことが重要であるとの認識のもと、「学ぶ喜び」が Well-being※5の本質と捉え、「幸福感」を創造していく教育をめざす姿としています。

その理想を実現するため、池田市教育大綱と基本理念及び基本方針を共有し、めざす姿の実現に向けた政策目標を掲げて事業を展開しています。

学校施設整備に関しては、「安心して学び合える魅力ある学校園づくり」との方針のもと、「時代のニーズに対応した学校施設等の充実を図り、教育環境の質的向上に努める」ことをめざす方向性としています。

なお、総合計画においても、前期基本計画における施策の柱に、「子どもと大人の未来を育てるまちづくり」を据え、「学校教育の充実」を施策に掲げ、計画的な改修による安全・安心かつ多様な教育ニーズに対応した学校施設の実現を図ることをその取組の方針の一つとしています。

（めざす姿に向けた取組）

教育ビジョンでは、学校施設整備に限らず、以下のとおり教育委員会が所管する様々な教育活動を通して Well-being の実現をめざします。

育む［時代の変化に対応した資質・能力の育成］

体験・経験を重視した教育課程の編成や、令和の日本型教育の研究、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな指導による基礎学力の向上、表現力を生かした学習の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組むことで、こどもの豊かな学びの創造をめざします。また、心身ともに健康なこどもを育てるため、人権教育や道徳教育、健康に関する教育を推進します。さらに、未来を切り拓く時代の変化に対応した学力や、豊かな学習経験を通した多面的・多角的な広い視野と主体的に社会に参画する態度を育むよう、教育 DX の推進や豊かな学習経験の充実を図ります。

伸ばす［すべての可能性を伸ばす環境の構築］

一人ひとりの可能性を伸ばすため、支援教育を広義の意味で捉え、早期からの相談・支援体制や個々のニーズに応じた支援教育の体制の充実により多様な支援を必要とするこどもに寄り添う教育を推進します。また、いじめ・不登校などの課題にも対応し、安心して学び合える集団づくりと学びの場の選択により、すべてのこどもの学びの場の保障と充実をめざします。加えて、幼児教育の充実と小学校との円滑な接続を図るとともに、各発達段階での学びが途切れることのないよう、一貫教育による学びの連続性を大切にした教育を推進します。

※5 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。（第２次池田市教育振興基本計画）

支える［安心して学び合える魅力ある学校園づくり］

教職員の採用と育成の一体的な充実や、業務改善を推進し、教職員の資質・能力の向上による教育の質の向上を図ります。また、見守り強化や安全・防災教育などの家庭・地域・学校・行政が連携したこどもの安全を守る体制づくりのもと、安心して学べる学校園づくりを推進します。さらに、教育環境の整備を推進し、栄養豊かな給食や学校保健の充実を通じて、こどもの健康保持増進に取り組みます。

拡げる「家庭・地域・社会における主体的な学びの推進」

学校運営協議会などにより学校園を中心に家庭・地域との連携・協働を進め、放課後等におけるこどもの居場所づくりなども含めて、地域全体でこどもの学びや育ちを支える環境づくりに取り組みます。また、住民が生涯を通じて様々な学習活動に主体的に取り組めるよう、社会教育施設の充実による学習機会の充実を図ります。さらに、文化・芸術・スポーツ活動に日常的に親しめる環境づくりや、歴史・文化遺産の保存と活用を進め、郷土への愛着を深めるよう努めます。

（教育ビジョン実現のための学校施設の役割）

学校施設整備は、めざす教育の実現のための手段でもあることから、学ぶ喜びを根幹とした、一人ひとりの Well-being を創出する未来志向の学校空間デザインをめざし、令和の日本型学校教育※6で示された個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が求められます。

そのため、物理的・心理的な環境要素を改善するとともに、「こどもたちの安全が何よりも優先される」という理念のもと包摂的な学校空間の整備を推進します。

「教育のまち池田」３つの基本理念のイメージ



出典：第２次池田市教育振興基本計画

※6 中央教育審議会の答申で示された、2020 年代を通じて実現をめざすべきと考えられた学校教育のあり方。

「教育のまち池田」４つの基本方針のイメージ



出典：第２次池田市教育振興基本計画

第３章　本市の概況及び学校施設の実態

（１）地勢・歴史

（限られた面積に人口が集中するコンパクトシティ）

大阪府の北西部に位置し、北西は兵庫県川西市、南西は伊丹市、北東は箕面市、南東は豊中市に接しています。大阪都心部から約 16km 北に位置し、市域西側には府県境に一級河川猪名川が流れており、市域は東西約 3.8km、南北約 10.3km と南北に細長い形状です。市域の約 3 分の 1 が山地であり、地形的には、市中央部に標高 300～400ｍ程度の五月山が位置しており、五月山を中心とする山地部から南側に向かって標高が下がり、猪名川沿いを中心に平坦地が広がっています。

市街化区域※7のうち住居系用途地域が約 82.6%を占めており、その多くを建築物の高さに制限を設ける高度地区に指定しています。

池田市立地適正化計画によると、人口集中地区（DID）※8面積は市街化区域の 91.1%に及び、市内総人口の約 91.5%の人口が居住しています。

また、市街化区域のうち居住誘導区域※9面積は市街化区域の 71.1%、工業系用途地域及び無指定地域を除く市街化区域の 82.3%と、市街化区域のほとんどを居住誘導区域として設定しています。

これらの要素を鑑みると、市域の限られた面積に人口が集中しているコンパクトな都市構造であることが窺えます。

用途地域（市街地の大枠としての土地利用を定めるもの）

種類				面積	用途地域内割合	全体割合
市街化区域	用途地域	住居系	第１種低層住居専用地域	1.80 ㎢	17.1%	8.1%
			第１種中高層住居専用地域	4.62 ㎢	43.8%	20.9%
			第２種中高層住居専用地域	0.18 ㎢	1.7%	0.8%
			第１種住居地域	1.49 ㎢	14.1%	6.7%
			第２種住居地域	0.50 ㎢	4.7%	2.3%
			準住居地域	0.13 ㎢	1.2%	0.6%
		商業系	近隣商業地域	0.40 ㎢	3.8%	1.8%
			商業地域	0.28 ㎢	2.7%	1.3%
		工業系	準工業地域	0.69 ㎢	6.5%	3.1%
			工業地域	0.47 ㎢	4.4%	2.1%
		計		10.56 ㎢	100.0%	47.7%
	無指定地域			0.32 ㎢		1.4%
市街化調整区域				11.26 ㎢		50.9%
都市計画区域				22.14 ㎢		100.0%

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

※7 すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。（都市計画法第 7 条第 2 項）

※8 原則として人口密度が 1 ㎢当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。（総務省統計局 HP「人口集中地区とは」）

※9 都市の居住者の居住を誘導すべき区域。（都市再生特別措置法第 81 条第 2 項）

国勢調査における人口集中地区・人口密度

	市域（22.14㎢）		人口集中地区（DID）		
	総人口（人）	人口密度（人/㎢）	人口（人）	面積（㎢）	人口密度（人/㎢）
令和2年	104,993	4,742	96,121	9.92	9,690

出典：池田市立地適正化計画 令和7(2025）年9月改定版
（人口密度のみ池田市教育委員会が算出して作成）

高度地区（建築物の高さの最高限度または最低限度を定めた地区）の面積

第1種高度地区	第2種高度地区
1.91㎢	5.18㎢

出典：池田市都市整備部都市政策課（令和8(2026)年3月末日時点）

（学校周辺の住宅地化も窺える現在の都市構造への歩み）

古くから「西国街道」や「能勢街道」が交わる交通の要衝として商業集積が発展しました。近代以降は、明治5(1872)年に日本で最初の近代学校教育制度である「学制」が公布されて以降、明治8(1875)年までに現市域に、現池田小学校、現北豊島小学校、旧細河小学校、現秦野小学校の4校が開校されました。また、明治43（1910）年には箕面有馬電気軌道（現在の阪急宝塚線）が開通したことに伴い、大正期から昭和期にかけて住宅地開発が進展したことにより、住宅都市としても発展しました。

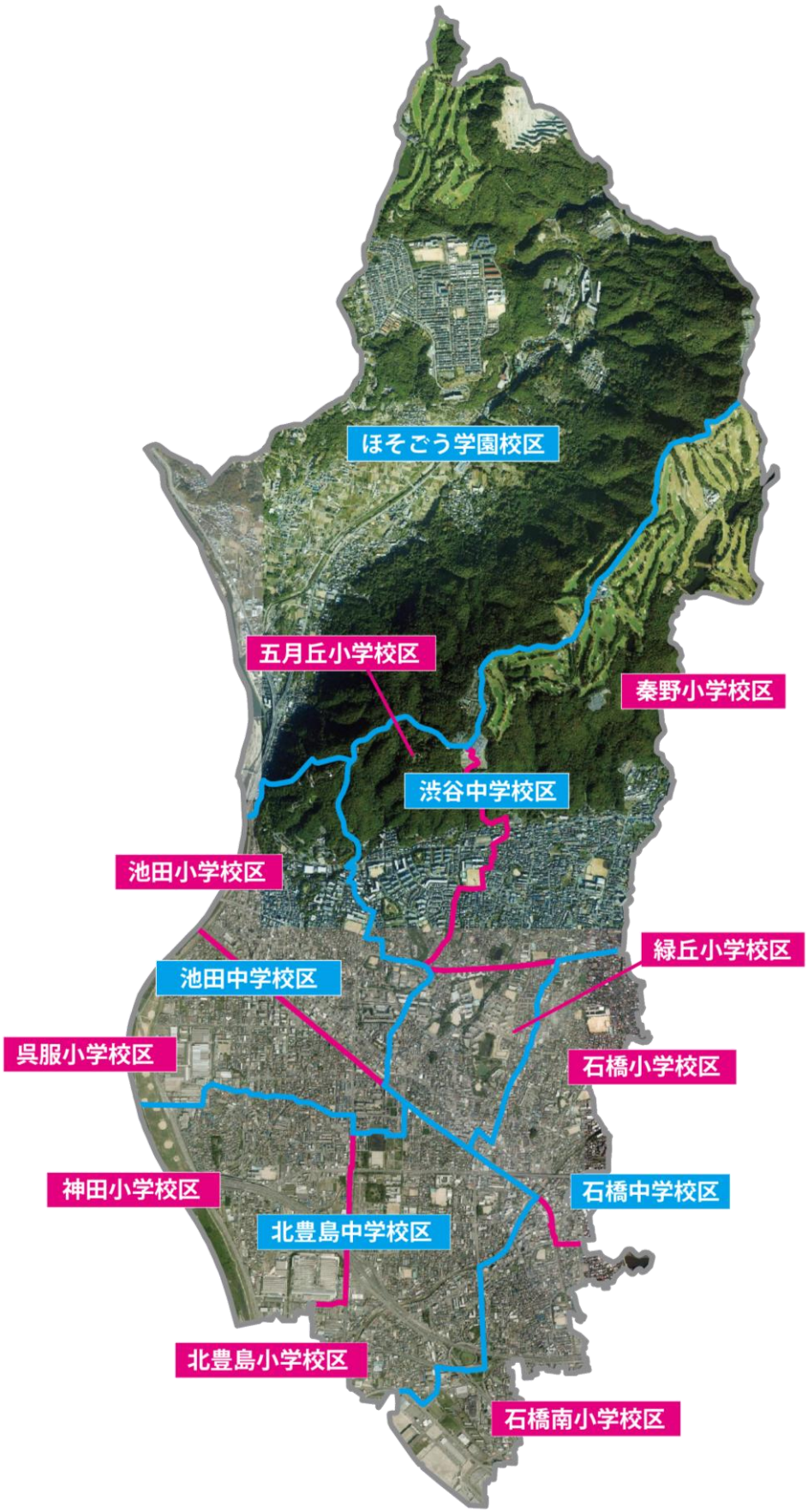
昭和14（1939）年には人口約3万6千人をもって、大阪府下6番目に市制を施行し、戦後は道路、公園、下水道等の都市基盤整備と住宅開発が進められ、人口が急増したことから、既設の学校周辺が住宅地として形成されていったことが窺えます。

現在でも、阪急宝塚線、国道171号線、国道176号線、国道423号線、中国自動車道、阪神高速道路及び大阪中央環状線などの広域交通網が整備されており、市域南端には大阪国際空港が立地するなど、今なお交通の要衝としての役割を担っています。

これらを背景として、市域最北部は山林や農地などの自然環境が広がり、市の中心部を東西に走る阪急宝塚線を境とする市域北中部は五月山の麓という豊かな自然環境と2つの駅を中心とする商業集積のもと良好な住宅環境が展開、市域中南部は平坦な地形に広がる住宅街のほか工業も集積する交通利便性の高い住宅衛星都市となっています。

学校施設は、このような地勢条件や交通環境、市街地形成の変遷過程を背景として整備・配置されてきたものであるという認識のもと、規模や配置の適正、施設更新の方向性等を検討する必要があります。

池田市域図



出典：国土地理院ウェブサイト「地理院地図」を加工して池田市教育委員会が作成

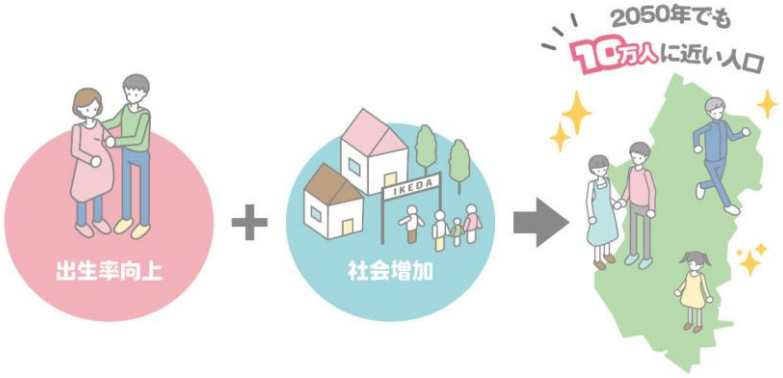
撮影期間　平成 24(2012)年 5 月～平成 25(2013)年 4 月

（２）人口推移

（将来人口の展望）

総合計画では令和 14（2032）年度において 10 万人の定住人口維持を目標としています。特に地方創生に関わる施策を整理し、推進するための下位戦略である「第３期池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、令和 32（2050）年時点で 10 万人に近い人口規模を維持することを将来展望として掲げています。

将来展望のイメージ

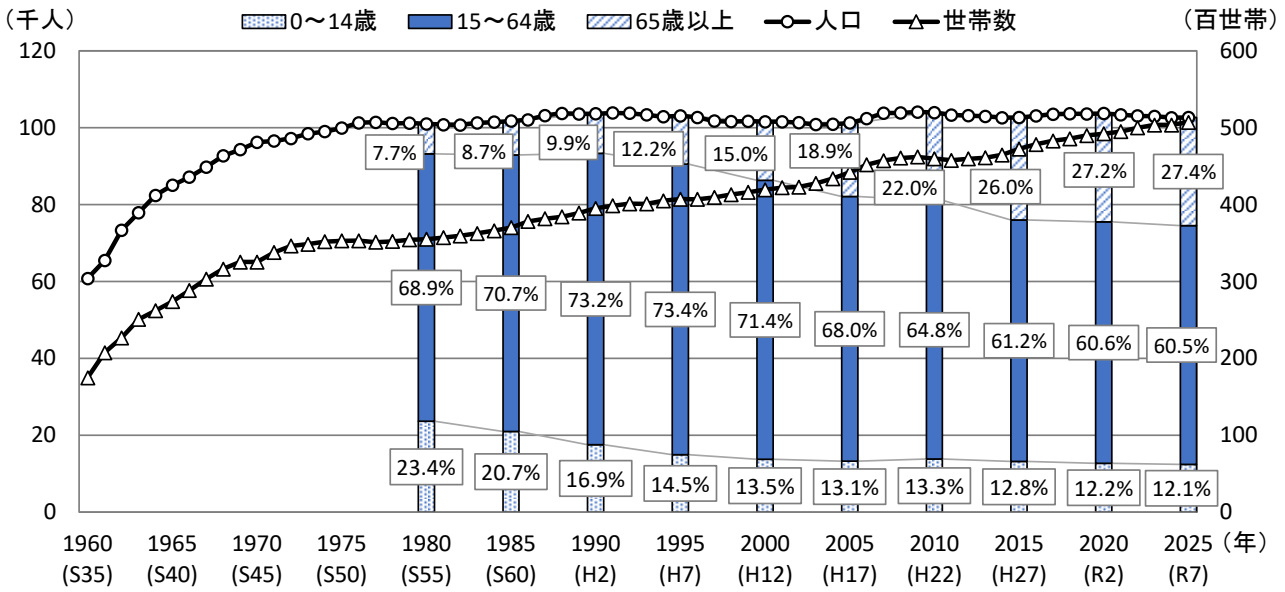


出典：第３期池田市まち・
ひと・しごと創生総合戦略

（人口 10 万人を維持しているまち）

高度経済成長期における住宅開発の進展に伴い急速に増加し、昭和 50（1975）年には 10 万人を上回り、現在までほぼ横ばいの状態で推移しています。また、20 年前と現在の年齢３区分別人口構成の比率を見ると、老齢人口（65 歳以上）が 8.5 ポイント増、生産年齢人口（15～64 歳）が 7.5 ポイント減、年少人口（０～14 歳）が 1.0 ポイント減であることから、老齢人口比率が大きく増加し、生産年齢人口が大きく減少している中、年少人口比率の減少が抑えられていることが窺えます。

人口・世帯数の推移



出典：人口・世帯数⇒・令和６（2024）年まで 池田市統計書
・令和７（2025）年 住民基本台帳

人口割合 ⇒・令和２（2020）年まで 池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
・令和７（2025）年 住民基本台帳

（年少人口の減少が抑えられている背景）

年少人口の推移を詳しく見ると、全国的な少子化の進行により、出生数（0歳人口）は減少傾向にあるものの、各年齢別の人口の推移を見ると年次を重ねるごとに増加傾向となっています。

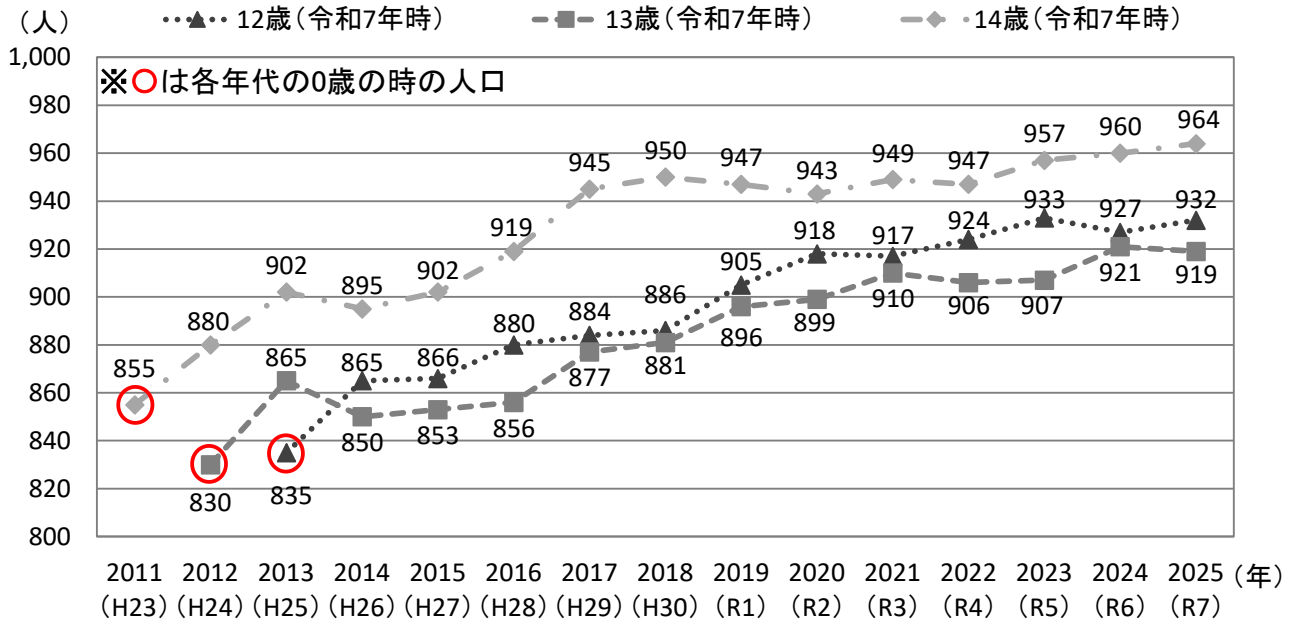
具体的な例を示すと、令和7（2025）年の14歳人口は964人となっていますが、その年代が0歳の時である平成23（2011）年の0歳人口は855人であり、14年間で109人も増加しています。

このような傾向は、1つの年齢に限ったものではなく、同じく令和7（2025）年の13歳人口、12歳人口など、年少人口の全てで確認することができます。

年少人口の推移

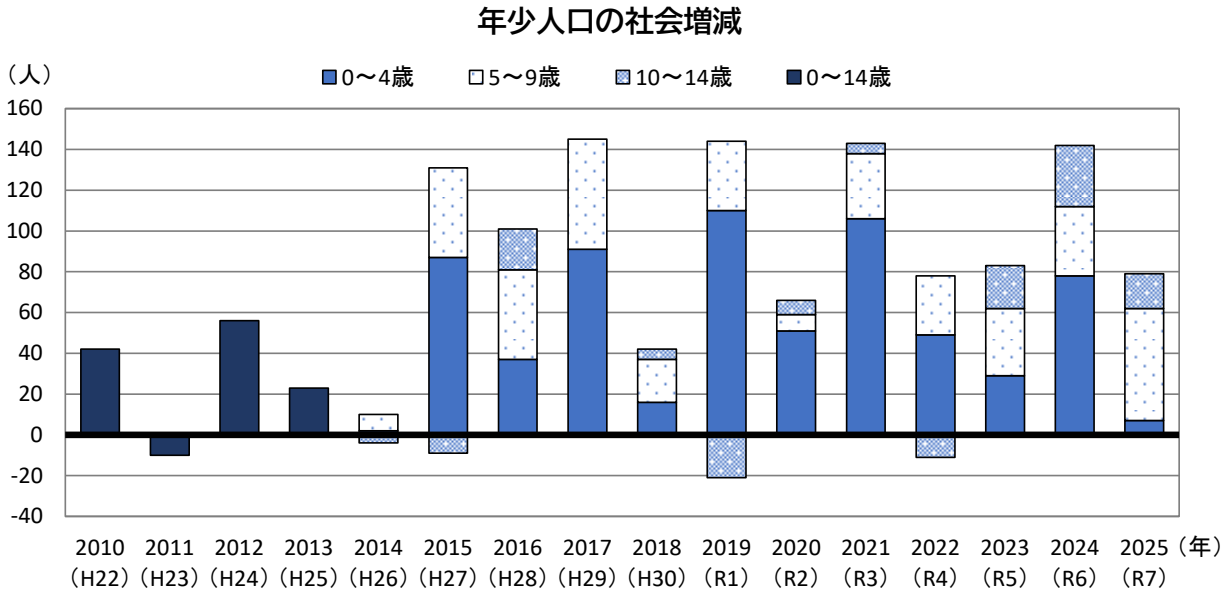
	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
14歳	891	983	966	1,001	971	1,011	980	937	997	938	905	935	972	930	930	964
13歳	983	965	985	970	1,003	973	933	1,000	936	905	928	977	937	930	960	919
12歳	960	990	964	1,007	973	933	1,001	937	896	939	970	940	925	957	921	932
11歳	982	965	1,009	986	942	992	932	896	937	978	927	926	947	907	927	877
10歳	966	996	982	943	987	932	896	923	976	925	928	949	906	933	869	938
9歳	997	993	942	980	927	896	911	977	918	933	943	910	924	862	926	855
8歳	986	950	982	931	890	909	980	916	929	947	899	917	863	928	848	882
7歳	958	985	936	896	898	976	892	920	950	896	918	863	915	847	885	855
6歳	998	946	894	894	973	890	906	945	886	905	853	918	843	883	839	838
5歳	932	908	904	968	888	897	919	877	881	847	914	820	856	840	832	798
4歳	902	902	957	889	885	902	856	884	836	901	819	863	834	830	784	787
3歳	887	943	883	875	895	853	880	832	898	805	865	823	815	791	779	752
2歳	939	889	886	902	850	866	805	875	788	833	824	815	761	784	748	699
1歳	902	894	880	865	865	779	863	779	817	812	806	754	770	735	694	705
0歳	877	855	830	835	754	835	725	791	761	732	737	734	703	682	669	622

2025(R7)の12～14歳の人口推移を抜粋



出典：住民基本台帳

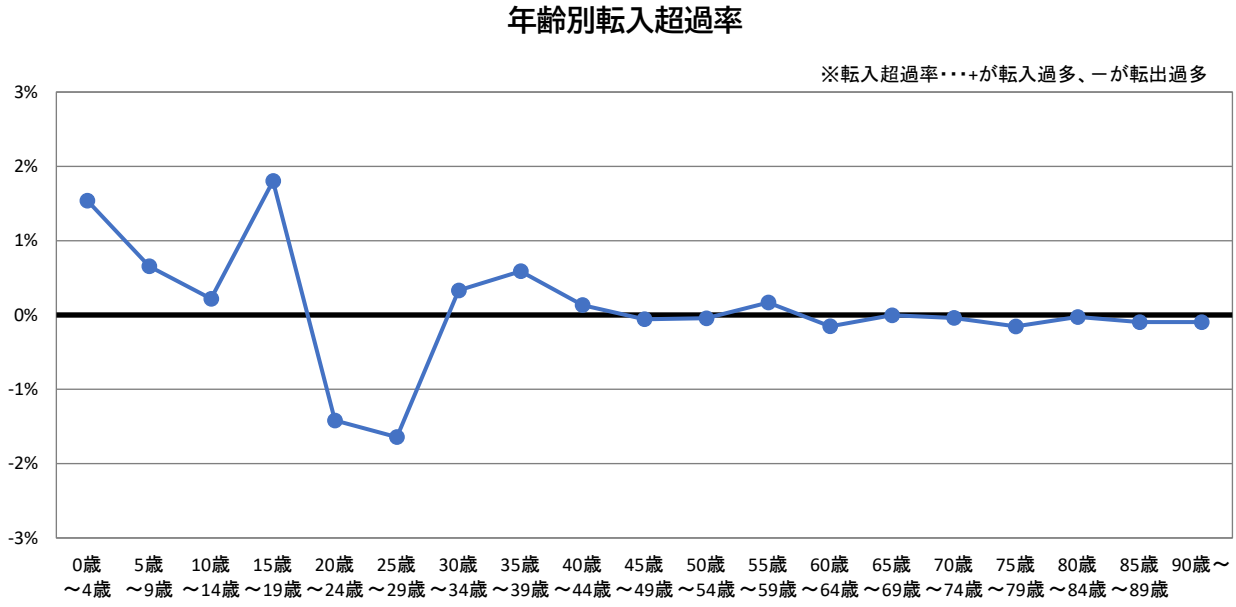
このような傾向を分析するため、住民基本台帳人口移動報告を確認すると、年少人口は平成26(2014)年以降、継続的に転入超過の状況となっています。



※2017 年以前の転入超過数は、日本人移動者のみのため、2018 年以降も日本人移動者のみを集計。
2013（H25）年以前は 0～14 歳の転入超過数の合計を表示。

出典：住民基本台帳人口移動報告

また、同じく住民基本台帳人口移動報告の 5 歳毎の転入超過数を用いた年齢別転入超過率を確認すると、 0 歳から 19 歳は転入超過、20 歳から 29 歳までは転出超過、30 歳から 44 歳までは転入超過となっています。



※転入超過率：転入超過数（5 歳区分ごと）【令和 2 （2020）年～令和 6 （2024）年の 5 か年平均】
÷人口（5 歳区分ごと）×100

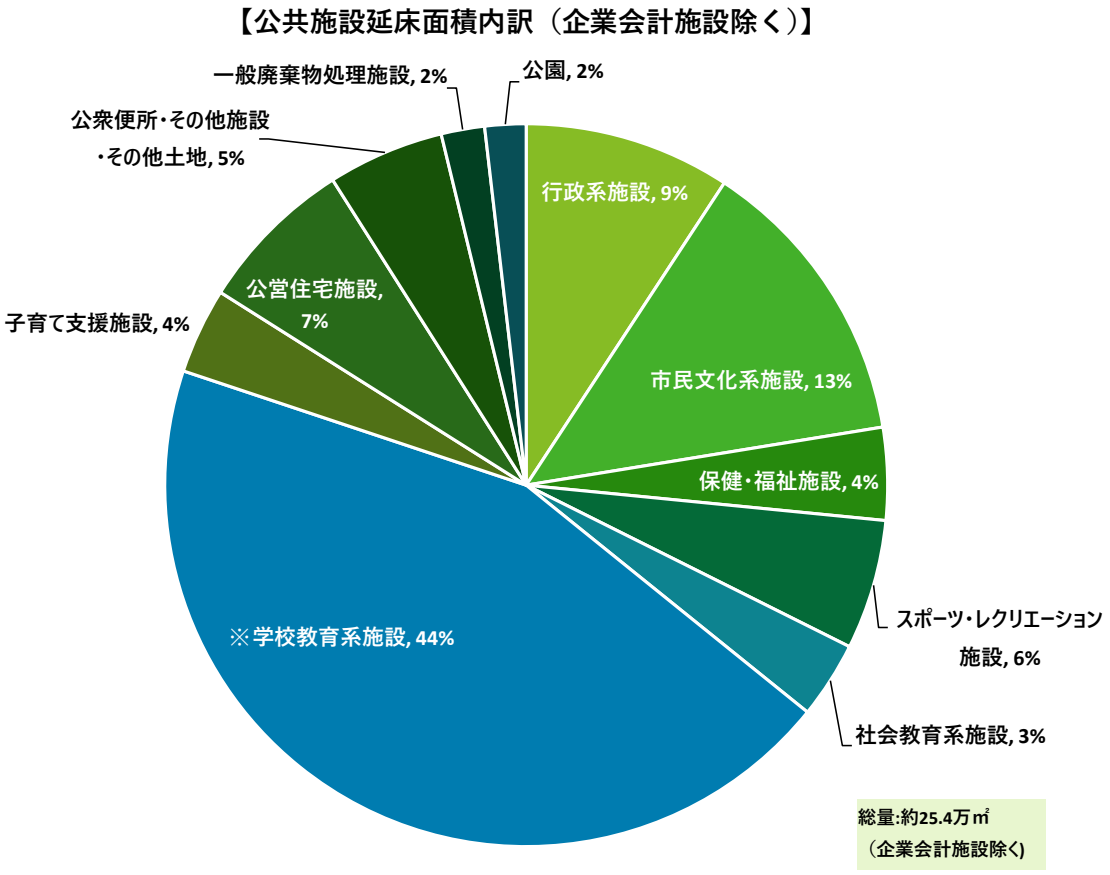
出典：転入超過数⇒住民基本台帳人口移動報告
人口　　⇒国勢調査（令和 2 （2020）年）
を基に池田市教育委員会が算出して作成

結果、出生数が減少の一途を辿る一方で、子育て世帯を中心とした転入により、年少人口の急減を食い止めている現況が窺えます。

（３）学校数及び学校施設の延床面積

（市有公共施設の多くを占める学校施設の延床面積と築年数経過の現状）

令和７（2025）年５月１日時点における学校施設は、市立小学校が９校、市立中学校が４校、市立義務教育学校が１校の計 14 校であり、棟数は全 56 棟、延床面積の合計は約 10.8 万㎡です。



※学校教育系施設とは学校、学校給食センター、教育センターであり、留守家庭児童会[※10]は含まない。

出典：池田市公共施設再整備事業計画

[※10] 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

小学校一覧

令和７（2025）年度時点

番号	名称	住所	延床面積（㎡）※	開校年月日	児童数（人）		学級数	
					通常学級	支援学級	通常学級	支援学級
1	池田小学校	池田市大和町１番４号	8,202	M 7. 2.25	638	49	23	9
2	秦野小学校	池田市畑１丁目１番１号	7,190	M 8.11.18	635	47	23	9
3	北豊島小学校	池田市豊島北２丁目12番１号	6,324	M 7. 2.28	519	50	19	8
4	呉服小学校	池田市姫室町10番１号	7,384	S14. 4. 1	552	24	18	5
5	石橋小学校	池田市井口堂３丁目３番30号	5,989	S28. 5.18	544	54	19	9
6	五月丘小学校	池田市五月丘２丁目３番１号	6,905	S35. 4. 1	301	23	12	4
7	石橋南小学校	池田市石橋４丁目６番１号	5,980	S47. 4. 1	235	29	12	4
8	緑丘小学校	池田市緑丘２丁目５番12号	6,540	S51. 4. 1	392	31	14	6
9	神田小学校	池田市神田２丁目４番１号	7,487	S53. 4. 1	465	47	16	7
			62,001		4,281	354	156	61

中学校一覧

令和７（2025）年度時点

番号	名称	住所	延床面積（㎡）※	開校年月日	生徒数（人）		学級数	
					通常学級	支援学級	通常学級	支援学級
1	池田中学校	池田市上池田１丁目６番17号	8,226	S22. 4.15	631	34	19	5
2	渋谷中学校	池田市五月丘４丁目１番１号	8,995	S23. 4. 1	723	30	20	7
3	北豊島中学校	池田市豊島北１丁目１番１号	8,232	S43. 3.31	426	35	13	5
4	石橋中学校	池田市井口堂３丁目６番１号	7,130	S53. 4. 1	391	35	12	6
			32,583		2,171	134	64	23

義務教育学校一覧

令和７（2025）年度時点

番号	名称	住所	延床面積（㎡）※	開校年月日	児童生徒数（人）		学級数	
					通常学級	支援学級	通常学級	支援学級
1	ほそごう学園	池田市伏尾台３丁目14番地	13,246	H30. 4. 1	234	30	12	7
					145	21	6	3
			13,246		379	51	18	10

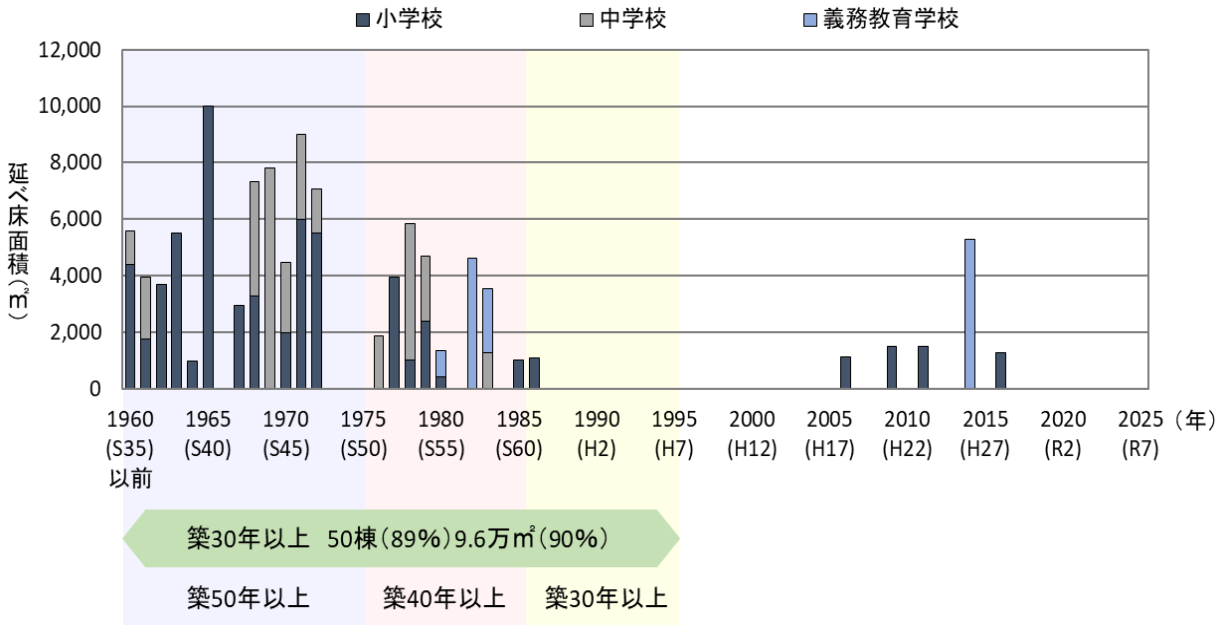
上段：前期課程　下段：後期課程

※別棟の倉庫等は含まず、校舎内の普通財産分（留守家庭児童会）を含む。

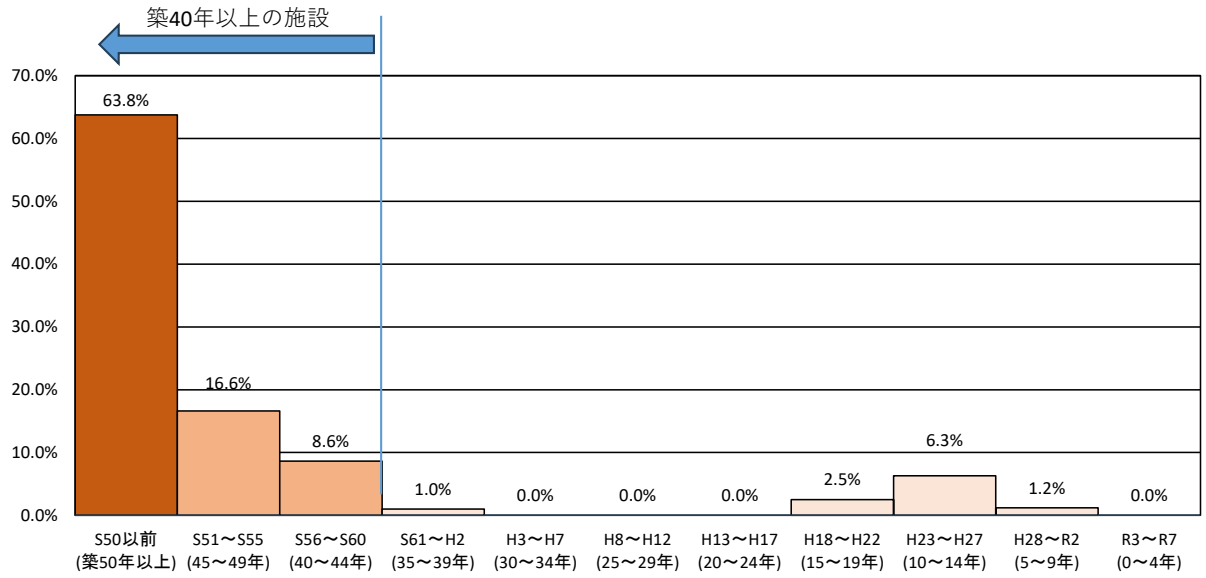
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）により、市町村は区域内にいる学齢児童生徒※11を就学させるために必要な小学校、中学校又は義務教育学校を設置することが義務付けられていることから、学校施設の延床面積は、市有公共施設の約 4 割と大きな割合を占めています。

また、本市の学校施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代の児童生徒の急増期に集中して現在の校舎が建築され、令和 7 年度時点でその 87.5%（延床面積割合 89.0%）が築 40 年以上を経過した施設となっており、昭和 56 年以前の旧耐震基準の建物は 44 棟と、全体の 78.6%（延床面積割合 80.5%）を占めています。

小・中・義務教育学校築年別整備状況（令和 7 年度時点）



小・中・義務教育学校築年別整備状況割合（令和 7 年度時点）



出典：池田市教育委員会が作成

※11 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（小学部並びに中学部）に就学する年齢のこども。
実際に市立学校に通学するこども（児童生徒）とは異なる概念。

（他自治体との学校数の比較）

このような現状の中、学校数の適正について調査・分析を行うため、任意の人口規模、高齢化率、財政力指数で抽出した自治体 20 市間で比較しました。結果、小学校、中学校ともに最下位から 2 番目であり、人口規模、高齢化率、財政力指数が類似している自治体の中で学校数は多くないということが確認できました。

人口規模、高齢化率、財政力指数が類似している自治体の学校数

＜比較市条件＞

人口規模：90,000～110,000 人以内　（本市：104,993 人）
高齢化率：35%以下　（本市：26.5%）
財政力指数：0.7～1.0 以内　（本市：0.89）

小学校　※義務教育学校前期課程を含む

自治体名	校数	順位
a 市	24	1
b 市	22	2
c 市	20	3
d 市	18	4
e 市	14	5
f 市	14	5
g 市	13	7
h 市	13	7
i 市	13	7
j 市	12	10
k 市	12	10
l 市	12	10
m 市	12	10
n 市	11	14
o 市	10	15
p 市	10	15
q 市	10	15
r 市	10	15
池田市	**10**	**15**
s 市	9	20

中学校　※義務教育学校後期課程を含む

自治体名	校数	順位
a 市	10	1
b 市	9	2
c 市	9	2
d 市	9	2
e 市	9	2
f 市	9	2
h 市	9	2
i 市	7	8
j 市	7	8
l 市	7	8
k 市	6	11
o 市	6	11
q 市	6	11
m 市	5	14
n 市	5	14
g 市	5	14
r 市	5	14
s 市	5	14
池田市	**5**	**14**
p 市	4	20

出典：Japan Dashboard（デジタル庁・内閣府）
【出所情報　①学校基本調査・②e-stat（都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系））】

（他自治体との学校施設の延床面積の比較）

同様に学校施設の延床面積の適正について調査・分析を行うため、令和５年度学校基本調査及び地方財政状況調査「公共施設状況調」を用いて、全国、大阪府、近隣自治体 12 市間の平均値で比較しました。結果、本市の学校施設は全国的に見て狭隘であり、また近隣自治体から見ても広いとは言えないことが確認できました。

学校１校当たりの児童生徒数、児童生徒１人当たりの延床面積

小学校　※義務教育学校前期課程を除く

	小学校１校当たりの児童数	順位
全国	317.85	－
大阪府	417.52	－
Ｉ市	646.12	1
Ｈ市	640.95	2
Ｅ市	625.14	3
Ｂ市	596.94	4
Ａ市	550.95	5
池田市	**525.78**	**6**
Ｊ市	505.7	7
Ｄ市	493.41	8
Ｇ市	489.07	9
Ｋ市	461.88	10
Ｆ市	417.6	11
Ｃ市	410.07	12

	児童１人当たりの延床面積	順位
全国	17.76	－
大阪府	15.88	－
Ｇ市	17.9	1
Ｃ市	16.59	2
Ｆ市	16.45	3
Ｋ市	15.96	4
Ｊ市	15.59	5
Ｄ市	14.79	6
池田市	**14.5**	**7**
Ｉ市	13.67	8
Ａ市	13.52	9
Ｈ市	13.13	10
Ｂ市	12.71	11
Ｅ市	11.28	12

中学校　※義務教育学校前期課程を除く

	中学校１校当たりの生徒数	順位
全国	319.17	－
大阪府	432.08	－
Ｉ市	654.13	1
Ａ市	596.31	2
池田市	**581.25**	**3**
Ｈ市	564.68	4
Ｄ市	543.21	5
Ｋ市	540.14	6
Ｇ市	527.28	7
Ｂ市	509.72	8
Ｅ市	497.75	9
Ｃ市	469.89	10
Ｊ市	437.58	11
Ｆ市	397	12

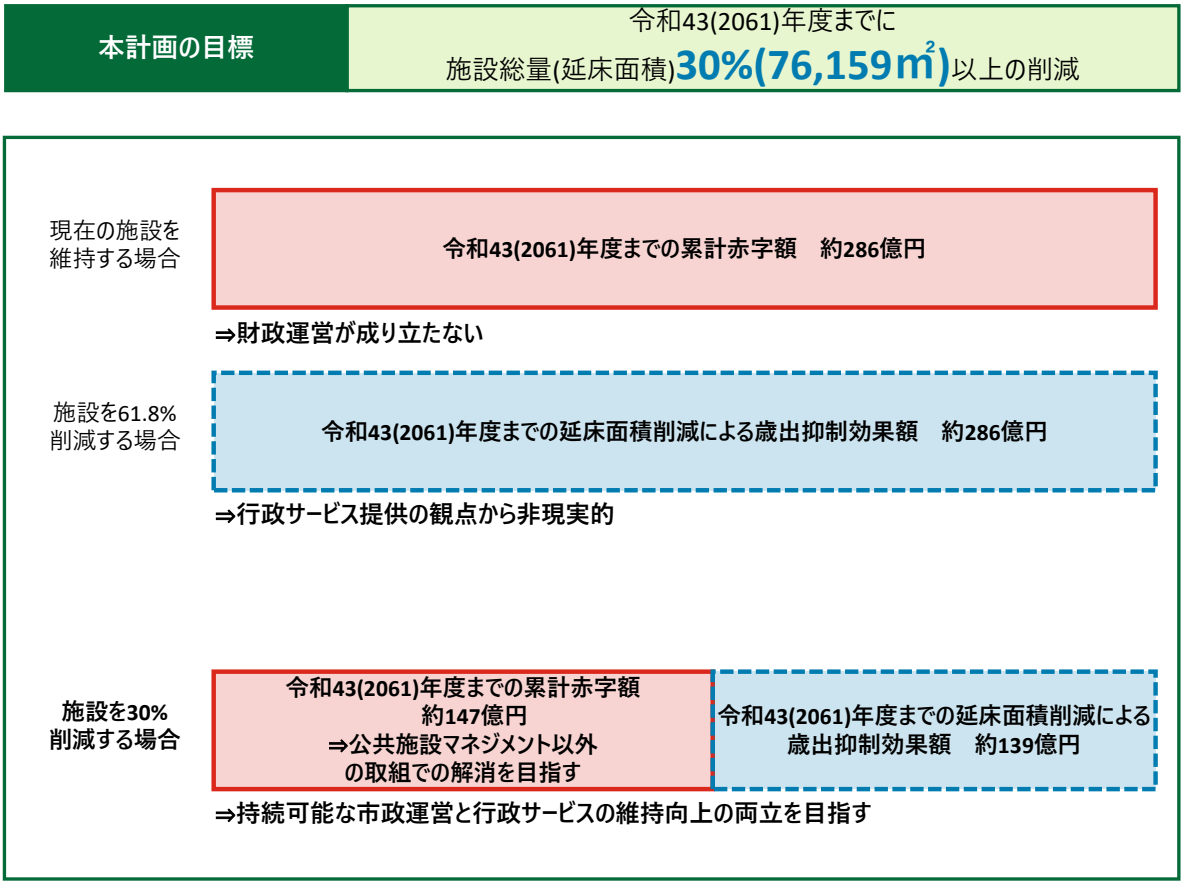
	生徒１人当たりの延床面積	順位
全国	22.32	－
大阪府	18.76	－
Ｅ市	22.99	1
Ｆ市	21.24	2
Ｊ市	19.99	3
Ｇ市	17.24	4
Ｃ市	17.21	5
Ｈ市	16.38	6
Ｄ市	16.35	7
池田市	**15.61**	**8**
Ｂ市	15.48	9
Ｋ市	15.42	10
Ａ市	15.37	11
Ｉ市	15.29	12

出典：学校数・児童生徒数⇒令和５年度学校基本調査
延床面積　　⇒地方財政状況調査「公共施設状況調」（令和５年度）
を基に池田市教育委員会が算出して作成

（施設総量の削減目標の設定）

総合計画の前期基本計画期間における行財政改革の方向性のもと策定された再整備事業計画における基本方針では、「中長期的な市の財政を見据えた施設総量の削減」、「公共施設の『機能』を重視した施設再整備」、「地域特性や立地状況を踏まえた施設再整備」が掲げられており、令和 43（2061）年度までに学校施設も含めて公共施設における延床面積の 30%以上の削減という将来的目標が設定されています。

【削減目標と赤字解消額】



出典：池田市公共施設再整備事業計画

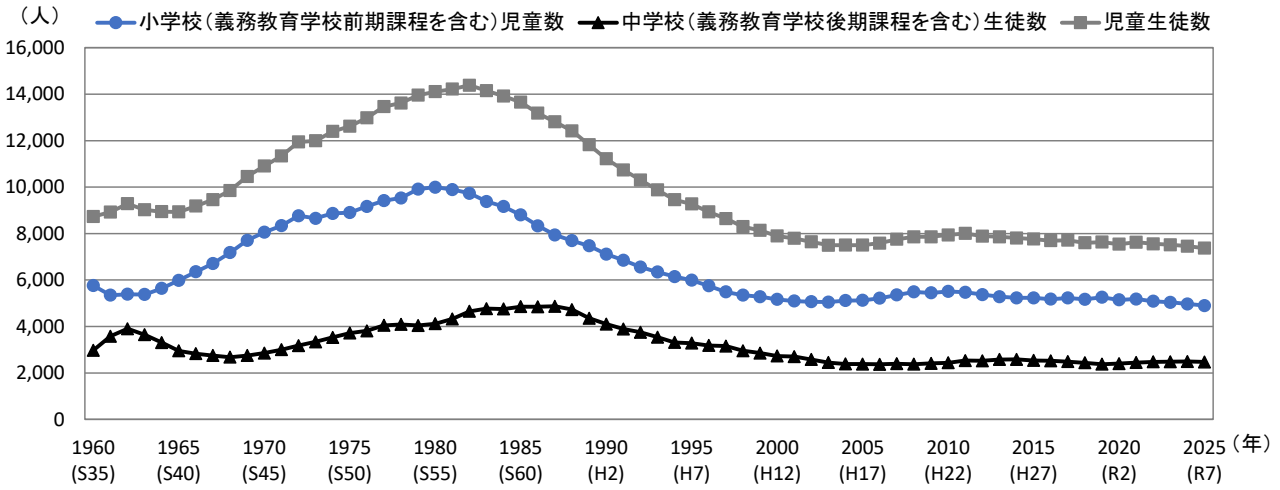
（４）児童生徒数及び学級数の変化

（児童生徒数の推移）

令和７（2025）年５月１日時点の児童生徒数は、児童数が 4,899 人、生徒数が 2,471 人、合計 7,370 人です。

児童生徒数は昭和 57（1982）年の 14,383 人をピークに急減しましたが、平成 15（2003）年を境に 7,000 人台となり、以降、今日に至るまで大きな変化はありません。

児童生徒数の推移（各年５月１日）

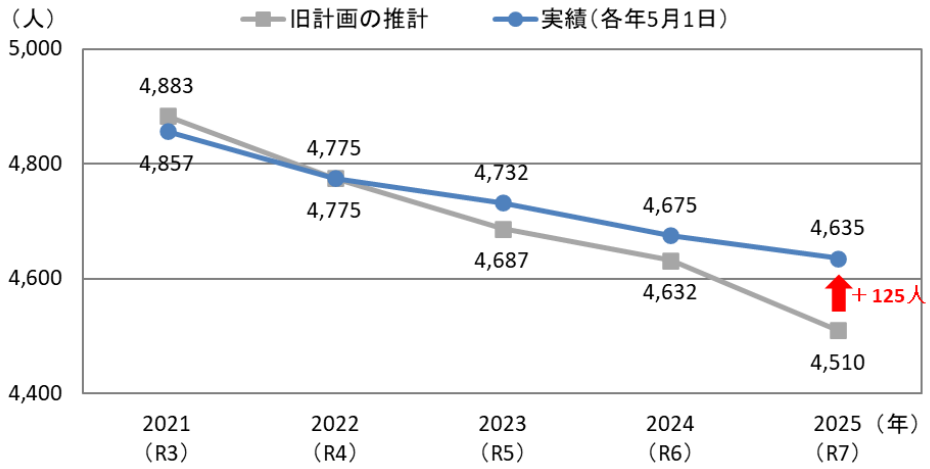


出典：池田市統計書、池田市立学校園園児・児童・生徒数等一覧

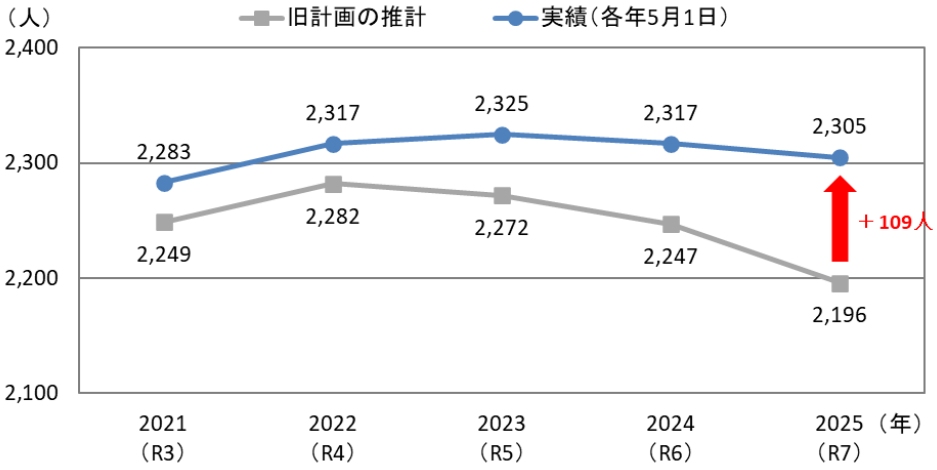
（旧計画の児童生徒数推計の検証）

旧計画における児童生徒数の推計値とこれまでの実績値を比較したところ、実績値が推計値を上回る結果となっています。

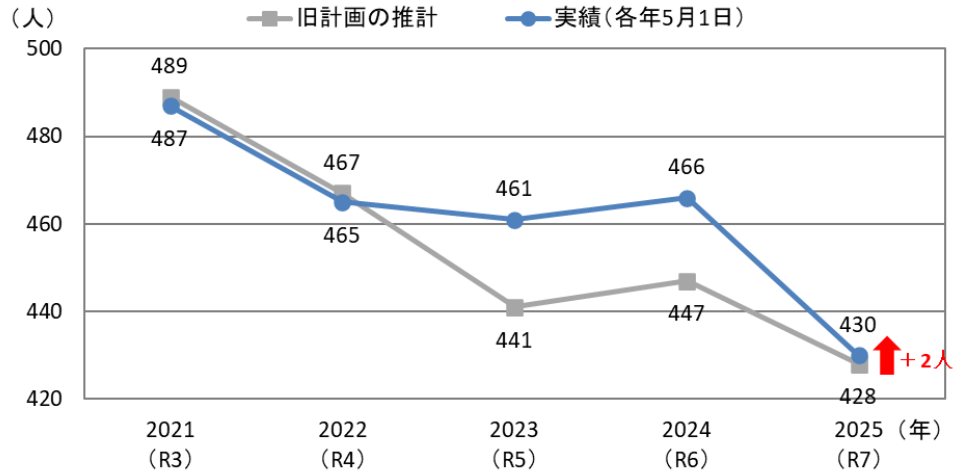
旧計画の児童数推計の検証【小学校】



旧計画の生徒数推計の検証【中学校】



旧計画の児童生徒数推計の検証【義務教育学校】



出典：池田市学校施設の長寿命化計画、池田市立学校園園児・児童・生徒数等一覧

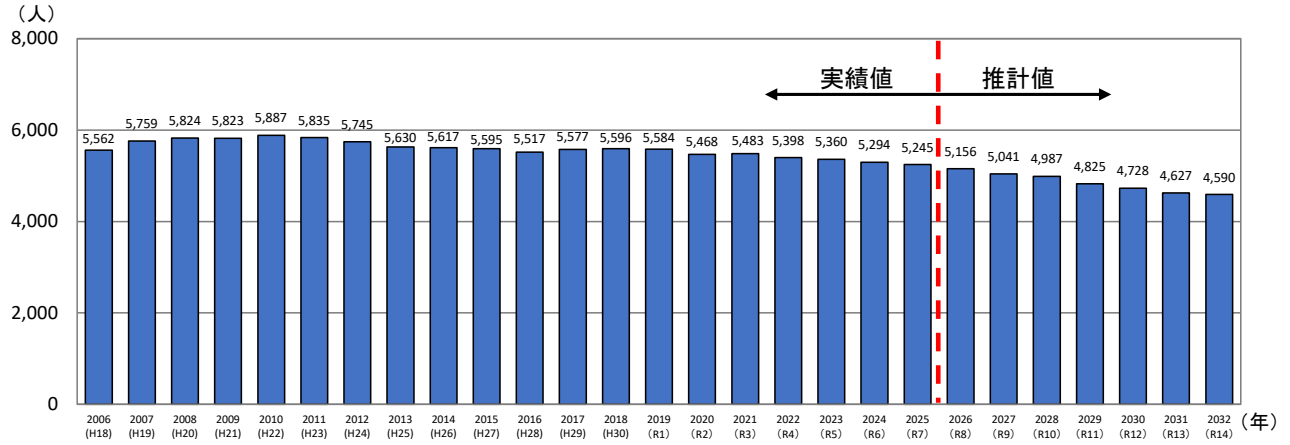
（学齢児童生徒数の分析）

前述のとおり、市町村は区域内にいる学齢児童生徒※12を就学させるために必要な小学校、中学校又は義務教育学校を設置することが義務付けられていることから、学齢児童生徒数の推移についても分析しました。

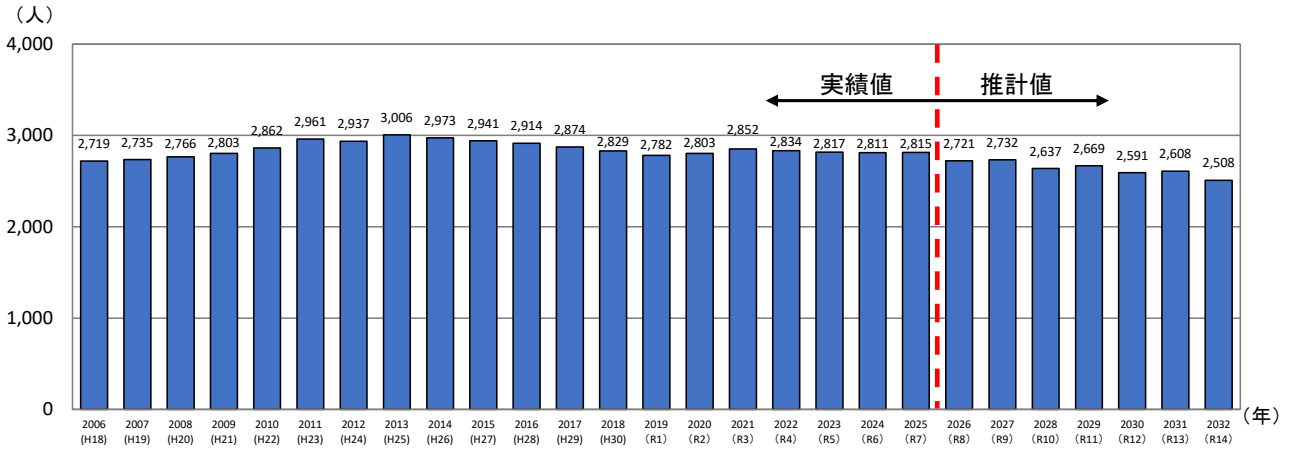
結果、本市の学齢児童生徒の数は、この 20 年間では概ね横ばいで推移しており、学齢生徒数に至っては、20 年前と比較すると増加しています。

また、今後の学齢児童生徒数の推計※13を行った結果、令和 14（2032）年度における学齢児童生徒数は、少子化の影響が今後も継続的であると見据え、7,098 人と減少傾向を見込んでいます。しかし、子育て世帯の転入超過傾向という本市の特性と、旧計画の児童生徒数推計の検証を踏まえると、より緩やかに推移することも見込まれます。

学齢児童数の推計【小学校】



学齢生徒数の推計【中学校】



出典：実績値⇒池田市立学校園園児・児童・生徒数等一覧
推計値⇒池田市教育委員会

※12 （再掲）小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（小学部並びに中学部）に就学する年齢のこども。実際に市立学校に通学するこども（児童生徒）とは異なる概念。

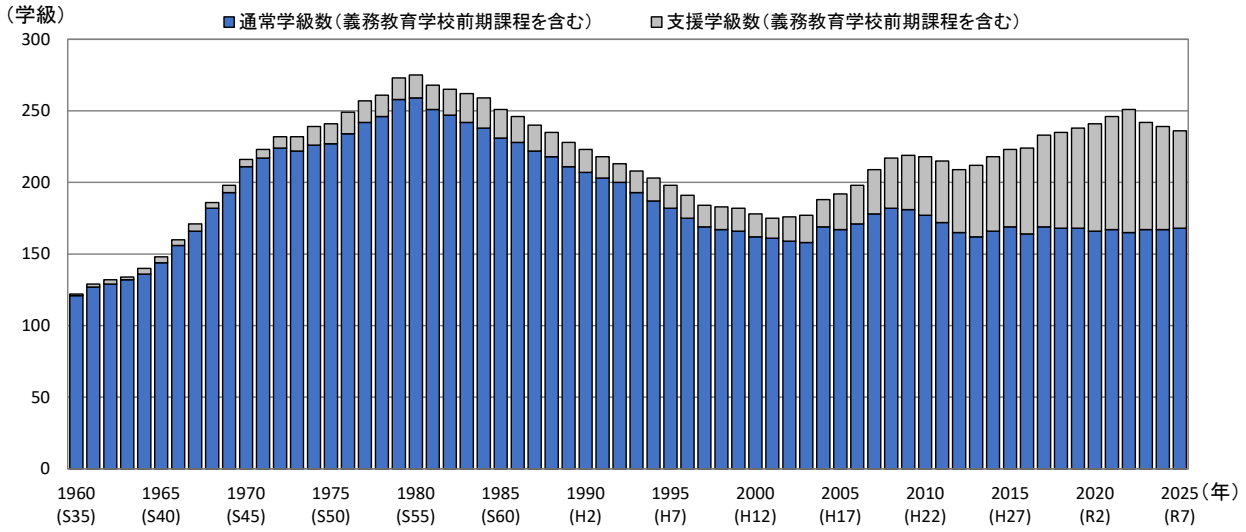
※13 令和 5 (2023)年の国立社会保障・人口問題研究所が実施した推計値を下回る低位推計。

（学級数の推移）

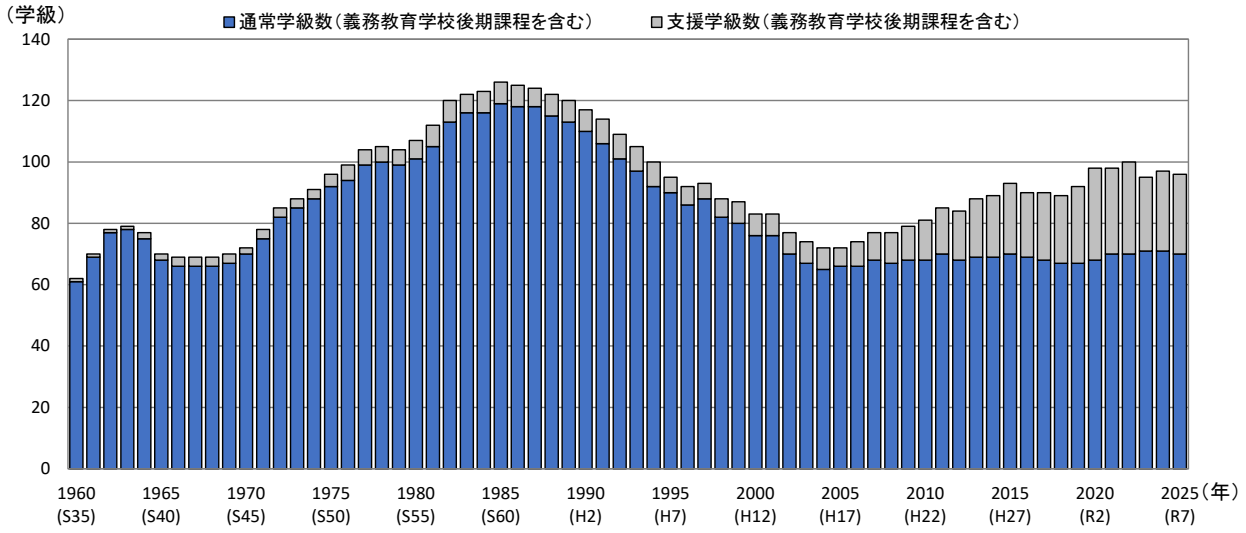
令和 7（2025）年 5 月 1 日時点の学級数は、小学校で 236 学級（義務教育学校前期課程を含む）、中学校で 96 学級（義務教育学校後期課程を含む）、合計 332 学級です。

学級数は昭和 57（1982）年の 385 学級をピークに一度は減少しましたが、平成 15（2003）年以降、児童生徒数に大きな変化が見られない一方で、少人数学級制の実施と支援学級の増加により、一転して増加傾向にあります。

学級数の推移【小学校】（各年 5 月 1 日）



学級数の推移【中学校】（各年 5 月 1 日）

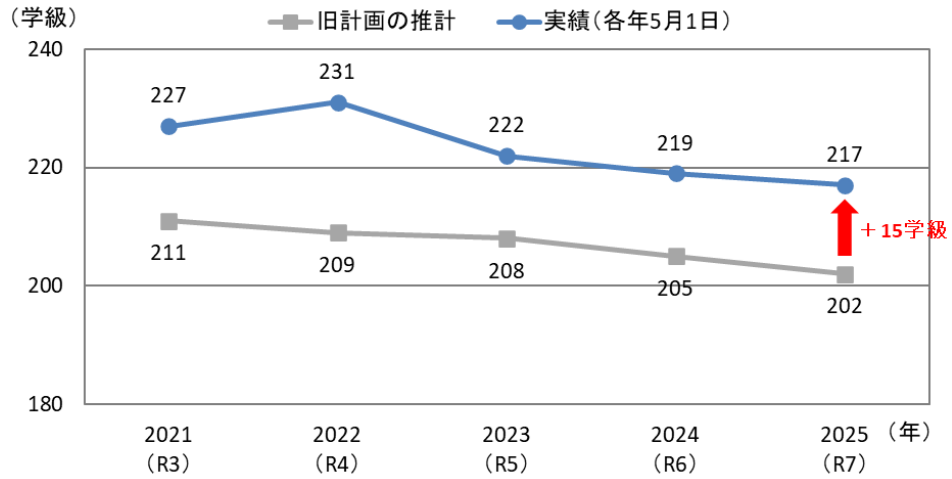


出典：池田市統計書、池田市立学校園園児・児童・生徒数等一覧

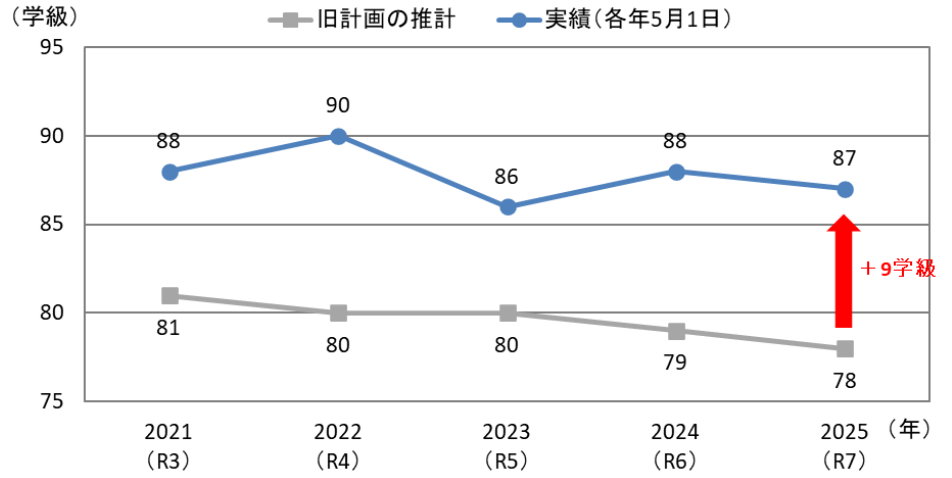
（旧計画の学級数推計の検証）

増加傾向の結果、旧計画の児童生徒数推計の検証と同様に、旧計画の学級数推計の検証を行ったところ、学級数についても実績値が旧計画の推計値を上回っています。

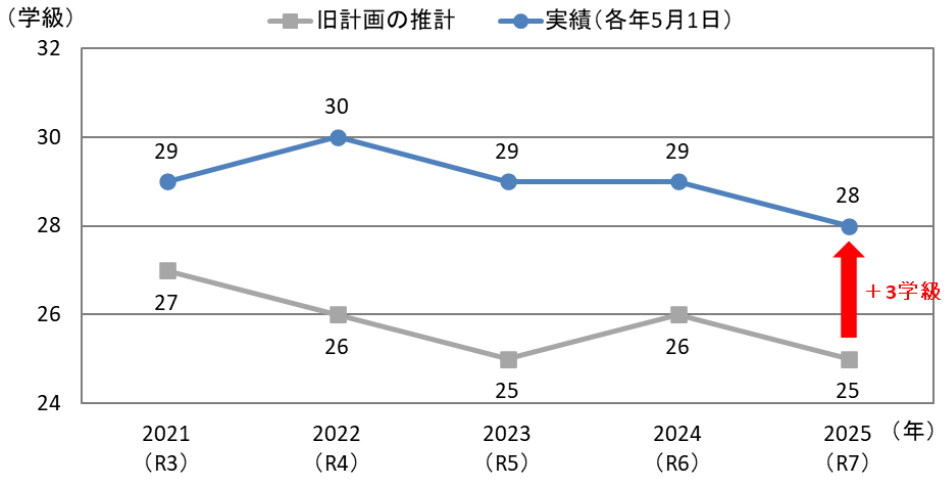
旧計画の学級数推計の検証【小学校】



旧計画の学級数推計の検証【中学校】



旧計画の学級数推計の検証【義務教育学校】

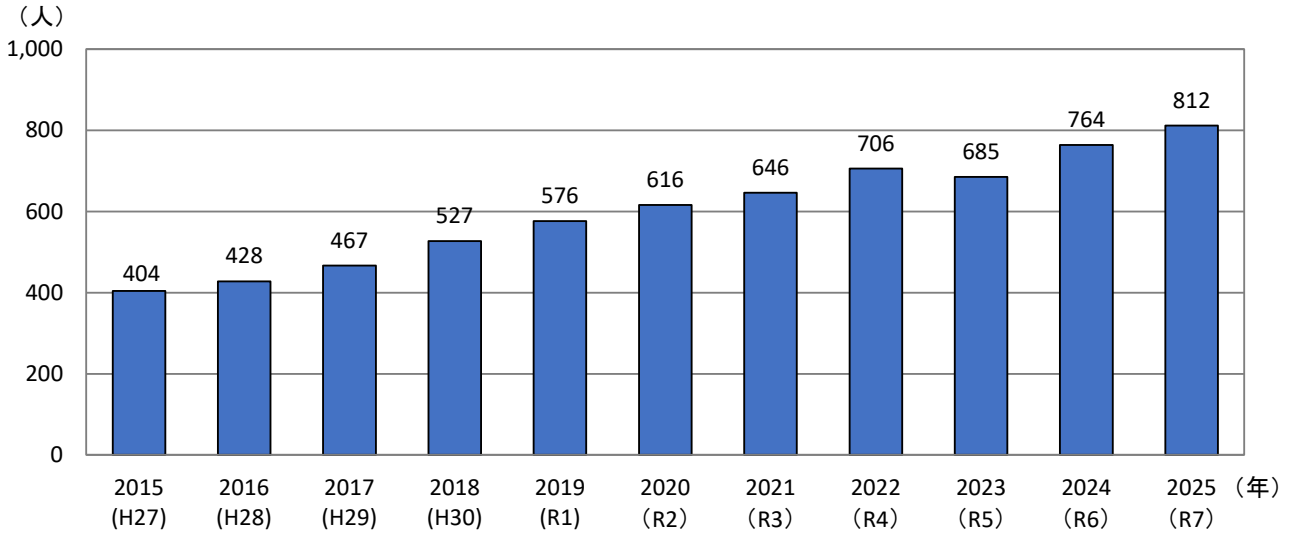


出典：池田市学校施設の長寿命化計画、池田市立学校園園児・児童・生徒数等一覧

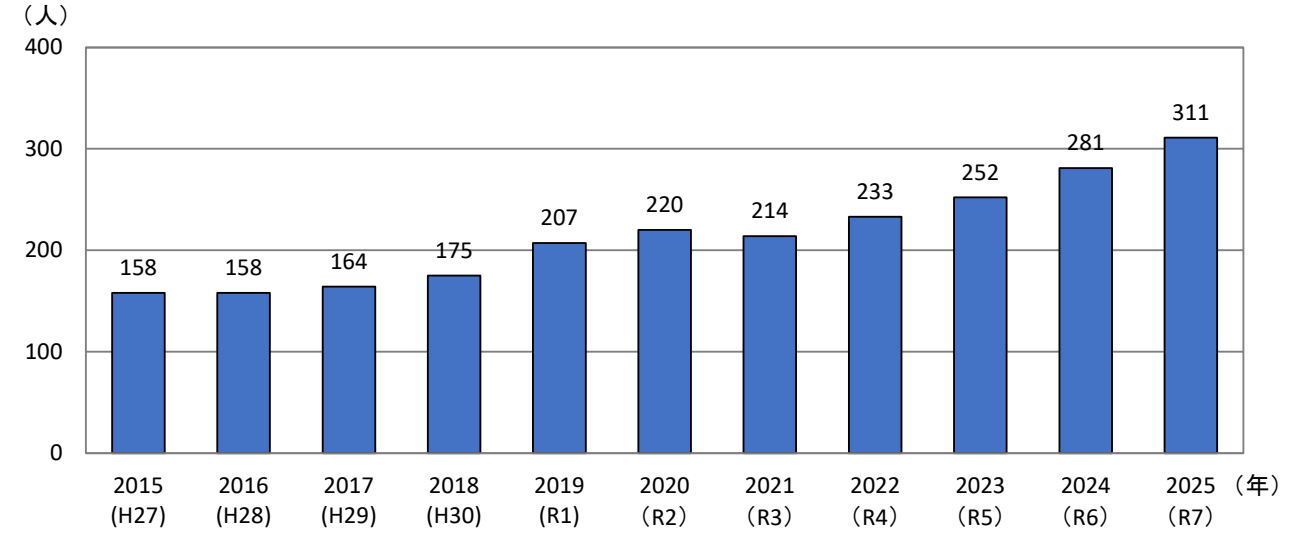
（支援が必要な児童生徒の推移）

学級数の増加の一因である支援学級の増加を踏まえて、支援が必要な児童生徒[※14]に分析を行った結果、児童生徒数が大きな変化のない中、支援が必要な児童生徒は、10 年間で倍増しており、著しく増加傾向にあることが確認できました。

池田市の支援が必要な児童数の推移【小学校】



池田市の支援が必要な生徒数の推移【中学校】



出典：池田市教育委員会が作成

※14 支援学級に在籍している児童生徒、通級指導を受ける児童生徒、要配慮児童生徒の合計。

（５）地域の立地特性

①池田小学校区

池田小学校区は、阪急池田駅や国道 176 号線をはじめとする都市機能が集積する本市の中心市街地に位置しています。用途地域構成では商業系が校区面積の 24.3％を占める一方、第一種低層住居専用地域の指定がなく、共同住宅に住む世帯が最も多い校区であることから、中高層の共同住宅が多く立地しており、現在もマンション開発が進められています。

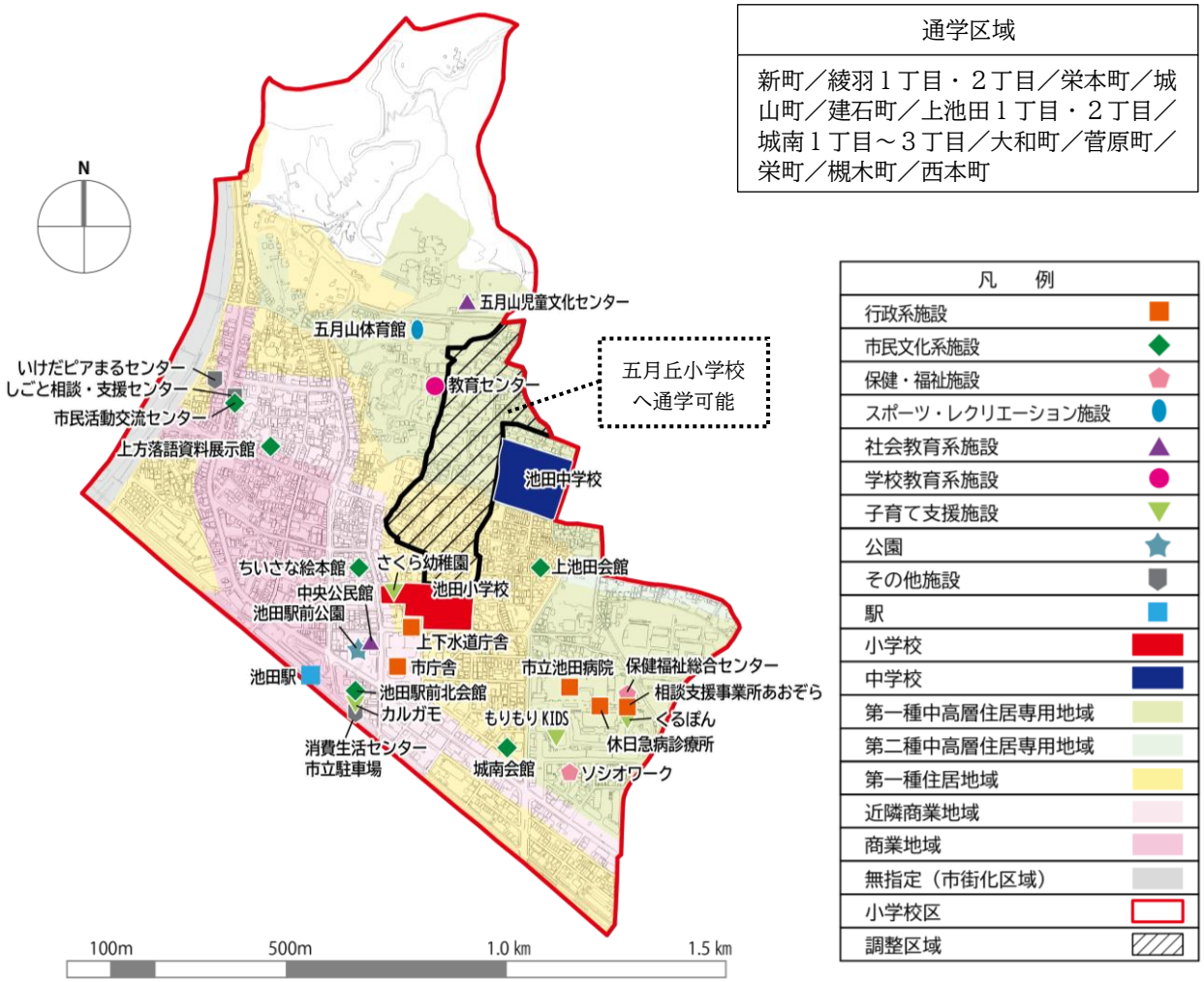
市街化区域の面積のみで校区内人口を除した場合の密度も、市内で２番目に高く、住宅地の公示地価は全小学校区の中で最も高い水準にあり、本市における居住ニーズの高い地区となっています。

また、市内で最も人口規模の大きい小学校区です。

６歳から 14 歳の人口についても同様に最も高い割合を占めており、人口・世帯数の推移は少子化の進行により年少人口は減少傾向にあるものの、共同住宅の供給等を背景として総人口は増加傾向にあり、今後も一定の居住需要が見込まれます。

一方で、校区北部には五月山山麓部が含まれており、校区面積の 15.5％が市街化調整区域にも指定されていることから、市街地と自然環境が共存する地域特性を有しています。

池田小学校区の現況

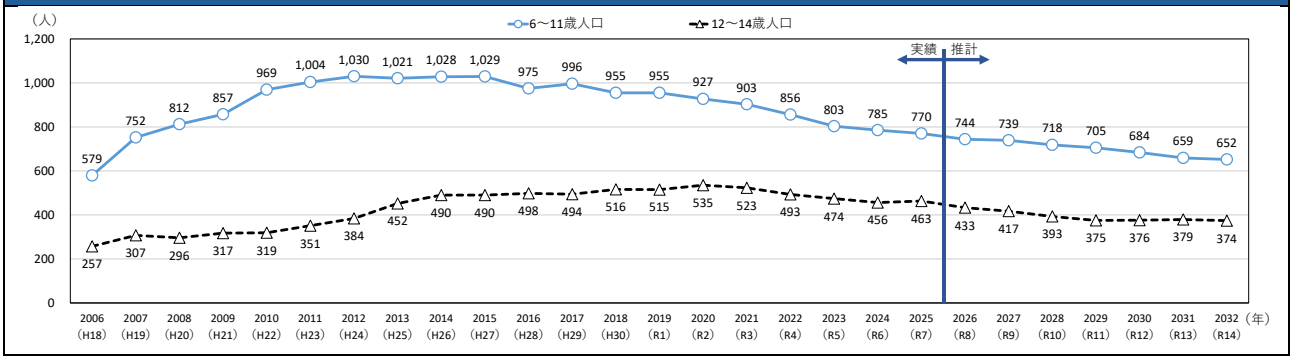


地域基礎データ（池田小学校区）

地域世帯数	地域人口			在籍児童数
		6～11 歳人口	12～14 歳人口	
7,162 世帯 （市の 14.1%）	14,488 人 （市の 14.1%）	770 人 （市の 14.7%）	463 人 （市の 16.5%）	687 人 （市の 14.0%）
1 世帯当たりの人員	2.02 人			

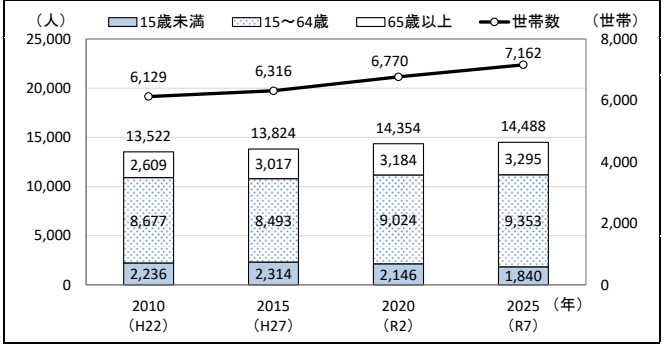
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
1.40 ㎢ （市の 6.3%）	1.18 ㎢ （市の 10.9%）	12,278 人/㎢

※人口密度は地域の全人口が市街化区域に居住すると仮定して池田市教育委員会が算出して作成

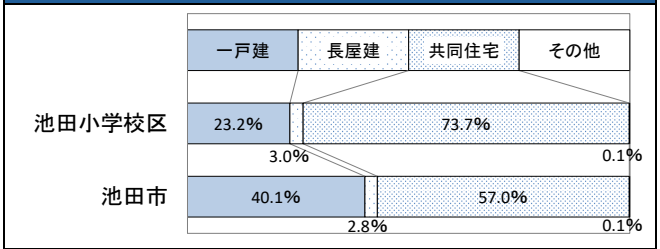
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
－	28.4%	0.9%	27.2%	－	－
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
12.9%	11.4%	－	－	3.6%	15.5%

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	229,000
平成 21(2009)年	244,000
平成 26(2014)年	237,000
平成 31(2019)年	286,000
令和　6(2024)年	331,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

②秦野小学校区

秦野小学校区は、市域北部に広がる五月山山系を含むことから、校区面積の約 3 分の 2 を市街化調整区域である山林・丘陵地が占めています。

一方で、宅地は校区南部の市街化区域に集中していることから、人口密度の高い集積となっています。

土地利用の状況を見ると、第一種低層住居専用地域の占める割合が高く、戸建て住宅に居住する世帯割合が 57.3%と全校区の中で最も高いことから、戸建住宅を中心とした住宅地が形成されており、住宅地の公示地価は市内でも比較的低い水準にあります。

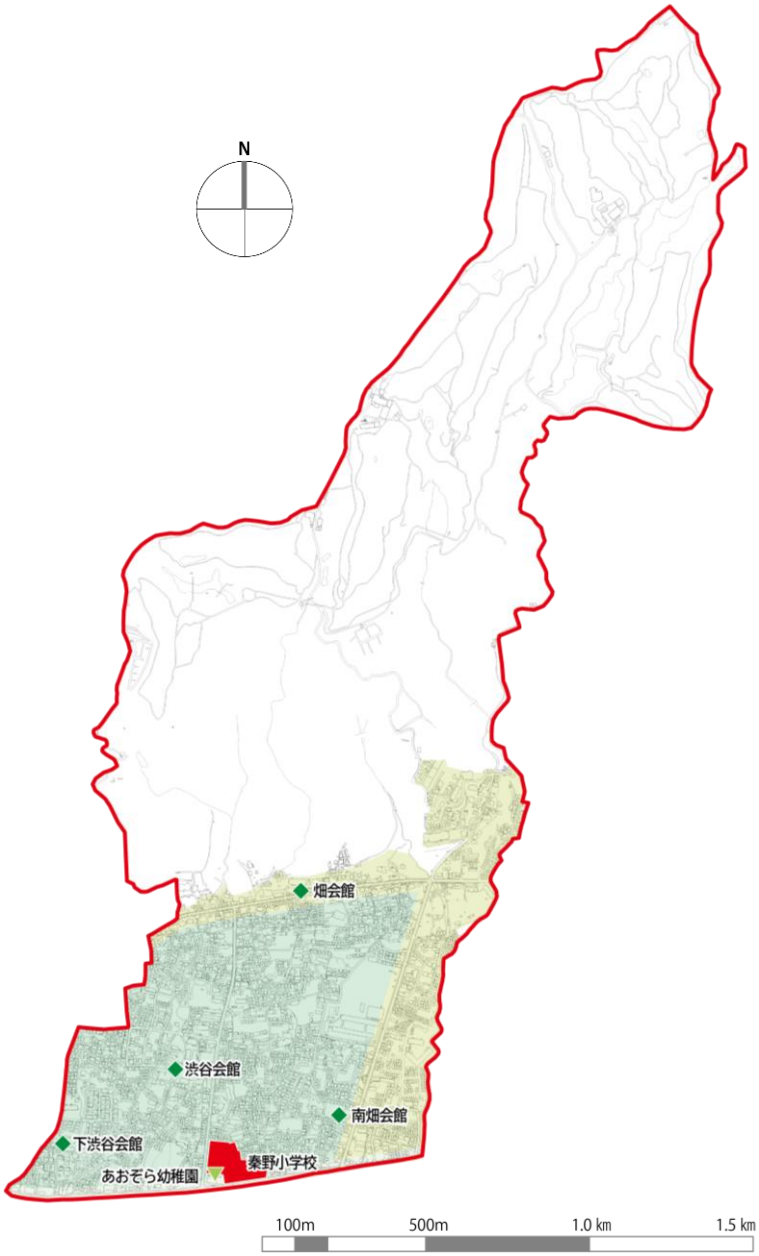
こうした住宅環境を背景に、1 世帯当たり人員は全校区内で最も高く、年少人口（0～14 歳）割合も全校区内で 2 番目に高い水準にあることから、子育て世帯の居住割合が高いことが窺えます。

なお、石橋小学校区には、秦野小学校に通学できる調整区域（旭丘 1 丁目、2 丁目）が設定されていることから、令和 7 年度時点で、校区内の学齢児童数以上（104.6%）の児童が秦野小学校に通学している状況にあります。

秦野小学校区の現況

通学区域
渋谷 1 丁目～3 丁目／畑 1 丁目～畑 5 丁目／※旭丘 1 丁目・2 丁目（石橋小学校区の調整区域）

凡　例
市民文化系施設
子育て支援施設
小学校
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
小学校区

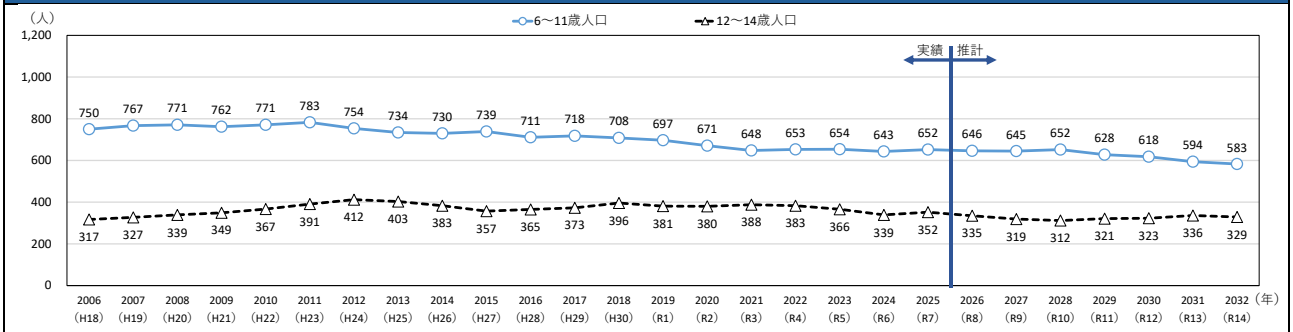


地域基礎データ（秦野小学校区）

地域世帯数	地域人口			在籍児童数
		6～11 歳人口	12～14 歳人口	
4,641 世帯 （市の 9.2%）	10,662 人 （市の 10.4%）	652 人 （市の 12.4%）	352 人 （市の 12.5%）	682 人 （市の 13.9%）
1 世帯当たりの人員	2.30 人			

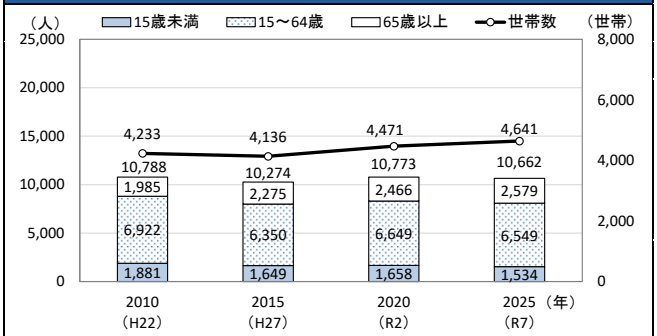
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
3.32 ㎢ （市の 15.0%）	1.06 ㎢ （市の 9.8%）	10,058 人/㎢

※人口密度は地域の全人口が市街化区域に居住すると仮定して池田市教育委員会が算出して作成

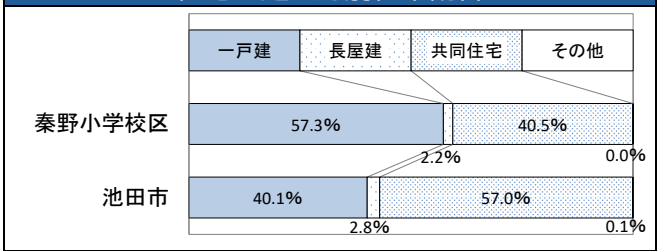
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
20.5%	10.0%	1.5%	－	－	－
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
－	－	－	－	－	68.0%

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	179,000
平成 21(2009)年	167,000
平成 26(2014)年	－
平成 31(2019)年	143,000
令和　6(2024)年	147,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

③北豊島小学校区

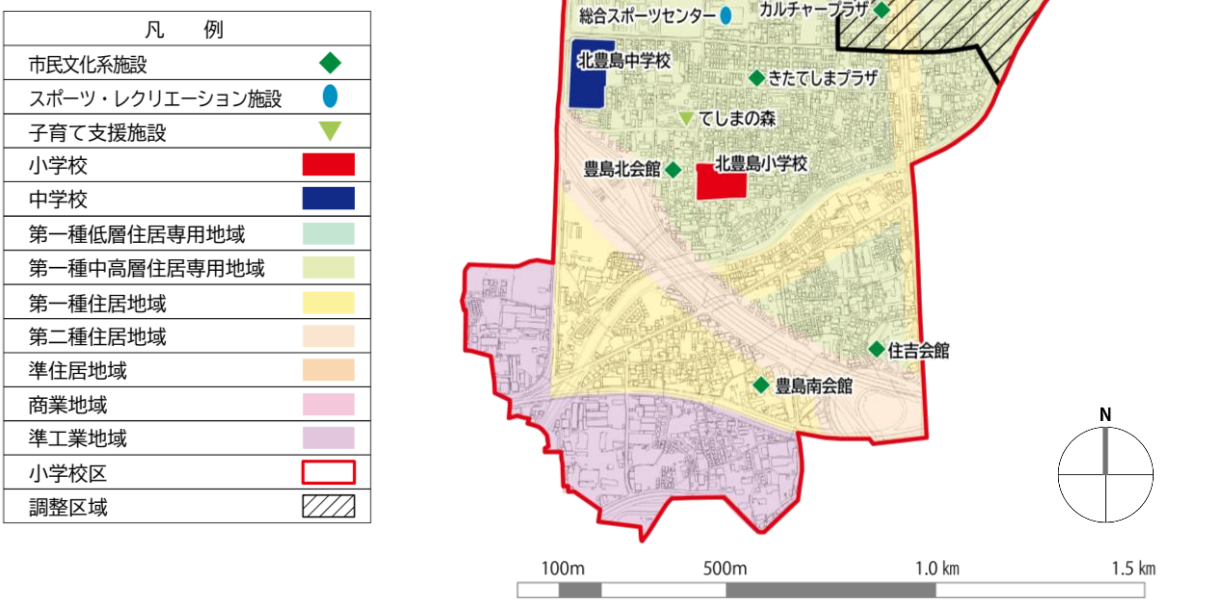
北豊島小学校区は、市域南部に位置し、市域北部の丘陵地とは異なり、比較的平坦な地形を有しています。校区北部には国道 171 号線が通り、南部には中国自動車道中国池田インターチェンジが立地するなど、広域交通の利便性に優れた地域となっていることから、住宅地に加え準工業地域も含まれるなど、多様な土地利用が形成されています。

用途地域の状況を見ると、住居系の面積が全校区内で最も広い一方で、人口密度が低く、戸建住宅に住む世帯数が全校区内で最も多く、戸建住宅を中心とした良好な住宅地が広がっています。

こうした住宅環境を背景に、近年は年少人口が増加傾向にあることから、子育て世帯の流入と考えられ、比較的安定した学齢人口を維持している地域です。

北豊島小学校区の現況

通学区域
八王寺２丁目／天神１丁目・２丁目／住吉１丁目２～５番・１４～１９番（市道東畑住吉線で区分される西側区域）／住吉２丁目１～３番・１４番（市道東畑住吉線及び府道中央環状線で区分される北西区域）／豊島南１丁目・２丁目／豊島北１丁目・２丁目／荘園１丁目・２丁目

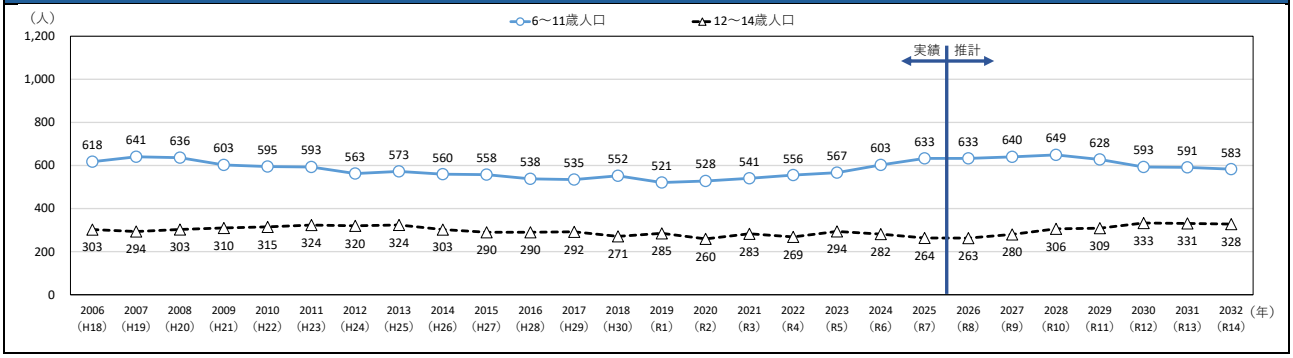


地域基礎データ（北豊島小学校区）

地域世帯数	地域人口			在籍児童数
		6～11 歳人口	12～14 歳人口	
6,389 世帯 （市の 12.6%）	12,413 人 （市の 12.1%）	633 人 （市の 12.1%）	264 人 （市の 9.4%）	569 人 （市の 11.6%）
1 世帯当たりの人員	1.94 人			

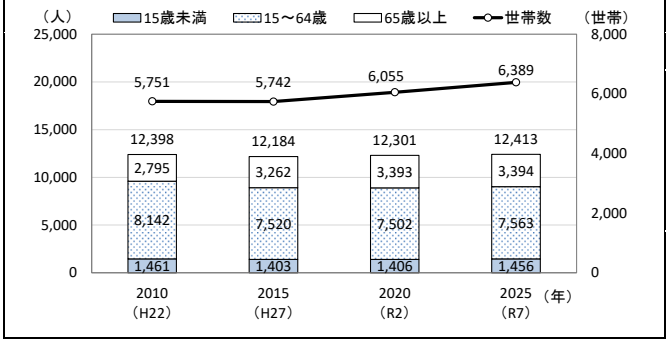
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
1.56 ㎢ （市の 7.0%）	1.56 ㎢ （市の 14.4%）	7,957 人/㎢

※人口密度は池田市教育委員会が算出して作成

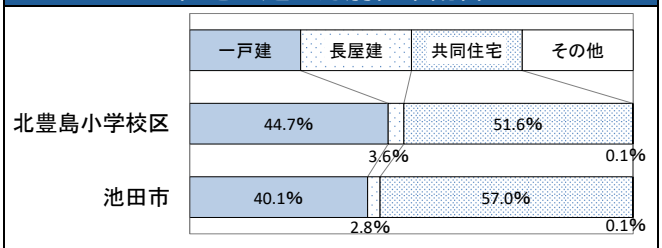
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
6.9%	45.6%	0.0%	17.4%	10.2%	4.7%
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
－	0.2%	15.0%	－	－	－

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）

平成 16(2004)年	－
平成 21(2009)年	－
平成 26(2014)年	－
平成 31(2019)年	195,000
令和　6(2024)年	200,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

④呉服小学校区

呉服小学校区は、池田小学校区と阪急宝塚線を境に隣接、地形は比較的平坦であり、本市の中心部に位置しています。

阪急池田駅へのアクセスに優れ、公共交通の利便性が高い地域です。また、用途地域の構成では商業系地域が校区面積の 7.1%、校区西部には自動車産業を中心とする工業系地域が校区面積の約 20%を占めており、住宅地、商業地及び産業系土地利用が共存する地域特性を有しています。

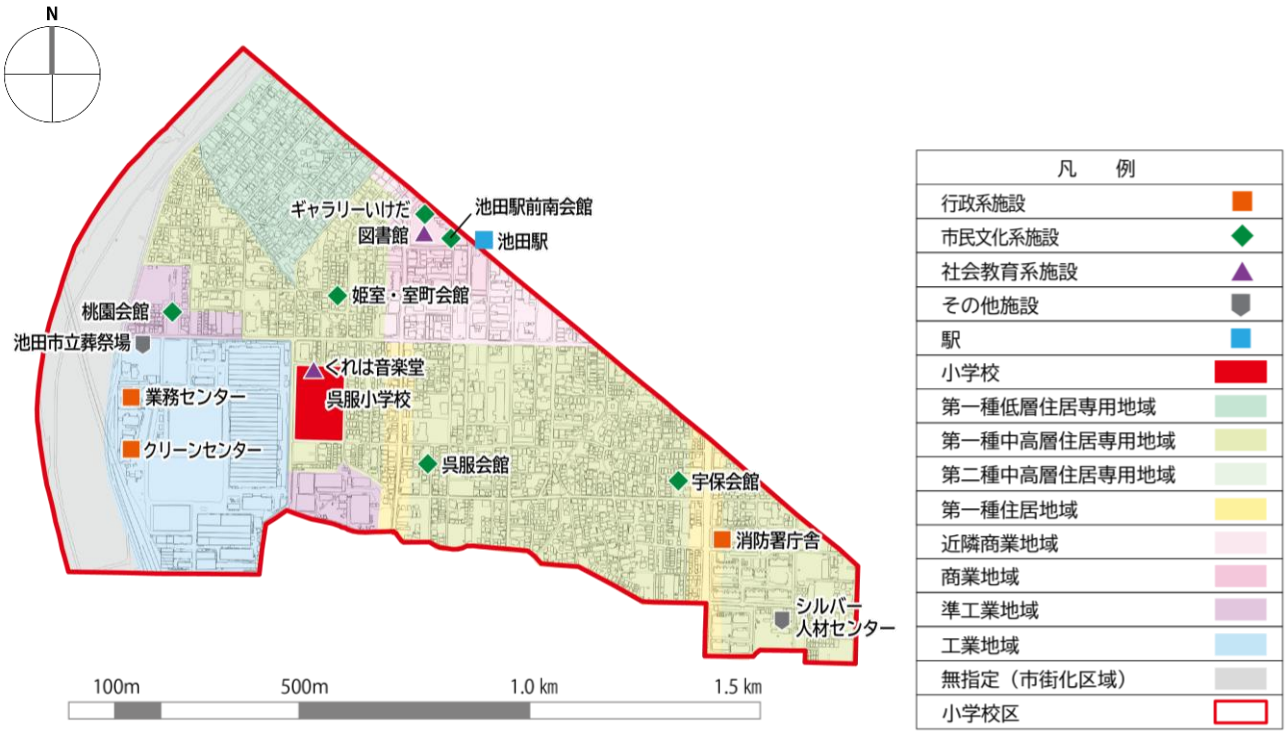
世帯の住宅の建て方を見ると、共同住宅の割合が全校区内で３番目に多く、現在も新たな共同住宅の建設が進んでいます。

人口動向を見ると、工業系地域及び無指定地域を除いた面積で校区内人口を除した人口密度は市内で最も高く、高い人口集積地域となっています。

こうした背景から、人口及び世帯数は増加傾向にあり、年少人口についても継続的な増加がみられることから、子育て世帯の流入が進んでいることが窺えます。

呉服小学校区の現況

通学区域
室町／桃園１丁目・２丁目／姫室町／呉服町／満寿美町／宇保町／八王寺１丁目

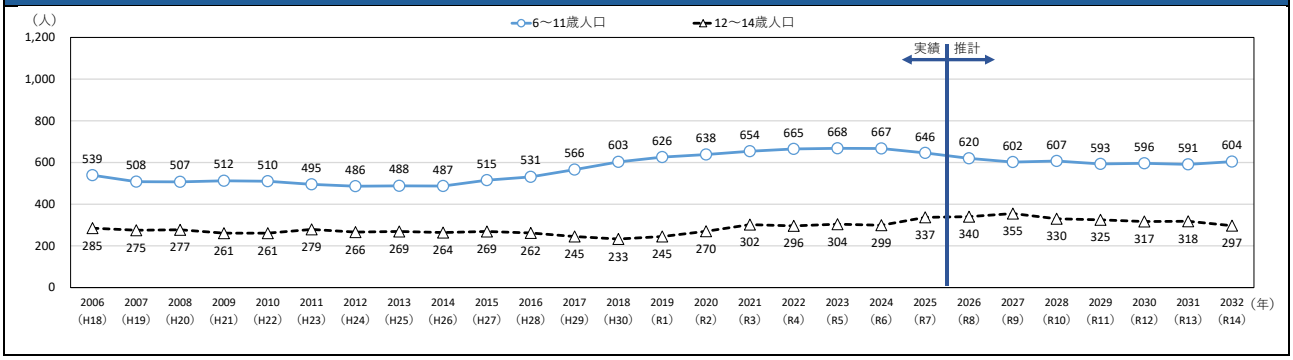


地域基礎データ（呉服小学校区）

地域世帯数	地域人口			在籍児童数
		6～11 歳人口	12～14 歳人口	
6,117 世帯 （市の 12.1%）	11,990 人 （市の 11.7%）	646 人 （市の 12.3%）	337 人 （市の 12.0%）	576 人 （市の 11.8%）
1 世帯当たりの人員	1.96 人			

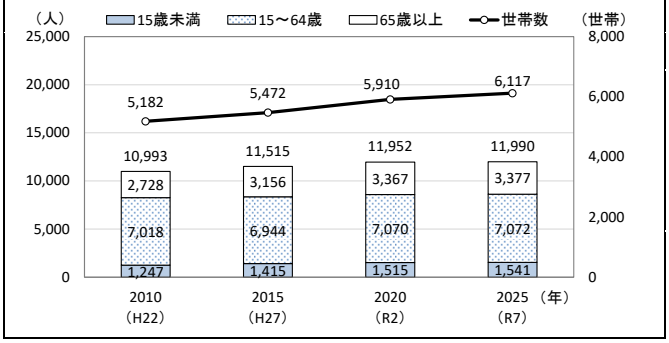
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
1.16 ㎢ （市の 5.2%）	1.16 ㎢ （市の 10.7%）	10,336 人/㎢

※人口密度は池田市教育委員会が算出して作成

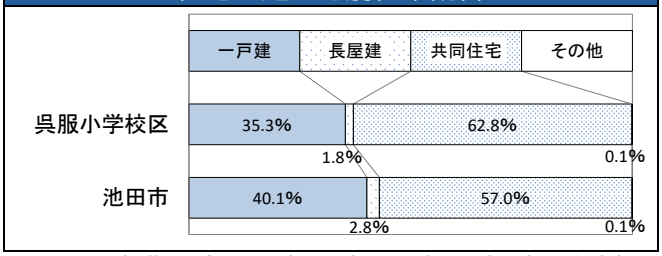
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
7.8%	47.1%	－	4.8%	－	－
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
4.0%	3.1%	4.2%	15.8%	13.2%	－

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	205,000
平成 21(2009)年	199,000
平成 26(2014)年	190,000
平成 31(2019)年	202,000
令和　6(2024)年	210,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

⑤石橋小学校区

石橋小学校区は、市域東部に位置し、校区南端を阪急宝塚線が通っており、阪急石橋阪大前駅へのアクセスに優れることから、公共交通の利便性が高い地域です。

また、国道 176 号線以北は、緩やかな丘陵地形で形成されており、駅周辺の平坦部と丘陵部が混在する地形特性を有しています。

用途地域の構成では、駅周辺に商業地域がみられるものの、主として第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域で構成されており、良好な住環境を備えた住宅地が広がっています。

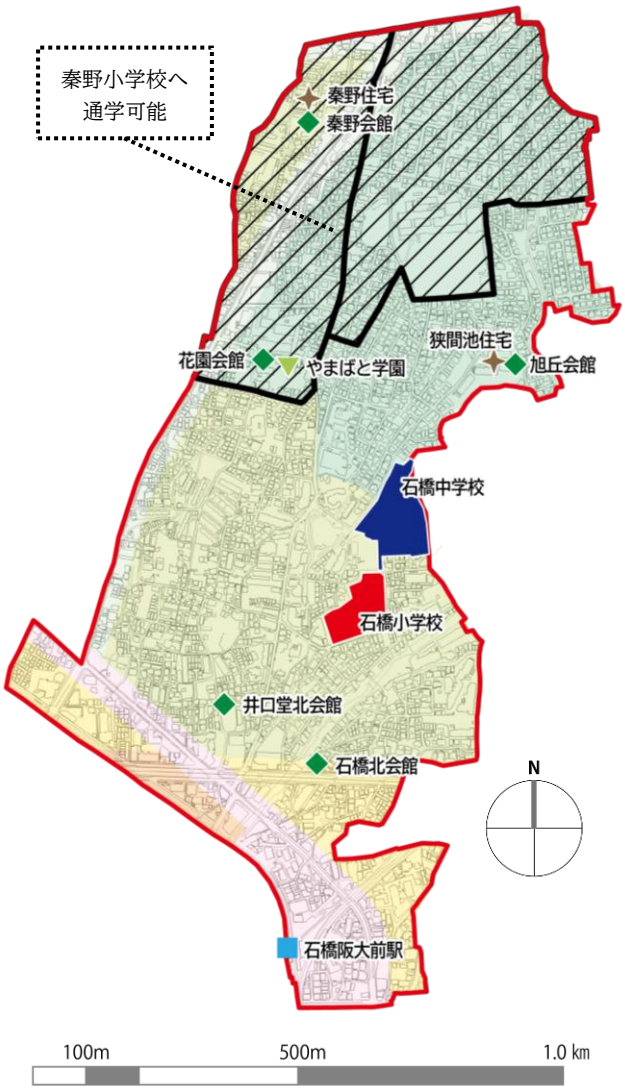
戸建住宅数は北豊島小学校区に次いで２番目に多く、戸建住宅を中心とした住宅地として発展してきた地域であることが窺えます。

なお、北豊島小学校区及び緑丘小学校区には、石橋小学校に通学できる調整区域（天神１丁目、鉢塚３丁目）が設定されており、令和７年度時点で、校区内の学齢児童数以上（101.7%）の児童が石橋小学校に通学しています。

石橋小学校区の現況

通学区域
石橋２丁目／井口堂１丁目～３丁目／旭丘１丁目～３丁目／ ※天神１丁目（北豊島小学校の調整区域）／※鉢塚３丁目（緑丘小学校の調整区域）

凡　例
市民文化系施設
子育て支援施設
公営住宅施設
駅
小学校
中学校
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
小学校区
調整区域

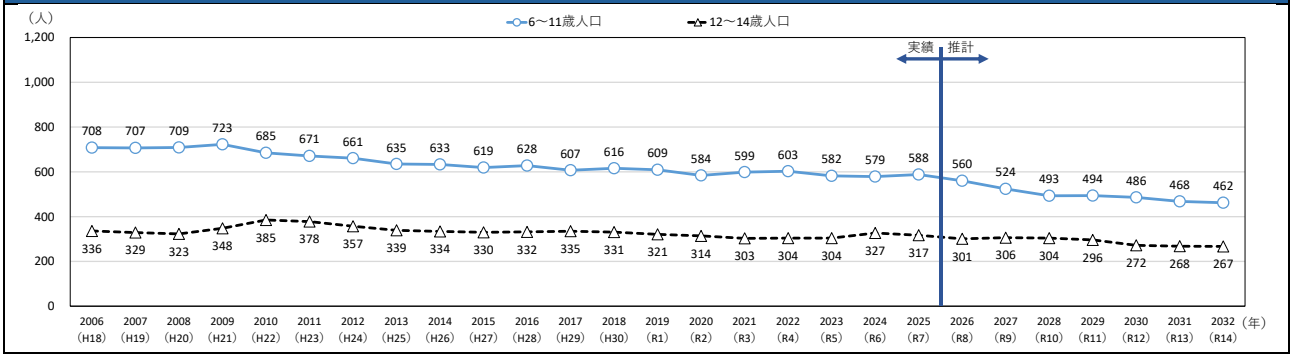


地域基礎データ（石橋小学校区）

地域世帯数	地域人口	6～11 歳人口	12～14 歳人口	在籍児童数
5,875 世帯 （市の 11.4%）	11,705 人 （市の 11.7%）	588 人 （市の 11.2%）	317 人 （市の 11.3%）	598 人 （市の 12.2%）
1 世帯当たりの人員	1.99 人			

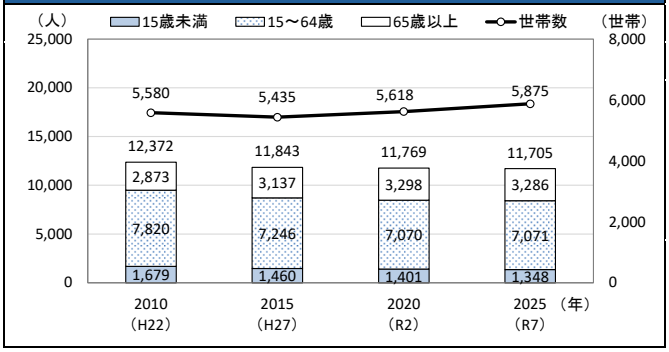
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
1.03 ㎢ （市の 4.7%）	1.03 ㎢ （市の 9.5%）	11,364 人/㎢

※人口密度は池田市教育委員会が算出して作成

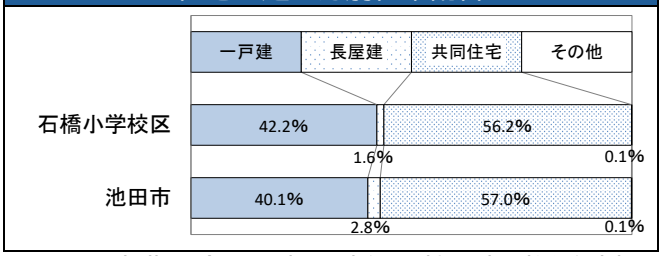
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
35.9%	38.2%	7.2%	8.4%	0.0%	1.6%
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
8.8%	－	－	－	－	－

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	211,000
平成 21(2009)年	209,000
平成 26(2014)年	198,000
平成 31(2019)年	204,000
令和　6(2024)年	214,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

⑥五月丘小学校区

五月丘小学校区は、市域北部に位置し、校区面積の約 50％を市街化調整区域が占めています。市街化調整区域の大部分は五月山の山林部であり、校区全体として南部から北部に向かって標高が高くなる丘陵地形を形成しています。

土地利用の状況を見ると、住居系用途地域の面積は全校区内で最も小さく、限られた市街地に住宅地が形成されていることが特徴です。

また、校区内人口を市街化区域の面積のみで除した際に、全校区内で最も人口密度が高い地域でもあります。

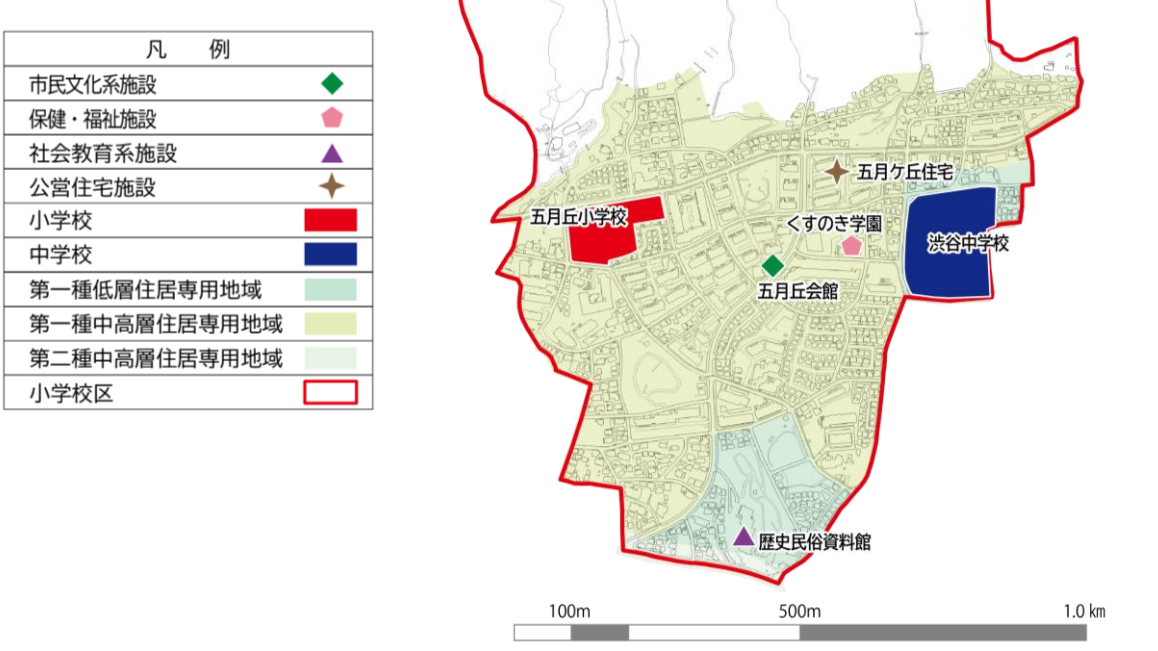
これは、世帯の住宅の建て方で共同住宅の割合が池田小学校区に次いで 2 番目に高く、大規模団地や共同住宅が多く立地しているためです。

人口動向を見ると、特に年少人口の減少が顕著であり、平成 22（2010）年から令和 7（2025）年までの 15 年間に 541 人減少し、その減少率は 40.8％となっており、児童数の減少が顕著な地域となっています。

とりわけ校区内人口の約 21%を占める大規模団地の高齢化率は、五月丘小学校区の高齢化率を大きく上回っていることから、大規模団地の高齢化や世代交代などの動向により、今後の校区内人口の構成に大きな影響を及ぼすことが予見されます。

五月丘小学校区の現況

通学区域
五月丘１丁目～五月丘５丁目／※建石町（池田小学校の調整区域）

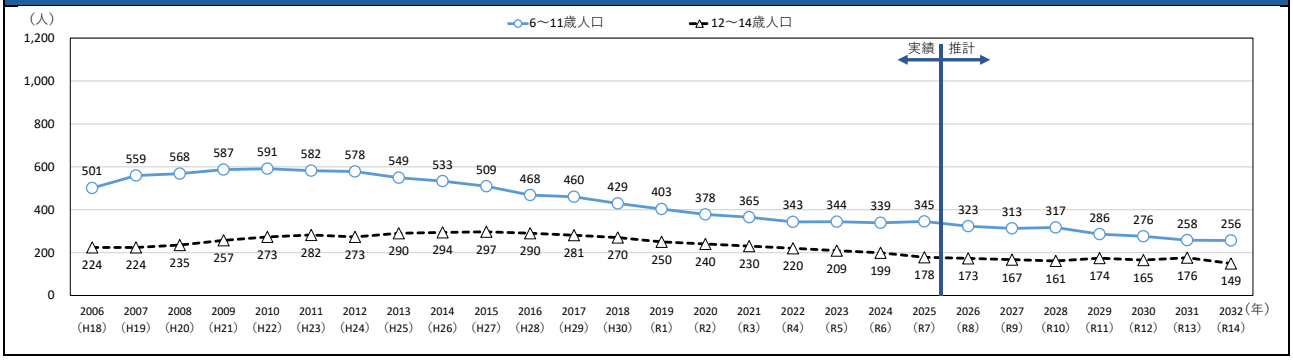


地域基礎データ（五月丘小学校区）

地域世帯数	地域人口			在籍児童数
		6～11 歳人口	12～14 歳人口	
3,103 世帯 （市の 6.1%）	6,777 人 （市の 6.6%）	345 人 （市の 6.6%）	178 人 （市の 6.3%）	324 人 （市の 6.6%）
1 世帯当たりの人員	2.18 人			

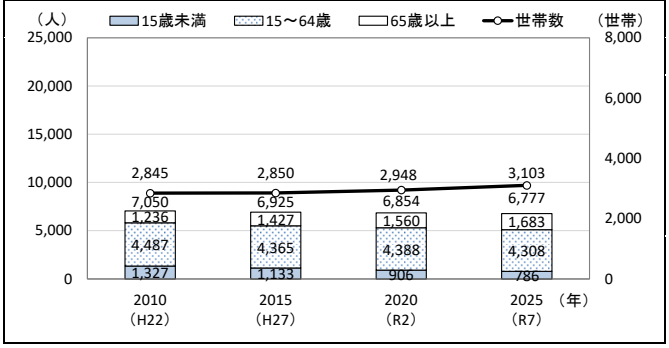
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
1.08 ㎢ （市の 4.9%）	0.54 ㎢ （市の 5.0%）	12,550 人/㎢

※人口密度は地域の全人口が市街化区域に居住すると仮定して池田市教育委員会が算出して作成

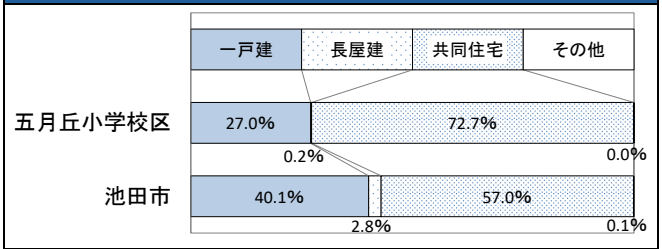
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
8.4%	40.5%	1.1%	－	－	－
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
－	－	－	－	－	50.0%

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	－
平成 21(2009)年	－
平成 26(2014)年	－
平成 31(2019)年	－
令和　6(2024)年	－

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

⑦石橋南小学校区

石橋南小学校区は、市域南東部に位置し、南北に長く、校区南部から比較すると校区北部は丘陵地となっており、複雑な地形・校区形状を有しています。

また、校区北部には阪急石橋阪大前駅が立地、校区中部を中国自動車道及び大阪中央環状線が横断、南部には大阪国際空港が立地しています。

そのため、住居系用途地域に加え、商業系地域、工業系地域が混在しており、とりわけ空港を擁するため工業系用途地域の割合は、全校区内で最も高く、限られた市街地に住宅地が形成されています。

これらの環境から、市域の最南端といえる校区南部から通学する児童は、大阪中央環状線や中国自動車道という大きな道路を横断する必要があります。

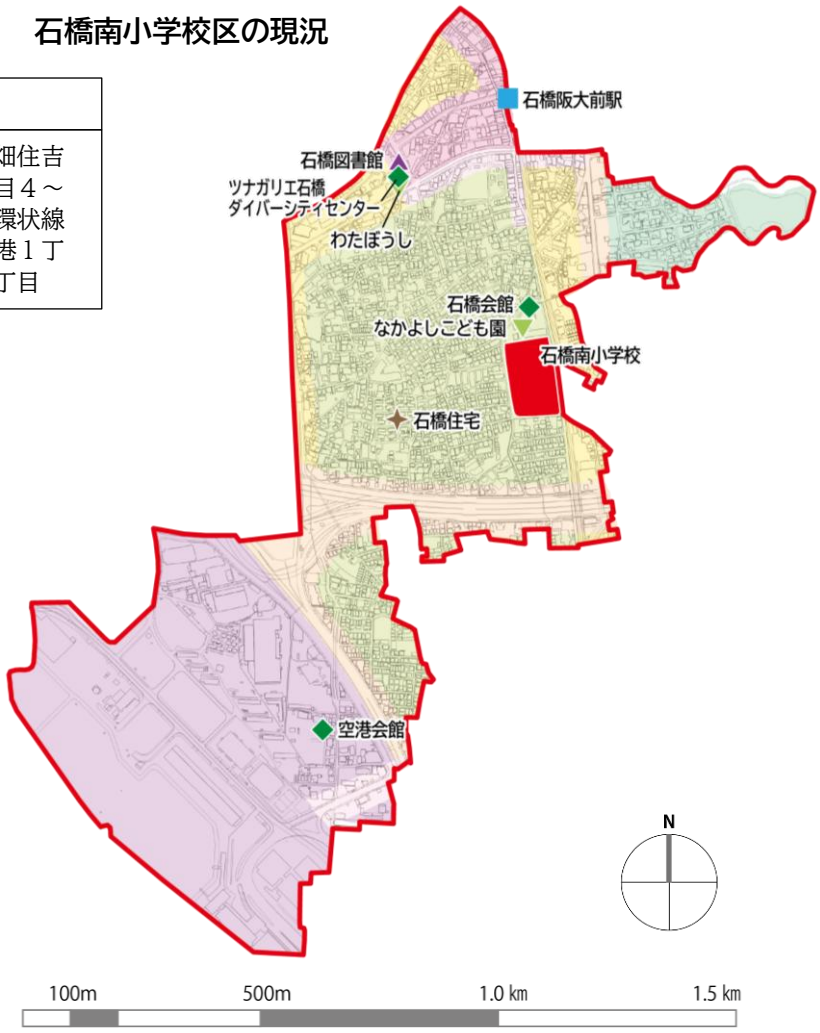
人口動向を見ると、１世帯当たりの人員は全校区内で最も少ないことから、単身世帯が多いことが窺えます。また、借家に居住する世帯が多く、かつ居住期間も短く、学生が多いことなどから、年少人口の割合が全校区内で２番目に低い地域です。

こうした背景から、必ずしも子育て世帯が多い地域ではないものの、その利便性の高さから学生を含む若い世代を中心とした独自の居住形態が形成されています。

そのため、将来的な学齢児童生徒数の減少は懸念されるものの、複雑な地形・校区形状を有する本市南端エリアにとって、石橋南小学校が果たす役割は大きいものと推察されます。

石橋南小学校区の現況

通学区域
住吉１丁目１番・６～１３番（市道東畑住吉線で区分される東側区域）／住吉２丁目４～１３番（市道東畑住吉線及び府道中央環状線で区分される東側及び南側区域）／空港１丁目・２丁目／石橋１丁目・３丁目・４丁目



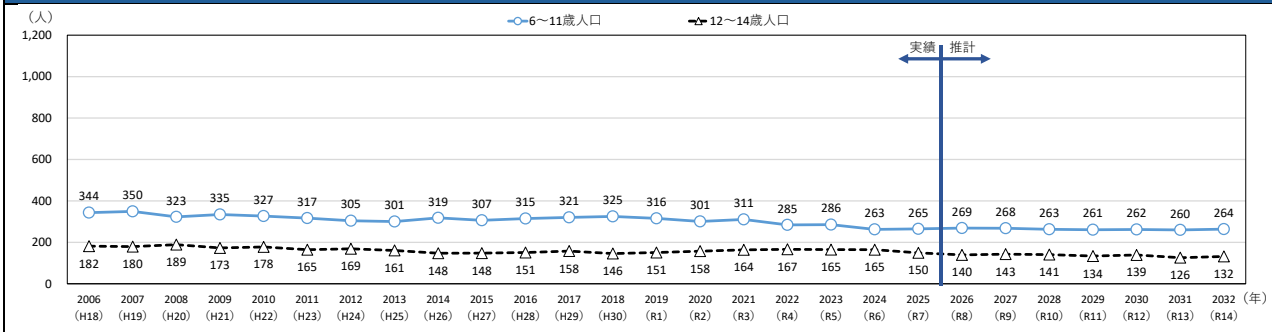
凡　例
市民文化系施設
社会教育系施設
子育て支援施設
公営住宅施設
駅
小学校
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
小学校区

地域基礎データ（石橋南小学校区）

地域世帯数	地域人口	6～11 歳人口	12～14 歳人口	在籍児童数
4,217 世帯 （市の 8.3%）	7,459 人 （市の 7.3%）	265 人 （市の 5.1%）	150 人 （市の 5.3%）	264 人 （市の 5.4%）
1 世帯当たりの人員	1.77 人			

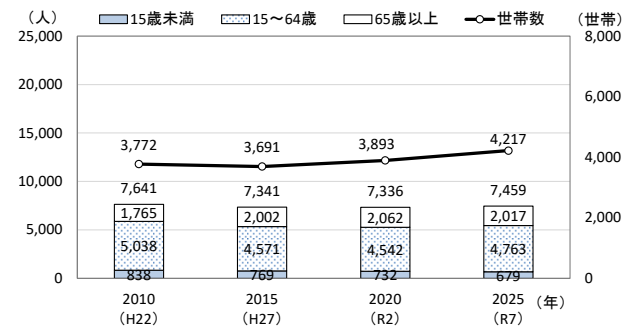
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
1.17 ㎢ （市の 5.3%）	1.17 ㎢ （市の 10.8%）	6,375 人/㎢

※人口密度は池田市教育委員会が算出して作成

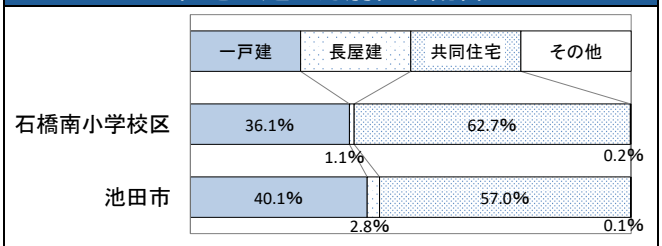
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
4.9%	30.5%	0.0%	10.1%	11.0%	－
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
2.9%	4.2%	36.5%	－	－	－

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	203,000
平成 21(2009)年	192,000
平成 26(2014)年	181,000
平成 31(2019)年	183,000
令和　6(2024)年	188,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

⑧緑丘小学校区

緑丘小学校区は、市域中部に位置し、校区内は国道 176 号線以北は標高が高くなる丘陵地形となっています。校区内には国立大学附属小・中・高学校や大規模団地も立地しています。

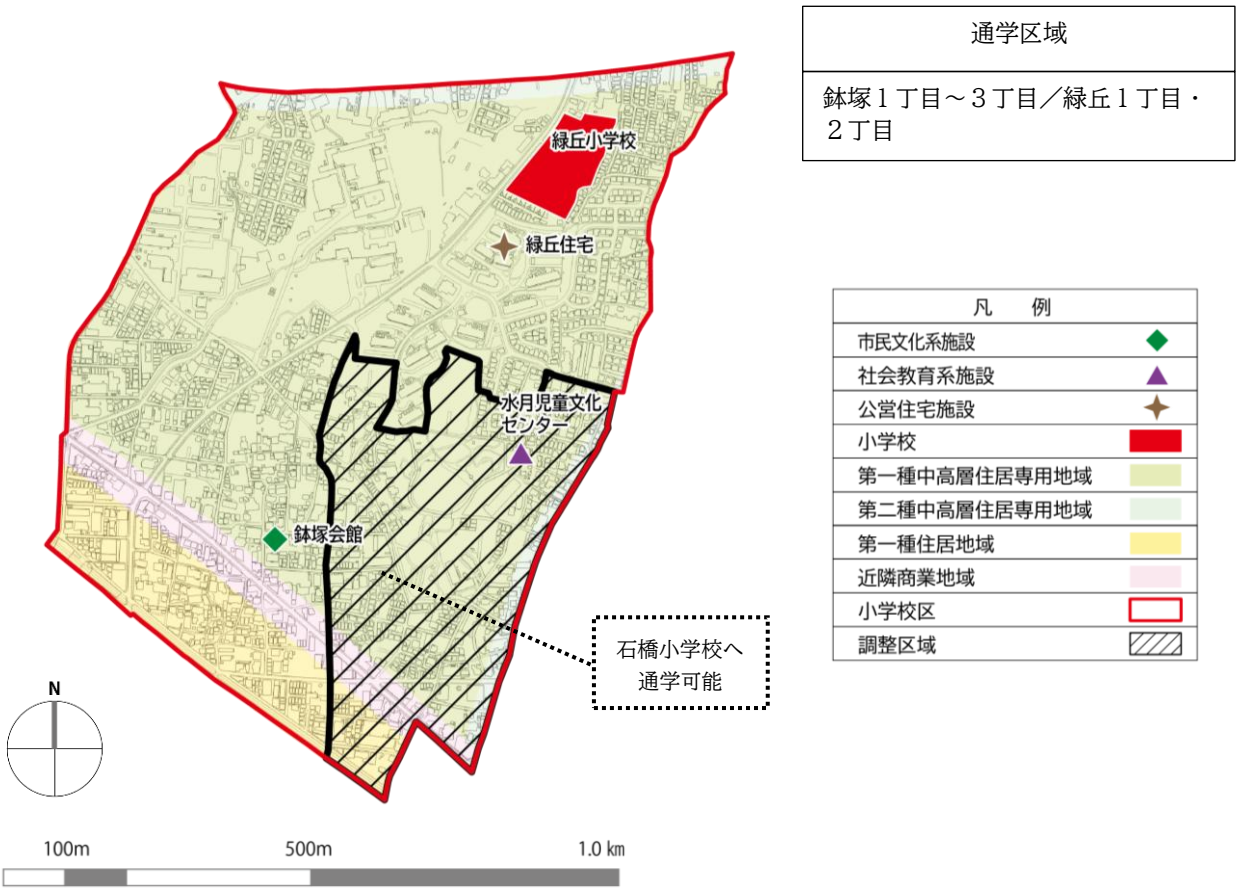
用途地域の状況は、一部に商業系地域があるものの、第一種中高層住居専用地域がほとんどを占め、校区内の土地利用状況は主に住宅地です。

人口構成を見ると、１世帯当たりの人員が全校区内で２番目に多いです。

また、校区内人口は、本市全体の 8.8%を占める一方で、６歳から 11 歳の人口割合が 10.6%、12 歳から 14 歳の人口割合が 11.0%を占めるなど、全校区内でも学齢児童生徒の割合が高く、年少人口の割合については最も高いことが特徴であり、子育て世帯が多く住む地域となっています。

一方、校区の一部であり校区内人口の 30.7%（2,765 人）が居住する鉢塚３丁目が、石橋小学校へ通学できる調整区域として設定されていることから、令和７年度時点において、緑丘小学校に通学する児童が校区内の学齢児童数の 75.9%と他校区と比べて著しく低い状況にあります。

緑丘小学校区の現況

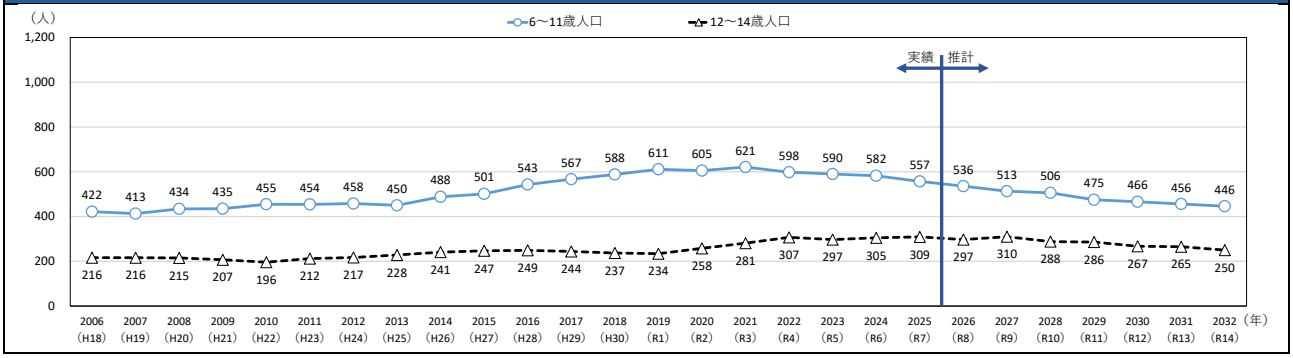


地域基礎データ（緑丘小学校区）

地域世帯数	地域人口			在籍児童数
		6～11 歳人口	12～14 歳人口	
4,111 世帯 （市の 8.1%）	9,014 人 （市の 8.8%）	557 人 （市の 10.6%）	309 人 （市の 11.0%）	423 人 （市の 8.6%）
1 世帯当たりの人員	2.19 人			

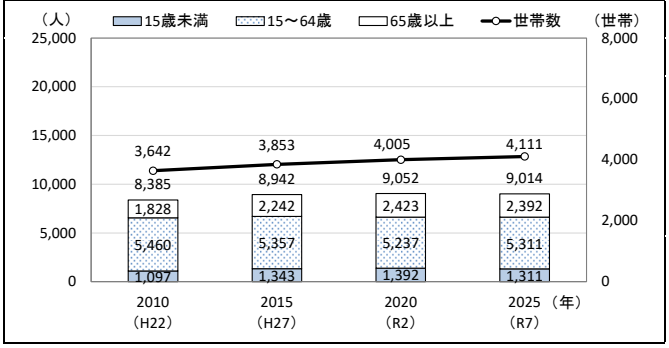
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
0.81 ㎢ （市の 3.7%）	0.81 ㎢ （市の 7.5%）	11,128 人/㎢

※人口密度は池田市教育委員会が算出して作成

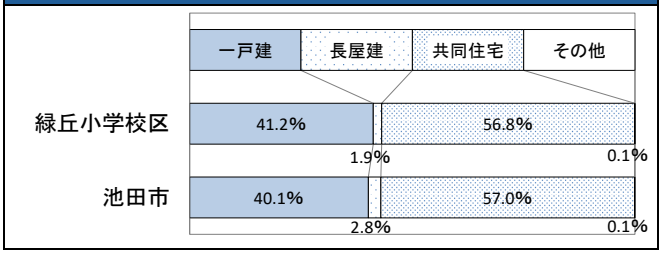
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
－	78.6%	4.6%	10.7%	－	－
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
6.1%	－	－	－	－	－

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	203,000
平成 21(2009)年	198,000
平成 26(2014)年	188,000
平成 31(2019)年	194,000
令和　6(2024)年	197,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

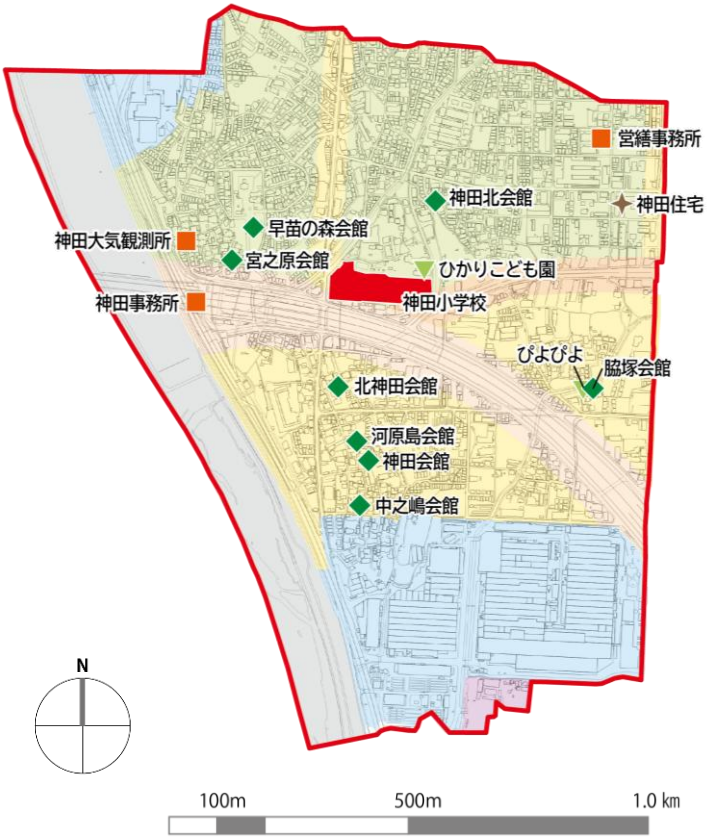
⑨神田小学校区

神田小学校区は、市域南西部に位置し、比較的平坦な地形となっています。校区中央部を中国自動車道が東西に横断しており、南部には自動車産業施設が立地するなど、北部の住宅地と南部の産業機能が併存する地域です。

住宅地の公示地価は、全校区内でも比較的低い水準で推移しており、秦野小学校区、ほそごう学園区に次いで３番目に戸建住宅の割合が高く、年少人口の割合も全校区内で３番目に高い状況です。

こうした状況から、子育て世帯が多く住む地域であることが窺えます。

神田小学校区の現況



通学区域
神田１丁目～４丁目／ダイハツ町

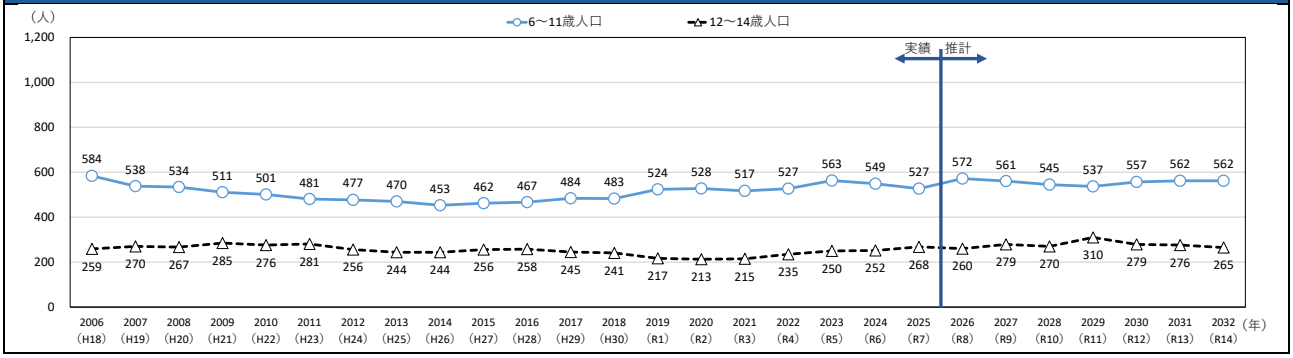
凡　例
行政系施設
市民文化系施設
子育て支援施設
公営住宅施設
小学校
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
準工業地域
工業地域
無指定（市街化区域）
小学校区

地域基礎データ（神田小学校区）

地域世帯数	地域人口			在籍児童数
		6～11 歳人口	12～14 歳人口	
4,699 世帯 （市の 9.3%）	9,475 人 （市の 9.2%）	527 人 （市の 10.1%）	268 人 （市の 9.5%）	512 人 （市の 10.5%）
1 世帯当たりの人員	2.02 人			

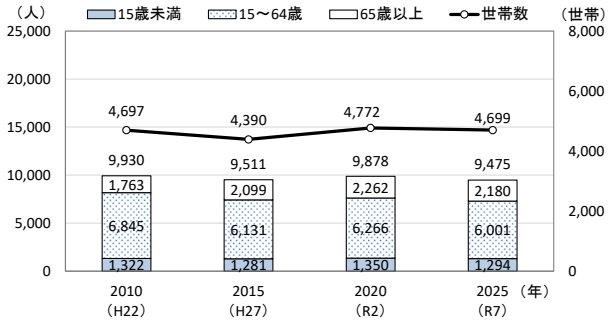
出典：住民基本台帳令和７(2026)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度
1.41 ㎢ （市の 6.4%）	1.41 ㎢ （市の 13.0%）	6,720 人/㎢

※人口密度は池田市教育委員会が算出して作成

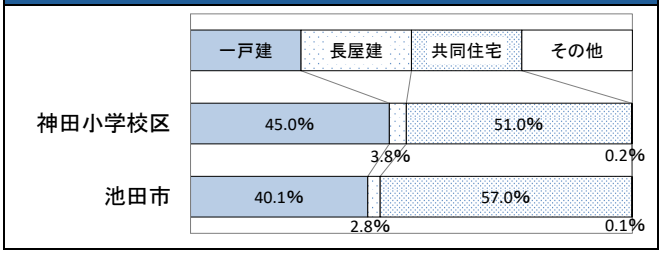
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
－	30.3%	－	22.7%	10.4%	2.7%
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
－	－	0.8%	19.1%	14.0%	－

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	165,000
平成 21(2009)年	154,000
平成 26(2014)年	141,000
平成 31(2019)年	139,000
令和　6(2024)年	139,000

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

⑩ほそごう学園区

ほそごう学園区は、市域最北部に位置し、校区面積は市全体の 41.5％を占めています。

市内で最も広い小学校区であり、細河地域は植木産業を中心とした田園地帯、伏尾台地域は高度経済成長期に開発されたニュータウンという特性上異なるエリアが学校統合に伴い一つの小学校区となっています。

校区面積の 89.8％が市街化調整区域であり、山林や農地を中心とした土地利用が大半を占めるなど、住宅地として発展してきた他の校区とは異なる地域特性を有しています。

なお、池田市立地適正化計画によると、平成 27（2015）年には、伏尾台地域が人口減少に伴って人口集中地区（DID）から除外されています。

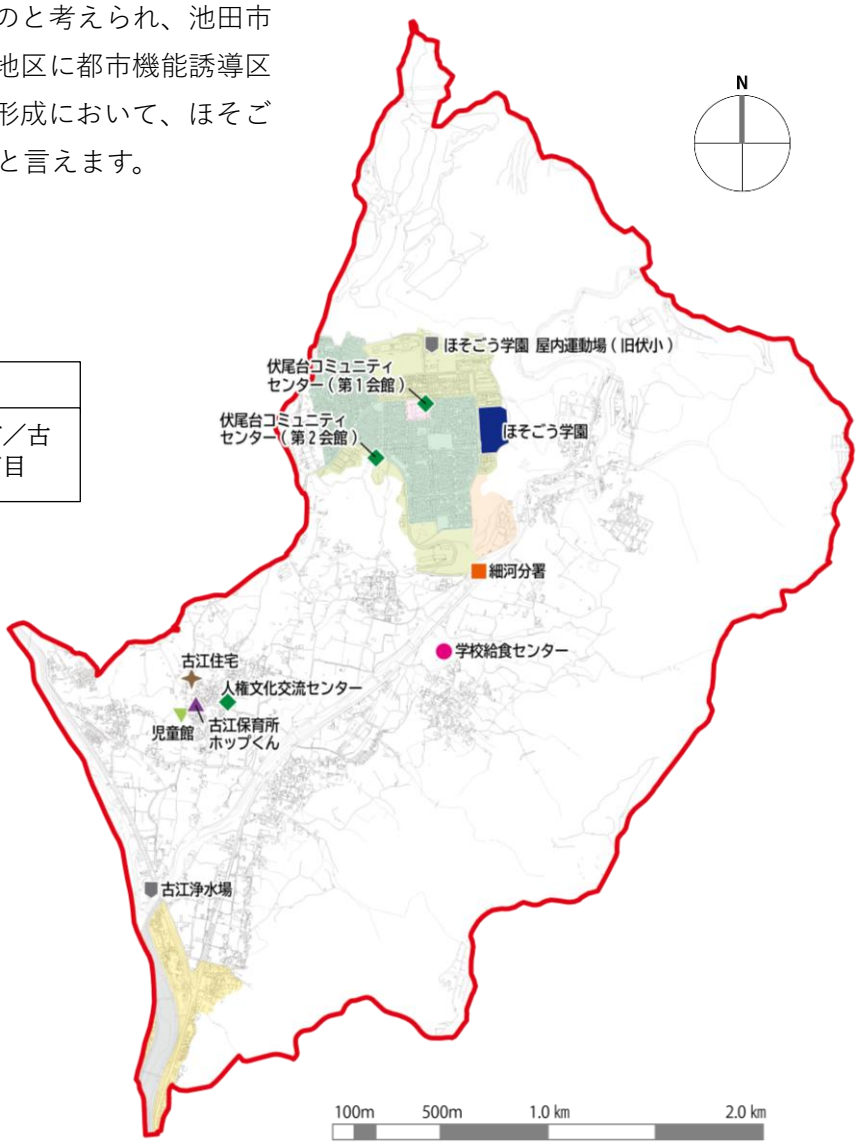
ほそごう学園の特徴の一つに特認校制度を採用している点があり、学区外からの通学が認められています。前期課程においては、令和 7 年度時点で、校区内の学齢児童数以上（100.8%）の児童が通学しています。

人口動向を見ると、高齢者人口の増加、生産年齢人口及び年少人口の減少が顕著であり、こうした状況は少子化への対応のみならず、人口減少社会における地域活力の確保など、地域の持続可能性に関わるものと考えられ、池田市立地適正化計画においては、伏尾台地区に都市機能誘導区域を設定しているなど、地域社会の形成において、ほそごう学園が地域に果たす役割は大きいと言えます。

ほそごう学園区の現況

通学区域
伏尾町／吉田町／東山町／中川原町／古江町／木部町／伏尾台１丁目～５丁目

凡　例
行政系施設
市民文化系施設
社会教育系施設
学校教育系施設
子育て支援施設
公営住宅施設
その他施設
学校
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
無指定（市街化区域）
学校区

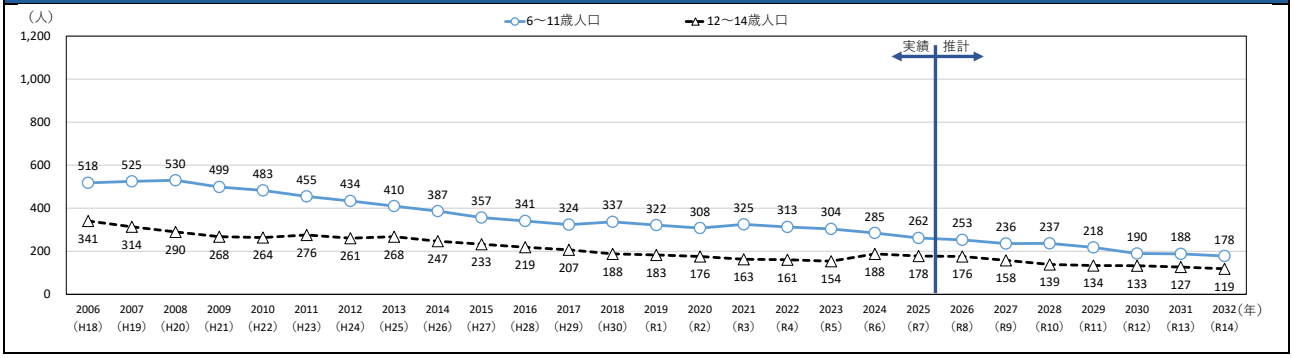


地域基礎データ（ほそごう学園区）

地域世帯数	地域人口	6～11 歳人口	12～14 歳人口	在籍児童数
4,405 世帯 （市の 8.7%）	8,665 人 （市の 8.4%）	262 人 （市の 5.0%）	178 人 （市の 6.3%）	264 人 （市の 5.4%）
1 世帯当たりの人員	1.97 人			

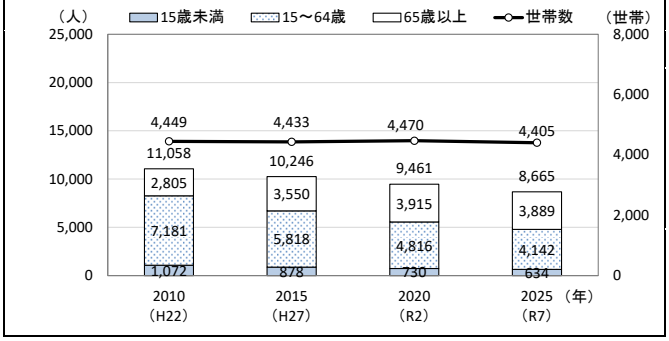
出典：住民基本台帳令和７(2025)年４月末時点

人口統計・推計（6～11 歳、12～14 歳）



出典：実績値⇒住民基本台帳各年４月末時点　　推計値⇒池田市教育委員会が算出して作成

人口・世帯数推移



出典：住民基本台帳各年４月末時点

地域面積	市街化区域	人口密度※
9.19 ㎢ （市の 41.5%）	0.94 ㎢ （市の 8.7%）	－人/㎢

※人口密度は地域の全人口が市街化区域に居住するとの仮定が適当でないため算出していない

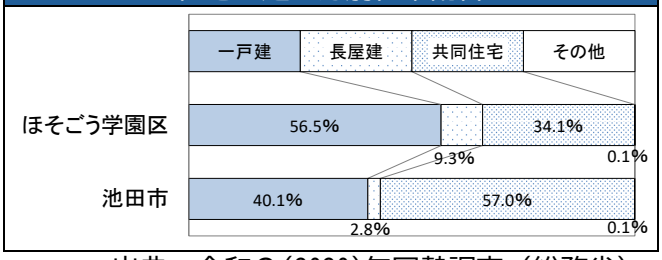
出典：池田市地域ビジョン
池田市都市整備部都市政策課
令和８(2026)年３月末日時点

校区内における都市計画区分の割合

第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
3.9%	3.3%	－	1.4%	0.6%	－
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	無指定 （市街化区域）	市街化調整区域
0.1%	－	－	－	0.9%	89.8%

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

住宅の建て方別世帯割合



出典：令和２(2020)年国勢調査（総務省）

住宅地の公示地価の推移（単位：円/㎡）	
平成 16(2004)年	119,000
平成 21(2009)年	91,000
平成 26(2014)年	78,300
平成 31(2019)年	68,500
令和　6(2024)年	65,500

出典：池田市立地適正化計画
令和７(2025)年９月改定版

【参考】都市計画区分における各校区の割合

	池田小学校区	秦野小学校区	北豊島小学校区	呉服小学校区	石橋小学校区	五月丘小学校区	石橋南小学校区	緑丘小学校区	神田小学校区	ほそごう学園区
第一種低層住居専用地域	—	24.2%	4.0%	3.2%	13.0%	3.2%	1.9%	22.8%	15.2%	12.6%
第一種中高層住居専用地域	10.5%	8.7%	19.2%	14.2%	10.2%	11.4%	8.7%	1.0%	8.3%	7.8%
第二種中高層住居専用地域	3.8%	14.3%	—	—	21.2%	3.4%	31.8%	25.4%	—	—
第一種住居地域	36.3%	—	26.5%	5.3%	8.1%	—	11.3%	—	—	12.6%
第二種住居地域	—	—	45.0%	—	—	—	—	—	40.0%	15.0%
準住居地域	—	—	58.2%	—	12.4%	—	—	—	29.4%	—
近隣商業地域	44.3%	—	—	11.3%	22.0%	—	7.7%	12.1%	—	2.6%
商業地域	65.6%	—	1.1%	14.7%	—	—	18.6%	—	—	—
準工業地域	—	—	34.5%	7.0%	—	—	56.8%	—	1.7%	—
工業地域	—	—	—	40.4%	—	—	—	—	59.6%	—
無指定（市街化区域）	10.5%	—	—	31.7%	—	—	—	—	41.0%	16.8%
市街化調整区域	1.9%	20.0%	—	—	—	4.8%	—	—	—	73.3%

出典：池田市都市整備部都市政策課提供資料
（令和８(2026)年３月末日時点）を基に池田市教育委員会が作成

（6）学校規模・配置

（国が定める適正規模・配置の基準）

適正な学校規模は、「学校教育法施行規則」（昭和 22 年文部省令第 11 号、以下「施行規則」という。）及び「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」（昭和 33 年政令第 189 号、以下「施設費負担法施行令」という。）により 12 学級以上 18 学級以下（義務教育学校は 18 学級以上 27 学級以下）と定められています。

適正な通学距離についても、施設費負担法施行令において、小学校は概ね 4 ㎞以内、中学校及び義務教育学校は概ね 6 ㎞以内であることが定められています。

（教育条件の改善を中心に市全体で地域の未来を考える必要性）

この学校規模・配置に関する適正については、少子化の進行が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の課題が顕在化することが懸念されており、文部科学省において平成 27 年 1 月 27 日「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が策定されています。また、令和 8 年 8 月 5 日付けで改訂されています。

同手引きでは、学校規模の適正化は児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものとされており、具体的な教育上の課題整理が求められています。

改訂に当たっては、我が国の人口は単純に減少しているのではなく一部地区への偏在が進んでいるという認識のもと、周辺の市町村を巻き込んだ圏域で検討するという「広域化」、首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討するという「総合化」、学校教育の状況が変化していることを踏まえ、それに対応した学校教育となる記載に改める「現代化」の観点が踏まえられています。

また、施行規則で、学級数の標準が「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」ことや、施設費負担法施行令で「文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、適正な規模の条件に適合するものとみなす」といった弾力的事項も規定されている一方、同手引においては、特に山間へき地、離島といった地理的な要因や過疎地などの地域事情により小規模校の存続が必要である地域等と想定されているほか、31 学級以上の学校は過大規模校として、速やかにその解消を図ることが促されています。

これら学校施設の適正規模・配置については、未来を見据えて各校区の立地特性や学校施設の現状を踏まえて検討する必要があります。

（規模の適正）

前述のとおり基本的な考え方があることを踏まえ、現状の学校規模を分析するため、令和７年度時点における市立学校施設について、近隣自治体と比較したところ、唯一、小規模校及び過大規模校が存在しない状況でした。

近隣自治体の規模ごとの学校数（義務教育学校を除く）

小学校

学校規模	小規模校	適正規模	大規模校	過大規模校
学級数	11 以下	12～18	19～30	31 以上
池田市	**0 校**	**5 校**	**4 校**	**0 校**
A 市	4 校	17 校	15 校	2 校
B 市	1 校	20 校	12 校	2 校
C 市	11 校	24 校	6 校	0 校
D 市	8 校	15 校	9 校	0 校
E 市	2 校	4 校	8 校	0 校
F 市	3 校	6 校	1 校	0 校
G 市	6 校	23 校	11 校	0 校
H 市	2 校	18 校	20 校	1 校
I 市	1 校	10 校	4 校	2 校
J 市	3 校	11 校	7 校	1 校
K 市	2 校	12 校	2 校	0 校

中学校

学校規模	小規模校	適正規模	大規模校	過大規模校
学級数	11 以下	12～18	19～30	31 以上
池田市	**0 校**	**2 校**	**2 校**	**0 校**
A 市	5 校	7 校	5 校	0 校
B 市	8 校	7 校	3 校	0 校
C 市	7 校	9 校	2 校	0 校
D 市	2 校	7 校	3 校	0 校
E 市	2 校	5 校	1 校	0 校
F 市	4 校	1 校	0 校	0 校
G 市	5 校	11 校	2 校	0 校
H 市	6 校	7 校	5 校	0 校
I 市	1 校	3 校	4 校	0 校
J 市	4 校	9 校	0 校	0 校
K 市	1 校	5 校	1 校	0 校

出典：各市の HP 公表資料を基に池田市教育委員会が作成

なお、このような適正な規模にある要因は、学校数が少ないためと考えられます。

（配置の適正）

現状の学校施設の立地場所は、必ずしも通学区域内の中心部に位置している訳ではないため、市域全体を俯瞰すれば学校施設の立地場所に若干の偏りが見られますが、山林等を除く通学区域設定は、ほそごう学園を除き、いずれも 1.5 ㎢以内に収まっていることから概ね適正な配置であると考えられます。

一方で、年少人口が減少傾向にある地域も散見されたことから、今後の動向については引き続き注視する必要があります。

（７）学校施設の活用状況

学校施設の使われ方を分析するため、平成 17（2005）年から令和７（2025）年までの間の利用状況（平成 17（2005）年時点で開校していないほそごう学園を除く。）を比較したところ、通常学級教室は１学校当たり１～２教室増加しています。

また、支援学級や通級指導教室等といった支援教育のため用いる教室は大幅に増加しています。

このような増加に対して、学校施設を安易に拡張することは困難であることから、各学校とも創意工夫のもと、既設スペースを活用しながら“やりくり”をしている運営実態が確認できました。

支援学級や通級指導教室は、１つの通常学級教室を簡易なパーテーション等で分割したり、通常学級教室以外の別の用途のためのスペースを優先して使用している実態があります。

１支援学級又は１通級指導教室に対して１つの部屋を活用するものと想定した場合、不足する部屋数は増加しています。

また、一部学校を除き、留守家庭児童会のために教室を転用しており、その教室数は、留守家庭児童会の登録・利用者の増加に伴い、増加しています。

こうした背景から、少人数学習室や多目的室など、教育環境の質的向上に資する各種諸室が減少するなど、単に児童生徒数の推移だけでは推し量ることが出来ない形で、学校施設の利用需要が増加しています。

教室使途の推移（ほそごう学園を除く）

小学校合計

	平成 17（2005）	平成 27（2015）	令和７（2025）
通常学級教室	144	157	156
支援に係る教室（不足教室）	24（6）	40（15）	56（16）
教育環境の質的向上に資する諸室	34	25.5	21
留守家庭児童会	10	12	19

【参考】	平成 17（2005）	平成 27（2015）	令和７（2025）
在籍児童数	4,579	4,900	4,635

中学校合計

	平成 17（2005）	平成 27（2015）	令和７（2025）
通常学級教室	57	64	64
支援に係る教室（不足教室）	11（1）	18（8）	22.5（12）
教育環境の質的向上に資する諸室	19.5	18	17

【参考】	平成 17（2005）	平成 27（2015）	令和７（2025）
在籍生徒数	2,079	2,346	2,305

出典：池田市教育委員会が作成

なお、都道府県を通じて学校に配置される教員数が増加傾向にあることも、需要が増加している裏付けであることを示しています。

教員数（府費教員）

小学校　※義務教育学校前期課程を含む

	平成 22(2010)	平成 27(2015)	令和 2(2020)	令和 7(2025)	H22→R7 増減割合
府費教員（常勤）	307	334	329	349	13.7%増

【参考】	平成 22(2010)	平成 27(2015)	令和 2(2020)	令和 7(2025)	H22→R7 増減割合
在籍児童数	5,505	5,102	5,143	4,899	11.0%減

中学校　※義務教育学校後期課程を含む

	平成 22(2010)	平成 27(2015)	令和 2(2020)	令和 7(2025)	H22→R7 増減割合
府費教員（常勤）	167	192	194	196	17.4%増

【参考】	平成 22(2010)	平成 27(2015)	令和 2(2020)	令和 7(2025)	H22→R7 増減割合
在籍生徒数	2,435	2,535	2,399	2,471	1.5%増

出典：池田市教育委員会が作成

すなわち、建築当時の学校施設の状態で機能性向上が図られないまま、少人数学級化をはじめ、支援教育の充実等を推進した結果、却って教育環境の質的向上に資する諸室（スペース）を減少せざるを得ない状況に至るなど、学校に求められる機能の複雑化・多様化によって学校施設は相対的に狭隘化しています。

（８）投資的経費の推移

（事後保全による老朽化の進行と建築コストの上昇）

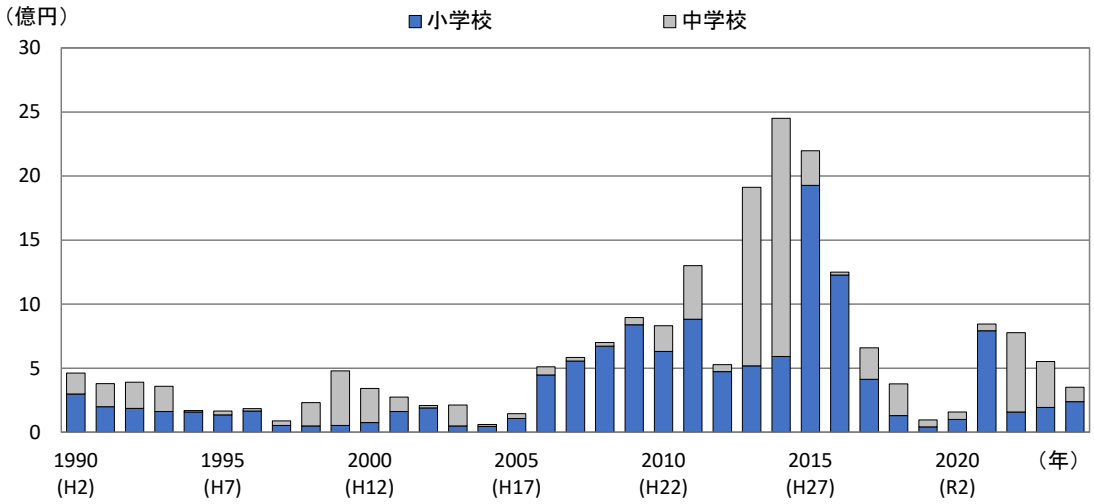
学校施設に対する投資的経費は、高度経済成長期において、急増した児童生徒数に対応するためにその多くが執行されてきました。

一方で、他の多くの公共施設と同様に、予防保全の考え方に基づく躯体保全や設備更新への投資が実現できておらず、一定の事後保全に留まっています。 平成後期においては、集中的な耐震補強工事が実施されたものの、併せて大規模改修が行われたのは一部の学校のみとなっています。

また、近年の学校施設整備に関しては、耐災害性の強化のための屋内運動場の空調設備整備や環境汚染防止のための照明の LED 化の工事に努めてきましたが、それらを除けば老朽化に伴う事後保全的な改修・修繕に終始し、旧計画策定以降も、抜本的な老朽化対策としての学校施設整備、非構造部材の耐震化、バリアフリー化等について計画的な整備を進めることができていません。

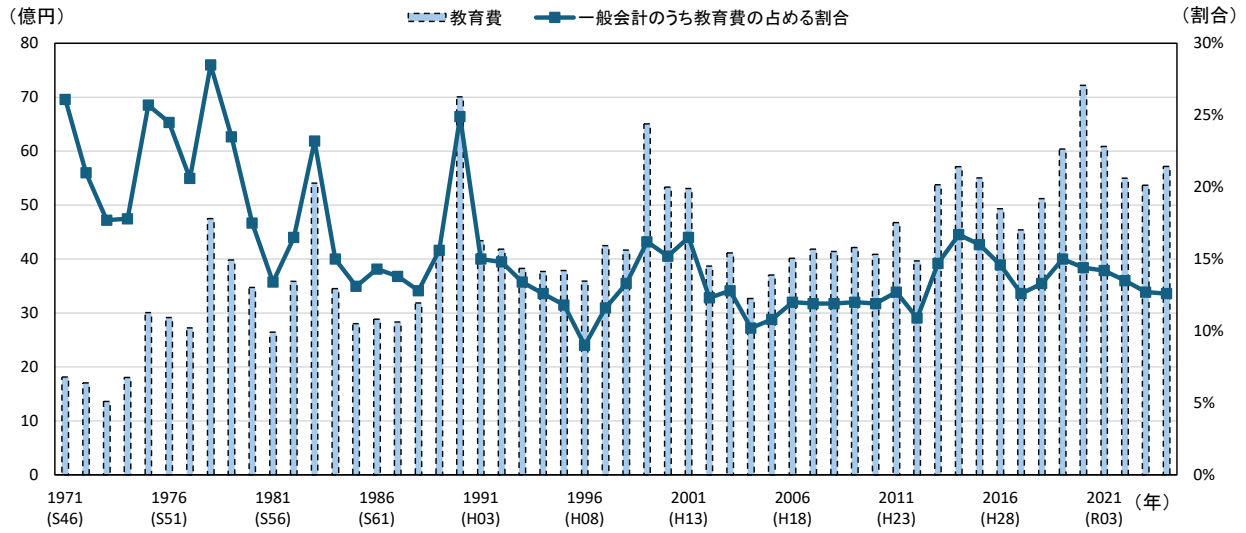
よって、建築後の経過年数に応じた老朽化が進行している状況にあります。

学校施設における投資的経費の推移



※義務教育学校は小学校と中学校に按分。

教育費と一般会計における教育費の占める割合の推移

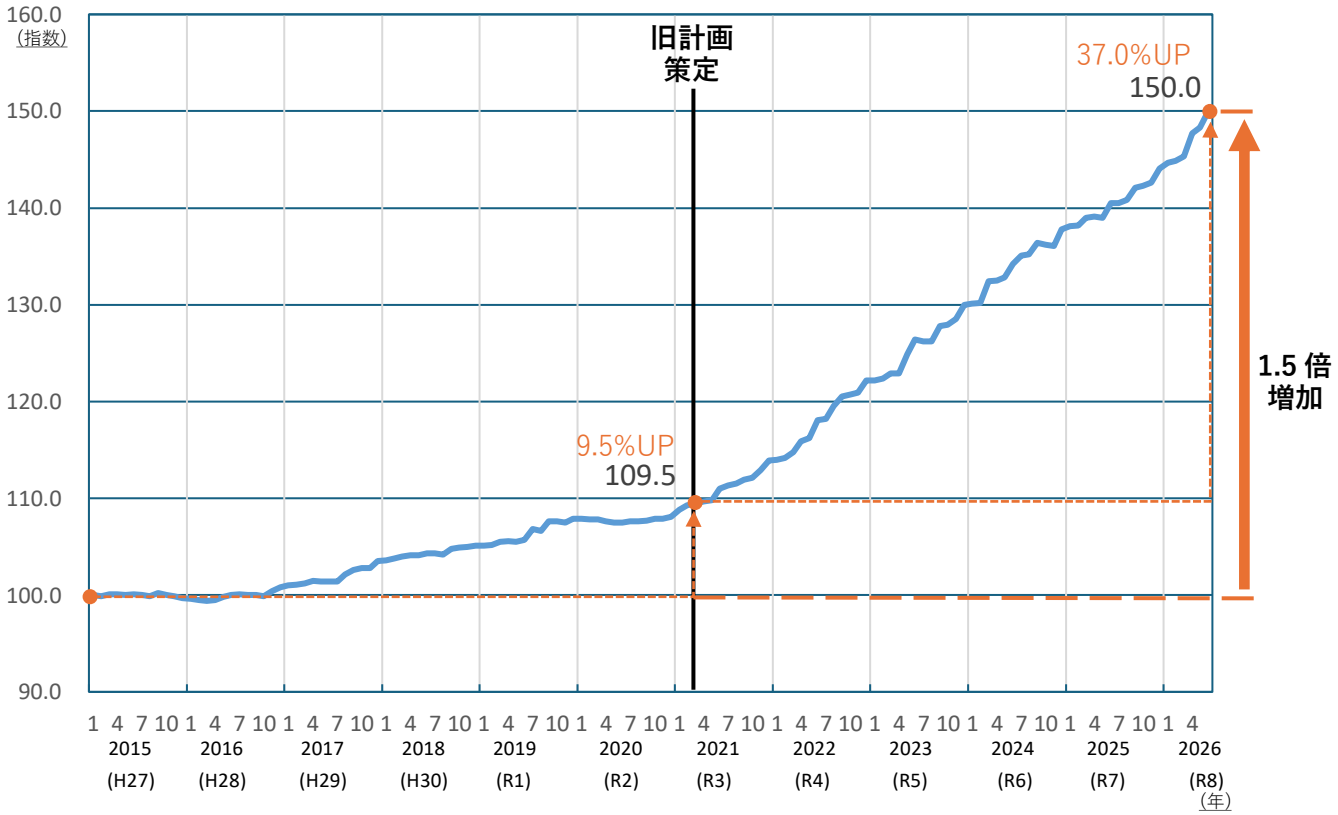


出典：池田市教育委員会が作成

背景の一因に近年の資材価格の上昇や建設分野の人手不足等を受けて、建築事業費の上昇が続いていることが挙げられます。

大阪府の工事単価の推移を見ますと、平成 29（2017）年以降、建設コストが大幅に上昇していることが分かります。こうした事業費高騰が、一時的な現象ではなく恒常化することも考えられ、従来の予算水準では施設整備を行えなくなっています。

工事単価の推移



出典：建設物価 建築費指数® 2015 年基準 令和 8(2026)年 8 月（一般財団法人 建設物価調査会）
（標準指数：大阪/建物種類：学校 RC 造/指数種類：工事原価）

（９）学校施設の老朽化状況の実態

（構造躯体の健全性の評価）

各学校施設の老朽化状況を把握するため、まず、構造躯体の健全性について評価を行いました。

構造躯体の健全性については、構造耐震指標（Is 値）※15及びコンクリート圧縮強度試験結果を評価指標に用いています。

構造耐震指標（Is 値）については、平成 28（2016）年までに、旧耐震基準の建物の Is 値が 0.7 以上になるよう耐震補強工事を実施済みですが、コンクリート圧縮強度については、文部科学省が長寿命化改修に適さないと示している 13.5N/㎟以下※16の棟が存在しています。

（構造躯体以外の劣化状況等の評価）

続いて、構造躯体以外の部位の劣化状況等について評価を行いました。

「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年（2023 年）３月文部科学省）を参考に、各建物の部位について劣化状況を４段階で評価しています。

構造躯体以外の劣化状況評価基準

評価	評点	基準	
		屋根・屋上　外壁 受変電設備　空調設備	内部仕上　電気設備 機械設備　配管設備
		目視又は機能での評価	原則築年数での評価
A	100	概ね良好	20 年未満
B	75	部分的に劣化（安全上、機能上、課題なし）	20～40 年
C	40	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	40 年以上
D	10	早急に対応する必要がある （安全上、機能上、課題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し施設運営に支障を与えている）等	経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある 場合

※15 地震力に対する建物の強度、靭性（変形能力や粘り強さ）を考慮し算出される指標。文部科学省は、学校施設においては 0.7 以上とするよう求めています。

※16 1 ㎟当たり約 1.35 キログラム、1 ㎡当たり約 1,350 トンに耐える強さ。

次に、受変電設備を電気設備、配管設備及び空調設備を機械設備に集約し、平均評点を再評価して改めて評点しました。

電気設備及び機械設備の再評価に係る表

平均評点	再評価	再評価評点
89 以上	A	100
59 以上	B	75
26 以上	C	40
25 以下	D	10

また、各部位における劣化状況の評価を棟全体の評価とするため、各部位の劣化状況評価点と文部科学省が示す対応する部位のコスト比率を掛け合わせ、100 点満点で数値化したものをその棟の健全度とし、構造躯体以外に関する評価指標としました。

健全度の算出表

部位	コスト比率（※）	計算方法	健全度（100 点満点）
屋根・屋上	3.6	評点×コスト比率÷68.9	100
外壁	16.4		
内部仕上	21.2		
電気設備	8.2		
機械設備	19.5		
合計	68.9		

※「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法について（令和 7 年 4 月 1 日 6 施施助第 47 号課長通知）別添 1 別表 3 長寿命化改良事業に係る改修比率算定表【校舎，寄宿舎】」から一部案分して算出

結果、学校施設の棟ごとの構造躯体の健全性及び構造躯体以外の劣化状況評価は、次の一覧表のとおりとなります。

なお、劣化状況評価は、経年劣化による評価の低下はもちろん、毎年実施する改修工事等に伴い評価が上昇するものでもあり、固定された評価ではないことから、学校施設の実態を継続して把握するためには、定期的な更新が求められます。

建物の構造躯体健全性及び劣化状況評価一覧表

建物基本情報								構造躯体健全性		劣化状況評価								
番号	学校名	校舎名	構造	階数	延床面積	築年度（西暦）	築年数	圧縮強度	Is値	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	配管設備	受変電設備	空調設備	劣化状況健全度
1	池田小学校	西校舎	RC	3	2430	1936	89	11.7	0.82	D	D	A	A	A	A	C	D	64
2	池田小学校	東校舎	RC	3	2659	1962	63	18.1	0.72	B	B	A	A	A	A	C	C	83
3	池田小学校	中校舎・倉庫	RC	3	1505	2011	14	–	–	B	B	A	A	A	A	C	D	83
4	池田小学校	屋内運動場	RC	3	1608	2009	16	–	–	B	B	A	A	A	A	C	A	90
5	秦野小学校	南校舎	RC	3	1041	1962	63	19.9	0.71	B	C	C	C	C	C	A	A	56
6	秦野小学校	東校舎	RC	4	3034	1968	57	18.4	0.7	C	B	C	C	C	C	A	A	62
7	秦野小学校	西校舎	RC	3	1045	1971	54	17.9	0.75	C	B	C	C	C	C	A	A	62
8	秦野小学校	屋内運動場	RC	1	779	1971	54	22.6	0.76	B	D	C	C	C	C	A	A	49
9	秦野小学校	北校舎	RC	2	1291	2016	9	–	–	A	B	A	A	A	A	A	A	94
10	北豊島小学校	本館	RC	4	2949	1967	58	15.2	0.72	A	C	C	C	C	C	A	A	57
11	北豊島小学校	東館	RC	2	1157	1970	55	19.1	0.76	A	B	C	C	C	C	A	A	66
12	北豊島小学校	西館	RC	3	1139	1965	60	15.9	0.71	A	B	C	C	C	C	A	A	66
13	北豊島小学校	屋内運動場	RC	4	1079	1986	39	–	–	C	D	B	B	B	B	A	A	58
14	呉服小学校	本館、西館	RC	4	5107	1965	60	20.5	0.72	B	C	C	C	C	C	D	A	48
15	呉服小学校	新館	RC	2	900	1970	55	17.9	0.74	B	B	C	C	C	C	D	–	47
16	呉服小学校	管理棟（音楽）	RC	3	357	1968	57	29.5	–	A	A	C	C	C	C	D	A	64
17	呉服小学校	屋内運動場	RC	2	1020	1985	40	–	–	A	C	C	C	C	C	D	A	49
18	石橋小学校	西館	RC	3	1758	1961	64	15.3	0.72	B	C	C	C	C	C	D	A	48
19	石橋小学校	本館、東館	RC	3	3423	1971	54	23.1	0.84	C	C	C	C	C	C	D	A	46
20	石橋小学校	屋内運動場	RC	2	808	1971	54	23.7	1.07	B	C	C	C	C	C	D	A	48
21	五月丘小学校	本館（東側）	RC	3	1957	1960	65	13.7	0.71	A	C	A	A	A	A	A	A	86
22	五月丘小学校	本館(西側),西館	RC	4	3838	1965	60	19.4	0.71	A	C	A	A	A	A	A	A	86
23	五月丘小学校	屋内運動場	RC	2	1110	2006	19	–	–	B	B	A	A	A	A	A	A	93
24	石橋南小学校	本館	RC	4	4653	1972	53	18.5	0.7	D	C	C	C	C	C	D	A	45
25	石橋南小学校	屋内運動場	RC	2	861	1972	53	21	1.52	B	C	C	C	C	C	D	A	48
26	石橋南小学校	北館	RC	1	466	1980	45	24.9	1.69	C	B	C	C	C	C	D	A	55
27	緑丘小学校	南棟	RC	3	2383	1963	62	9.5	0.77	B	C	C	C	C	C	A	A	56
28	緑丘小学校	北棟	RC	4	3197	1963	62	11.8	0.7	B	C	C	C	C	C	A	A	56
29	緑丘小学校	屋内運動場	RC	2	960	1964	61	14.1	0.94	B	B	C	C	C	C	A	A	64
30	神田小学校	北館	RC	4	3954	1977	48	25.1	0.7	C	B	C	C	C	C	C	A	58
31	神田小学校	屋内運動場	RC	2	1014	1978	47	34.1	0.84	B	B	C	C	C	C	C	A	60
32	神田小学校	南館	RC	4	2519	1979	46	34.4	0.73	C	B	C	C	C	C	C	A	58
33	池田中学校	3号館	RC	3	917	1961	64	20.4	0.79	B	C	C	C	C	C	C	A	52
34	池田中学校	2号館	RC	4	3639	1969	56	22	0.72	A	C	C	C	C	C	C	A	53
35	池田中学校	1号館	RC	3	2128	1970	55	19.4	0.74	C	C	C	C	C	C	C	A	50
36	池田中学校	技術棟	S	1	338	1970	55	–	0.71	B	B	C	C	C	C	C	A	60
37	池田中学校	屋内運動場	RC	2	1204	1972	53	18.2	1.07	B	B	C	C	C	C	C	A	60
38	渋谷中学校	1号館	RC	2	1205	1959	66	14.5	0.71	B	C	C	C	C	C	A	A	56
39	渋谷中学校	2号館	RC	3	1285	1961	64	20.1	1.11	C	C	C	C	C	C	A	A	54
40	渋谷中学校	3号館	RC	4	2998	1971	54	15.3	0.92	A	D	C	C	C	C	A	A	50
41	渋谷中学校	技術棟	S	1	362	1972	53	13.5	0.73	B	C	C	C	C	C	A	A	56
42	渋谷中学校	4号館	RC	3	1886	1976	49	21.8	0.83	A	D	C	C	C	C	A	A	50
43	渋谷中学校	屋内運動場	RC	2	1259	1983	42	–	–	C	D	C	C	C	C	A	A	47
44	北豊島中学校	南校舎	RC	4	2407	1968	57	23	0.71	B	D	C	C	C	C	C	A	45
45	北豊島中学校	北校舎	RC	4	2328	1969	56	13.8	0.71	B	C	C	C	C	C	C	A	52
46	北豊島中学校	屋内運動場棟	RC	2	1830	1969	56	18.2	0.73	B	B	C	C	C	C	C	A	60
47	北豊島中学校	東校舎	RC	4	1667	1968	57	20.8	0.72	B	C	C	C	C	C	C	A	52
48	石橋中学校	1号館	RC	4	3625	1978	47	32	0.71	A	A	C	C	C	C	C	A	67
49	石橋中学校	屋内運動場	RC	2	1209	1978	47	22.1	0.87	A	D	C	C	C	C	C	A	46
50	石橋中学校	2号館	RC	3	2296	1979	46	34.3	0.7	A	A	C	C	C	C	C	A	67
51	ほそごう学園	南棟	RC	4	3284	1982	43	–	–	B	B	A	A	A	A	B	A	90
52	ほそごう学園	屋内運動場	RC	3	1319	1982	43	–	–	B	B	A	A	A	A	B	A	90
53	ほそごう学園	北棟	RC	4	2416	1983	42	–	–	B	B	A	A	A	A	B	A	90
54	ほそごう学園	屋内運動場(旧伏小)	RC	2	954	1980	45	38.1	0.93	A	B	C	C	C	C	B	–	51
55	ほそごう学園	東棟	RC	3	3516	2014	11	–	–	B	B	A	A	A	A	B	A	90
56	ほそごう学園	SA棟	RC	3	1757	2014	11	–	–	B	B	A	A	A	A	B	A	90

（令和 7(2025)年度時点）

（10）学校施設の集約化の検討

（調査・分析の結果）

これまでの本市の概況及び学校施設の実態に関する調査・分析の結果をまとめると、以下のとおりとなります。

＜本市の概況＞

・阪急宝塚線以北は五月山に向かって勾配
・市街化区域の約 9 割が人口集中地域
・人口集中地域に本市人口の約 9 割が集中
・市街化区域の約 7 割が居住誘導区域
・市街化区域の約 7 割が高度地区
・まちの成り立ちが早く既設学校敷地の周辺が市街化
・子育て世帯の転入超過傾向によりこどもの人口は近年横ばい

＜学校施設の実態＞

・現状小規模校及び過大規模校がなく適正な学校規模
・学級数が増加及び支援を要する児童生徒が著しく増加
・本市の学校数は比較的少なく延床面積も広いとは言えない
・求められる機能の複雑化・多様化により相対的に狭隘な傾向
・約 9 割の建物が築 40 年以上で老朽化が進行
・いくつかの小学校で今後小規模校化が見込まれる

（集約化の検討）

これまでの調査・分析の結果を踏まえた学校施設の規模・配置等の方針の決定に当たり、学校施設の集約化が教育環境の改善や施設総量の適正化に有効な手法となり得るかを検証するため、中学校区単位及び隣接する小学校の集約化について検討を行いました。

その結果、現時点では、いずれのパターンにおいても集約後の学校は過大規模校もしくは大規模校となることが分かりました。

この検討結果を調査・分析の結果と突合すると、まず現在の学校施設の状況は狭隘傾向にあることから、集約後の児童生徒数を収容できる十分な延床面積を有する既存の学校施設は存在しません。

そのため、学校の集約化には、新たな施設整備はもちろんのこと、校地の拡張が必要となります。

一方で、本市の学校施設の多くは既成市街地の住宅地内に立地していることから、学校施設に隣接する用地の取得による校地拡張は困難となっています。

また、市街化区域の多くが人口集中地区である本市では、新たな学校用地として利活用できる大規模な遊休地等も存在しないことから、集約化に必要となる校地面積を確保することが極めて困難と考えられます。

加えて、市街化区域の多くが高度地区としても指定されていることから、現状の校地面積のもと学校施設の高層化を図ることも困難な状況となっています。

シミュレーション１

ほそごう学園を除き４つの中学校区（学園）ごとに、１校の学校への集約化

・池田中学校区（いけだ学園）
・渋谷中学校区（しぶたに学園）
・北豊島中学校区（きたてしま学園）
・石橋中学校区（いしばし学園）

すべての中学校区において、過大な規模となり、その児童生徒数を収容することのできる既存の学校施設は存在せず、校地面積の確保も困難。



集約校シミュレーション	児童生徒数（人）	学級数（学級）	現在の学習環境を維持する場合の面積				集約元	現行の面積	
			校舎延床/人※（㎡）	運動場/人※（㎡）	校舎延床（㎡）	運動場（㎡）		校舎延床（㎡）	運動場（㎡）
いけだ学園	1,928	55	小学校 11.69 中学校 12.89	小学校 14.99 中学校 19.73	23,335	32,052	池田小学校	6,422	6,611
							呉服小学校	6,178	7,530
							池田中学校	7,024	10,524
しぶたに学園	2,182	64			26,411	36,278	秦野小学校	6,275	8,330
							五月丘小学校	5,718	4,816
							緑丘小学校	5,506	9,188
							渋谷中学校	8,255	10,416
きたてしま学園	1,542	47			18,579	25,300	北豊島小学校	5,299	6,644
							神田小学校	6,406	5,321
							北豊島中学校	7,123	10,944
いしばし学園	1,288	39			15,568	21,326	石橋小学校	5,182	5,606
							石橋南小学校	5,130	8,487
							石橋中学校	5,923	8,285

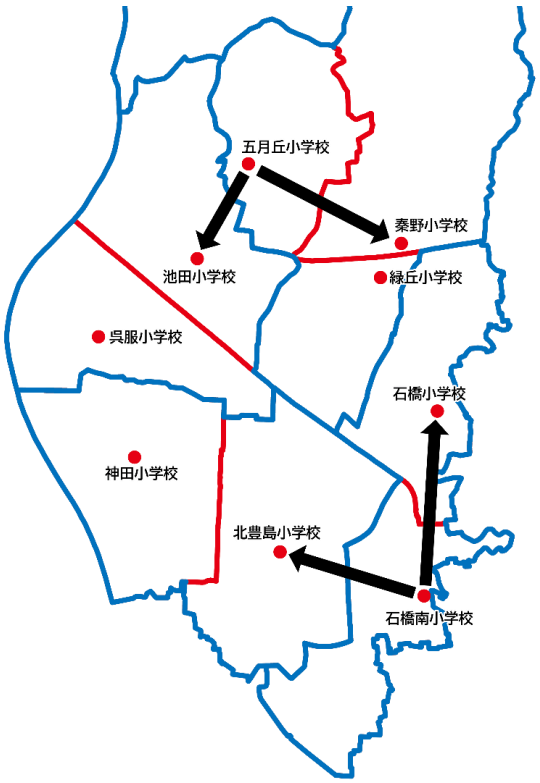
※令和７年度における、児童（生徒）１人当たりの延床面積の平均値を適用。

シミュレーション２

現在、本市において児童数が比較的少ない五月丘小学校・石橋南小学校において、隣接する小学校との集約化

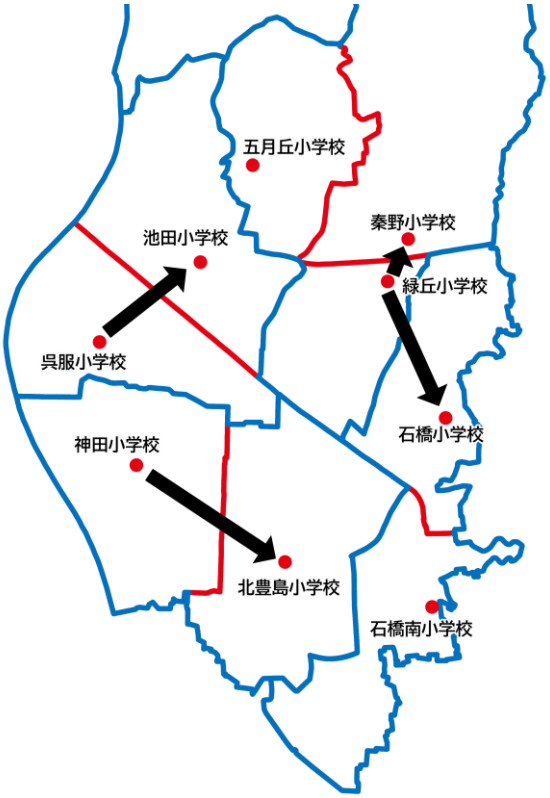
・池田小学校＋五月丘小学校
・秦野小学校＋五月丘小学校
・北豊島小学校＋石橋南小学校
・石橋小学校＋石橋南小学校

いずれのパターンにおいても、市立小学校の中で最も大きな規模の小学校となり、現在と同水準の児童１人当たりの面積を確保した場合、その児童数を収容することのできる既存の学校は存せず、校地面積の確保も困難。



集約校シミュレーション	児童生徒数（人）	学級数（学級）	現在の学習環境を維持する場合の面積 校舎延床/人※（㎡）	現在の学習環境を維持する場合の面積 運動場/人※（㎡）	現在の学習環境を維持する場合の面積 校舎延床（㎡）	現在の学習環境を維持する場合の面積 運動場（㎡）	集約元	現行の面積 校舎延床（㎡）	現行の面積 運動場（㎡）
池田小学校＋五月丘小学校	1,011	31	11.69	14.99	11,819	15,155	池田小学校	6,422	6,611
							五月丘小学校	5,718	4,816
秦野小学校＋五月丘小学校	1,006	31			11,760	15,080	秦野小学校	6,275	8,330
							五月丘小学校	5,718	4,816
北豊島小学校＋石橋南小学校	833	27			9,738	12,487	北豊島小学校	5,299	6,644
							石橋南小学校	5,130	8,487
石橋小学校＋石橋南小学校	862	27			10,077	12,921	石橋小学校	5,182	5,606
							石橋南小学校	5,130	8,487

※令和７年度における、児童（生徒）１人当たりの延床面積の平均値を適用。

シミュレーション３	
その他の隣接する小学校の集約化 ・池田小学校＋呉服小学校 ・秦野小学校＋緑丘小学校 ・北豊島小学校＋神田小学校 ・石橋小学校＋緑丘小学校 これらのパターンにおいても、市立小学校の中で最も大きな規模の小学校となり、現在と同水準の児童１人当たりの面積を確保した場合、その児童数を収容することのできる既存の学校は存在せず、校地面積の確保も困難。	

集約校シミュレーション	児童生徒数（人）	学級数（学級）	現在の学習環境を維持する場合の面積				集約元	現行の面積	
			校舎延床/人※（㎡）	運動場/人※（㎡）	校舎延床（㎡）	運動場（㎡）		校舎延床（㎡）	運動場（㎡）
池田小学校＋呉服小学校	1,263	38	11.69	14.99	14,764	18,932	池田小学校	6,422	6,611
							呉服小学校	6,178	7,530
秦野小学校＋緑丘小学校	1,105	35			12,917	16,564	秦野小学校	6,275	8,330
							緑丘小学校	5,506	9,188
北豊島小学校＋神田小学校	1,081	34			12,637	16,204	北豊島小学校	5,299	6,644
							神田小学校	6,406	5,321
石橋小学校＋緑丘小学校	1,021	31			11,935	15,305	石橋小学校	5,182	5,606
							緑丘小学校	5,506	9,188

※令和７年度における、児童（生徒）１人当たりの延床面積の平均値を適用。

第４章　学校施設整備の基本的な方針等

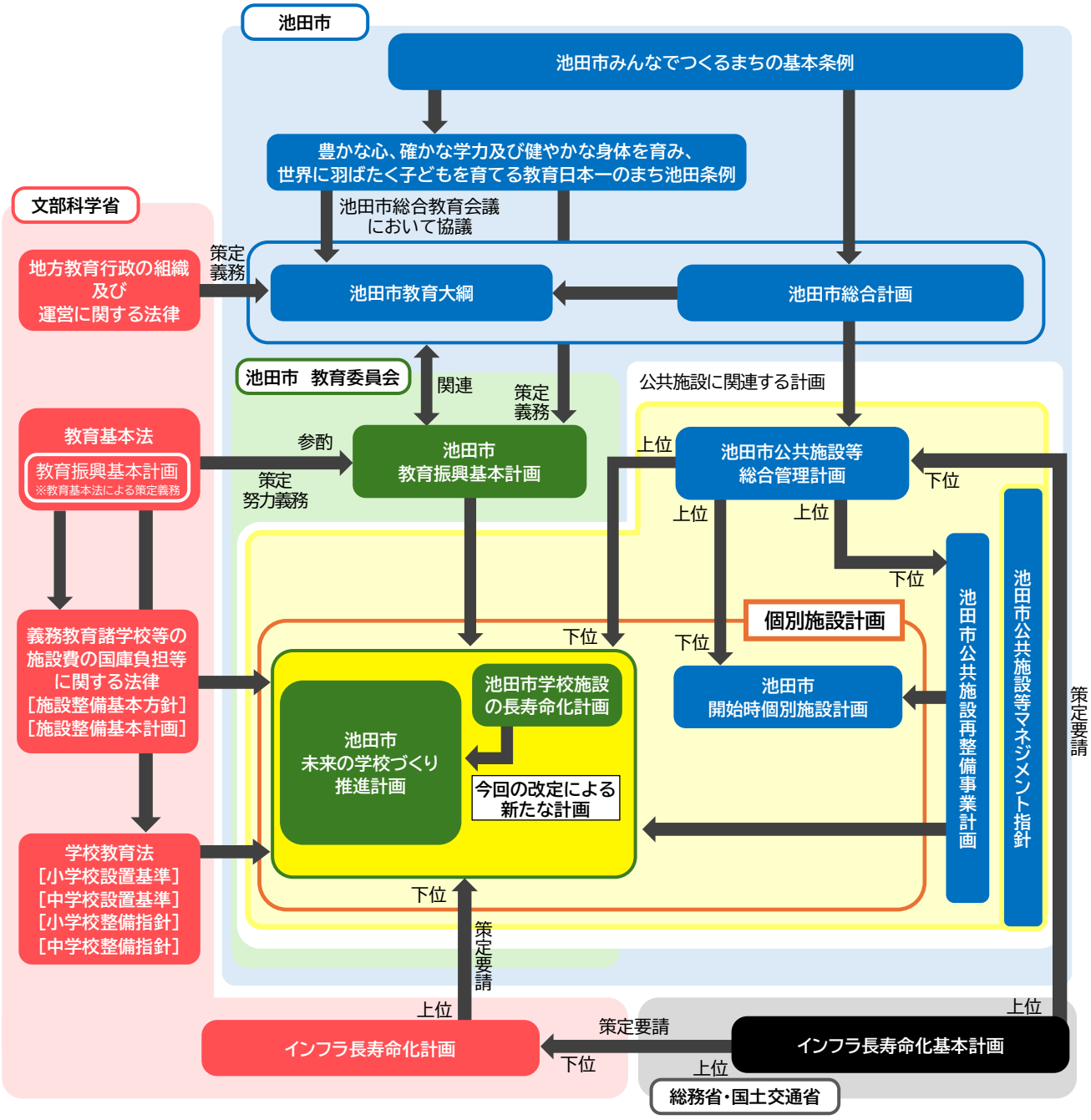
（１）目的

目的
本市の現状を分析するとともに将来動向を見据え、老朽化する学校施設の機能更新について長期的な展望のもと計画的に取り組むための方向性を定めるもの

なお、個別施設計画としての位置付けのもと、学校施設を取り巻く環境や関連計画の変化・動向等に対応するため、未来の学校づくりについての基本的な方向性を示すことから、旧計画を「池田市未来の学校づくり推進計画」（以下「本計画」という。）に改定します。

具体的な個別の事業化に当たっては、本計画をその指針とします。

本計画の位置付け



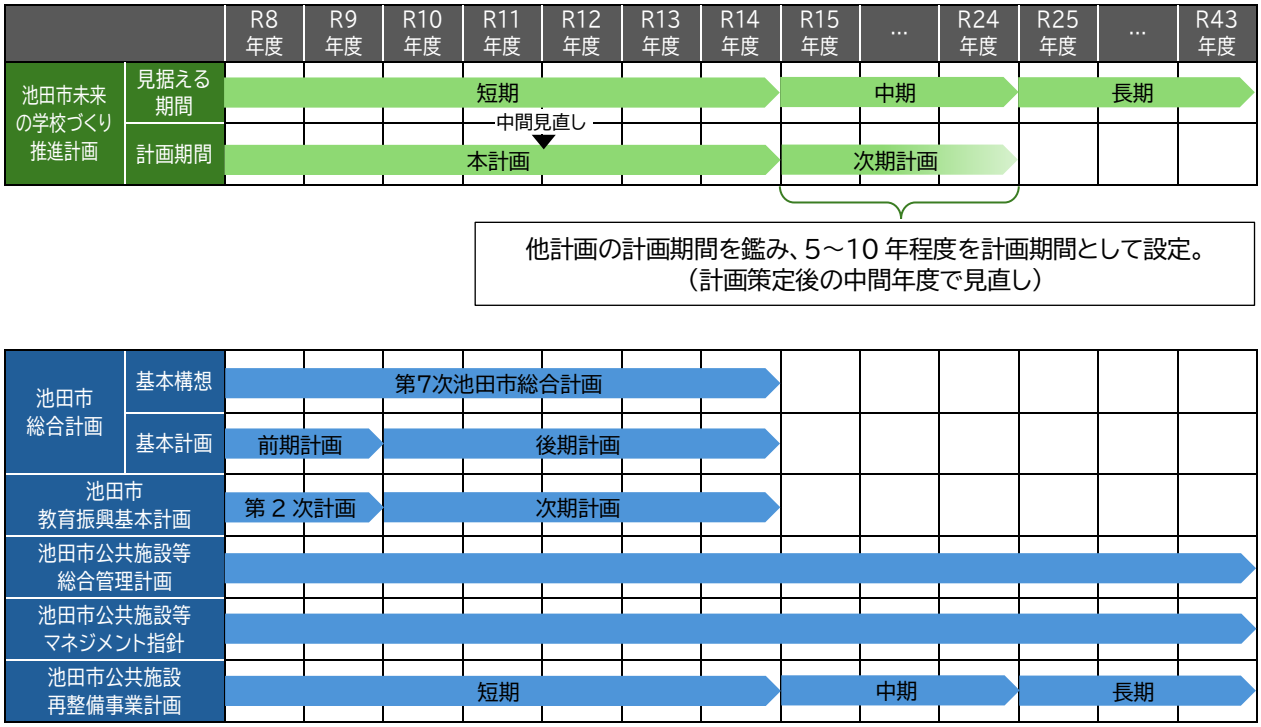
（２）計画期間

学校施設整備において整合させるべき法令・計画は、多岐にわたるため、総合計画及び教育ビジョンの計画期間を踏まえ、令和８(2026)年度から令和 14(2032)年度を計画期間とします。

また、本計画は、将来変化への柔軟な対応を可能とするため、計画期間の中間年である令和 11(2029)年度に見直しを行います。

学校施設整備は、長期的な展望を見据えて取り組んでいく必要性があることから、計画期間とは別に、本計画の上位計画である総合管理計画及び関連計画である再整備事業計画の計画期間である令和 43(2061)年度までを、本計画が見据える期間として設定します。

他計画の期間との関連



（３）対象施設

本計画の対象となる学校施設は、市立小学校９校、市立中学校４校、市立義務教育学校１校の校舎、体育館等とします。

（４）計画の基本方針

本計画は、上位計画である文部科学省行動計画及び総合管理計画の方向性を勘案した個別施設計画として、施設情報を把握し計画的な維持管理と予防保全を推進し、長期的な視点・展望のもとライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図りながら、時代のニーズに応じて、複雑化・多様化する教育環境に対応した新しい時代の学びにふさわしい学校施設をめざします。

また、関連計画である再整備事業計画における施設総量の削減目標に対しては、将来的な施設更新や改築の際に、学校施設の効率的な整備手法を検討することで、施設機能を維持しながら延床面積の縮減に努めます。

中長期的な視点のもと市長部局との連携を推進させ、文部科学省の「小（中）学校施設整備指針」にも示されているとおり、児童生徒の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化を前提とし、学校施設との親和性の高い社会教育施設をはじめ他の公共施設との複合化・共用化や相互利用の可能性について検討し、公共施設全体の最適化に向けた取組を進めます。

但し、児童生徒の安全・安心の観点から複合化先施設利用者とのゾーニングや動線整理など、その適切性については十分な検討を行います。

学校は地域コミュニティを形成する基盤であるという観点から、地域との連携・協働、学校開放、目的外使用、部活動の地域展開等を見据え、目的に応じた合理的かつ効率的な運用が可能となる学校施設整備をめざします。

（新しい時代の学び）

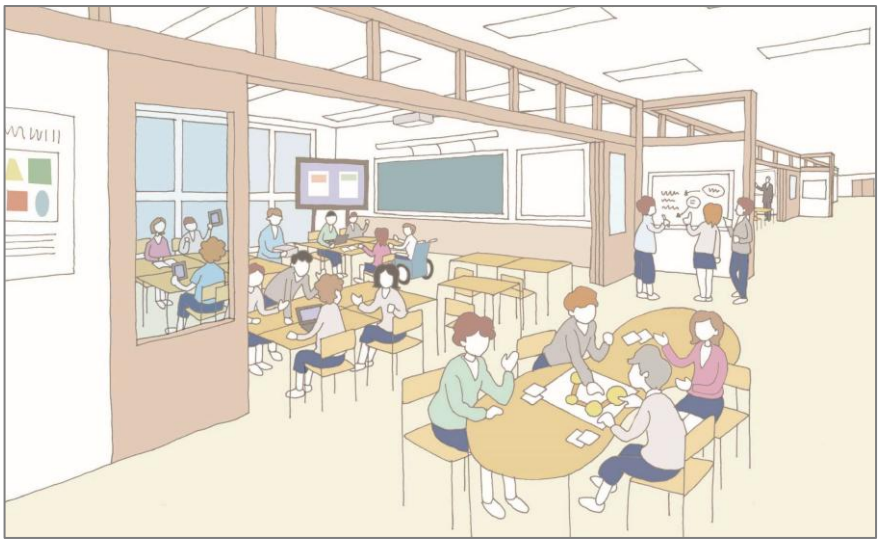
文部科学省の有識者会議（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」（令和４(2022)年３月）では、

・少人数学習やグループ学習等に柔軟に対応できる教育環境の整備
・大容量通信に耐えうるネットワーク環境の整備
・新しい生活様式を踏まえて健やかに学習できる衛生環境
・誰もが安心して学べるバリアフリー環境の整備
・避難所としての防災機能の強化
・ゼロエネルギー化に向けた取組の推進

などが新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方として示されており、時代のニーズに対応した整備を進めるためには、これらの観点を積極的に取り入れた整備を推進します。

新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方のイメージ

多様な学習活動を展開できる学習空間①



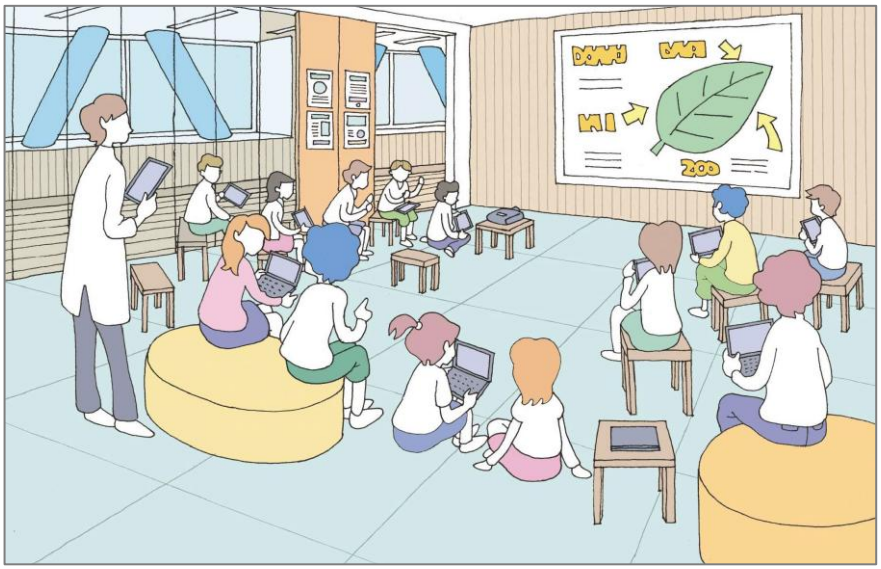
多様な学習活動を展開できる学習空間②



様々な教科等の教室の有機的な連携・分担による多様な活動の展開



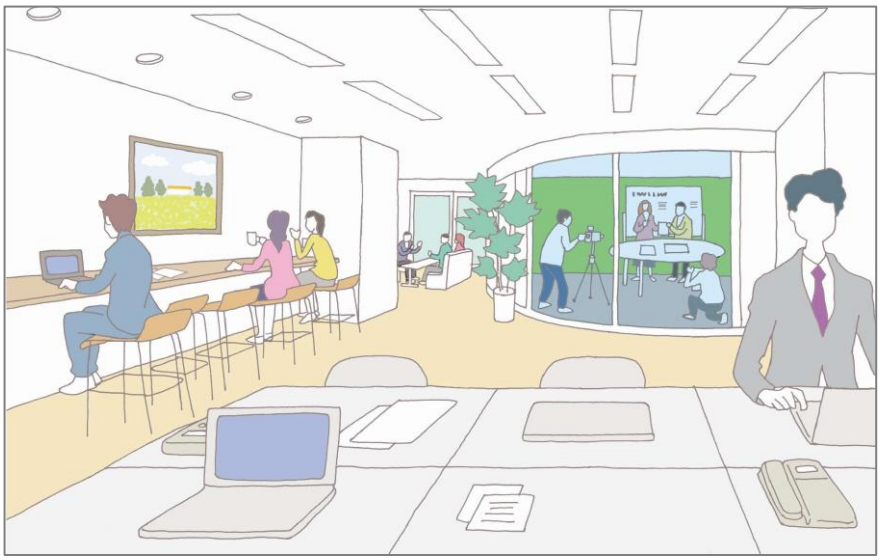
快適で温かみのあるリビング空間



学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間①



学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間②



出典：新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）別添１

（未来を見据えた整備）

教育ビジョンに掲げる基本施策はもとより、今後、学びのスタイルが多様に変容していくこと等を踏まえ、学校施設が教室とそれ以外の諸室の片廊下一文字型で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す必要があり、未来を見据えて可変性を持たせる整備に取り組みます。

（こどもを支える教職員の体制）

こどもたちのための教育環境の実現に向けて、きめ細かな指導体制の構築に伴う教職員数の増加、支援員・外部人材等の参画による「チーム学校」※17の推進を見据え、その活動を支えるスペースの確保等、教職員が心身ともに健康を保ち、持続可能で活力ある教育活動を展開できる整備を推進します。

（公的ストックの最適化）

総合計画に掲げる健全かつ持続可能な財政運営の実現に当たっては、公的ストックの効率的かつ効果的な活用による適正化に努めます。なお、学校施設の本質を見失うことがないよう留意します。

（こどもの意見等を踏まえた整備）

令和５(2023)年４月１日に施行されたこども基本法（令和４年法律第 77 号）の理念を踏まえ、学校施設の現況・課題・要望を把握することを目的として、令和６(2024)年度に実施した児童生徒向けアンケートにおいて、使いづらい場所や直して欲しい場所が「ある」と回答した方のうち、最も多い場所が「トイレ」であったことから、コロナ禍以降の「新しい生活様式」を踏まえて、時流に即した衛生環境水準の実現に取り組みます。

また、老朽化及び劣化により教室内の設備が扱いづらくなっているとの意見があり、周期的な改修による使い勝手の維持向上を図ります。

※17 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、こどもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。

児童生徒向けアンケート結果（抜粋）

回答数	使いづらい場所や直して欲しい場所が「ある」	
		トイレ
3,049 件	1,085 人	442 件

なお、同様に教職員向けアンケートも実施しました。

児童生徒が安全に過ごせる環境整備、特に、老朽化による安全上の懸念は、緊急性の高い課題として認識されていることから、取組を推進します。また、教室の拡充や多様な学習スペースの確保など、現代の教育ニーズに対応した教育環境の整備や、支援学級や通級指導教室の整備、バリアフリー化など、多様な児童生徒のニーズに対応できる環境整備が求められていることについても留意します。

（めざす姿を実現する学校施設整備）

こどもたちが主体的に学び、教職員がその専門性を最大限に発揮し、そして、地域住民がつながりを深めながら地域コミュニティを構築していくための基盤という役割も果たす学校施設は、Well-being を具現化するための重要な鍵であり、「『だったらいいな』を叶える いけだ」の礎として、こどもたちの豊かな学びと地域の活力に資する整備を推進します。

【参考】児童生徒向けアンケート

【実施方法等】

ⅰ）調査対象　市立学校（小学校９校、中学校４校、義務教育学校１校）の児童生徒

ⅱ）調査方法

対象児童生徒	実施方法
小学５年生・中学２年生 (義務教育学校にあっては、 ５年生・８年生)	電子申請（Logo フォーム）の QR コードを掲載したアンケート調査のチラシを各学校に配布。 各学校の授業中、朝礼、終わりの会などの時間での実施を依頼。
上記以外の児童・生徒	電子申請（Logo フォーム）の QR コードを掲載したアンケート調査のチラシを各学校に配布。

ⅲ）調査期間　令和６年 12 月 13 日から令和７年１月 17 日まで

ⅳ）回答数　　3,049 人

ⅴ）設問概略

・現在の学校施設への満足度

・学校の中で使いづらい場所や直して欲しい場所

・学校にあったら嬉しい物や場所（スペース）　　等

【結果概要】（質問ごとの集計の母数(N)は、無回答を除いた数）

・現在の学校施設の満足度（N＝3,030）

満足	ふつう	不満
35.9 %	43.8 %	20.3 %

※満足は「満足」、「やや満足」と回答した合計、不満は「不満」、「やや不満」と回答した合計

・学校の中で使いづらい場所、直して欲しい場所（N＝3,027）

ある	ない
35.8 %	64.2 %

内容（N＝1,064）【回答が多いものを抜粋】	
トイレ	41.5 %
プール	13.4 %
教室	12.6 %
更衣室	8.0 %

※複数回答有

・学校にあったら嬉しい物や場所（スペース）

内容（N＝1,685）【回答が多いものを抜粋】			
勉強する場所	8.9 %	購買・売店	8.7 %
休む場所	8.4 %	更衣室	7.7 %

（その他、役割を持たない多目的で自由なスペースを求める回答も多い【5.3 %】 ）

※複数回答有

【参考】教職員向けアンケート

【実施方法等】

ⅰ）調査対象　市立学校（小学校 9 校、中学校 4 校、義務教育学校 1 校）の教職員（職種問わず）
ⅱ）調査方法　電子申請（Logo フォーム）の QR コードを掲載したアンケート調査のチラシを各学校に配布。
ⅲ）調査期間　令和 6 年 12 月 9 日から令和 7 年 1 月 6 日まで
ⅳ）回答数　178 人
ⅴ）設問概略
・現在の学校施設への満足度
・学校施設に対して思っていること。
・教育を取り巻く環境の大きな変化により学校施設の充実させてほしい部分
・これからの学校づくりの要望　等

【結果概要】（質問ごとの集計の母数(N)は、無回答を除いた数）

・現在の学校施設の満足度（N＝178）

満足	ふつう	不満
16.3 %	24.2 %	59.5 %

※満足は「満足」、「やや満足」と回答した合計、不満は「不満」、「やや不満」と回答した合計

・学校施設に対して思っていること（N＝178）

内容（回答が多いものを抜粋）		
老朽化に関する記載	46.6 %	建物が古い、傷んでいる　等
教室に関する記載	28.7 %	教室が不足している、ICT 環境整備による教室のスペースの減少　等

※複数回答有

・教育を取り巻く環境の大きな変化により学校施設の充実させてほしい部分（N＝97）

内容（回答が多いものを抜粋）		
教室に関する記載	40.2 %	教室の面積の増加、オープンスペースや個別ブースの整備　等
ICT に関する記載	38.1 %	ICT 設備（タブレットの利活用、プロジェクターなど）の充実　等

※複数回答有

・これからの学校づくりの要望（N＝90）

内容（回答が多いものを抜粋）		
児童生徒の安全に関する記載	56.7 %	老朽化対策、バリアフリー化、衛生環境の改善　等
児童生徒の教育に関する記載	50.0 %	現代の教育ニーズに対応した学習環境の整備、多様な学習活動や交流ができる空間整備、多様な児童生徒に対応できる施設・設備　等

※複数回答有

（５）学校施設の規模・配置計画等の方針

本計画期間における学校施設の集約化は、効果的な教育環境の改善及び施設総量の縮減を見込むことが難しいため、現在の学校施設の規模・配置のもと学校施設整備を進めます。

なお、見据える期間に鑑み、将来的な学齢児童生徒数の減少に備え、上位計画である総合管理計画を勘案し、集約化に係る検討を行う基本的な考え方を次のとおり定めます。

集約化に係る検討を行う考え方

前提

学校規模の適正化（集約化）の検討は、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うもの。

（学校規模が小さくなり、学級数が少ないこと・教職員数が少ないこと等によって、児童生徒の教育活動や学校運営に課題が生じることが予見されるとき。）

方法

本計画の中間見直しの時期及び見直しの時期に、今後７～10 年以内の学校区ごとの学齢児童生徒数の推計を実施。

基準

隣接する学校区の推計の合計及び想定される学級数に対し、適当な学習環境に必要な面積を確保した整備が見込めるとき。

集約化の検討へ

≪集約化の検討時の注意点≫

・集約化に係る検討に当たっては、「池田市立学校通学区審議会条例」（昭和 46 年池田市条例第 24 号）に基づく審議会への諮問や、地教行法の規定に基づく学校運営協議会の意見聴取等、様々な手法を用いる必要があります。

・通学距離や通学路等の地理的条件等により集約化が困難な事情が存在する学校に関しては、小規模校として存続させる方向性についても検討する必要があります。

（６）改修等の基本的な方針

（長寿命化の方針）

本市の学校施設は、本計画の基本方針のもと、児童生徒等こどもたちの安全・安心を最優先に整備します。

しかし、厳しい財政状況の中で全ての施設を改築することは困難であるため、予算の平準化及びトータルコストの縮減等を踏まえた学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるために、構造躯体のコンクリートの強度が不足している施設、基礎の鉄筋が腐食している施設又は校地環境の安全性を欠いている施設を除き、長寿命化改修を行うことを基本とします。

長寿命化改修の内容

建物の耐久性を高める工事	建物の機能や性能を向上させるための工事
・構造躯体の経年劣化を回復するもの（コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等） ・耐久性に優れた仕上材へ取り替えるもの（劣化に強い塗装・防水材等の使用） ・維持管理や設備更新の容易性を確保するもの ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新	○安全・安心な施設環境を確保するもの ・耐震対策（非構造部材を含む） ・事故防止・防犯対策など ○教育環境の質的向上を図るもの ・近年の多様な学習内容・学習形態への対応 ・バリアフリー化など ○地域コミュニティの拠点形成を図るもの ・防災機能の強化など

出典：学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～（平成 26 年 1 月文部科学省）

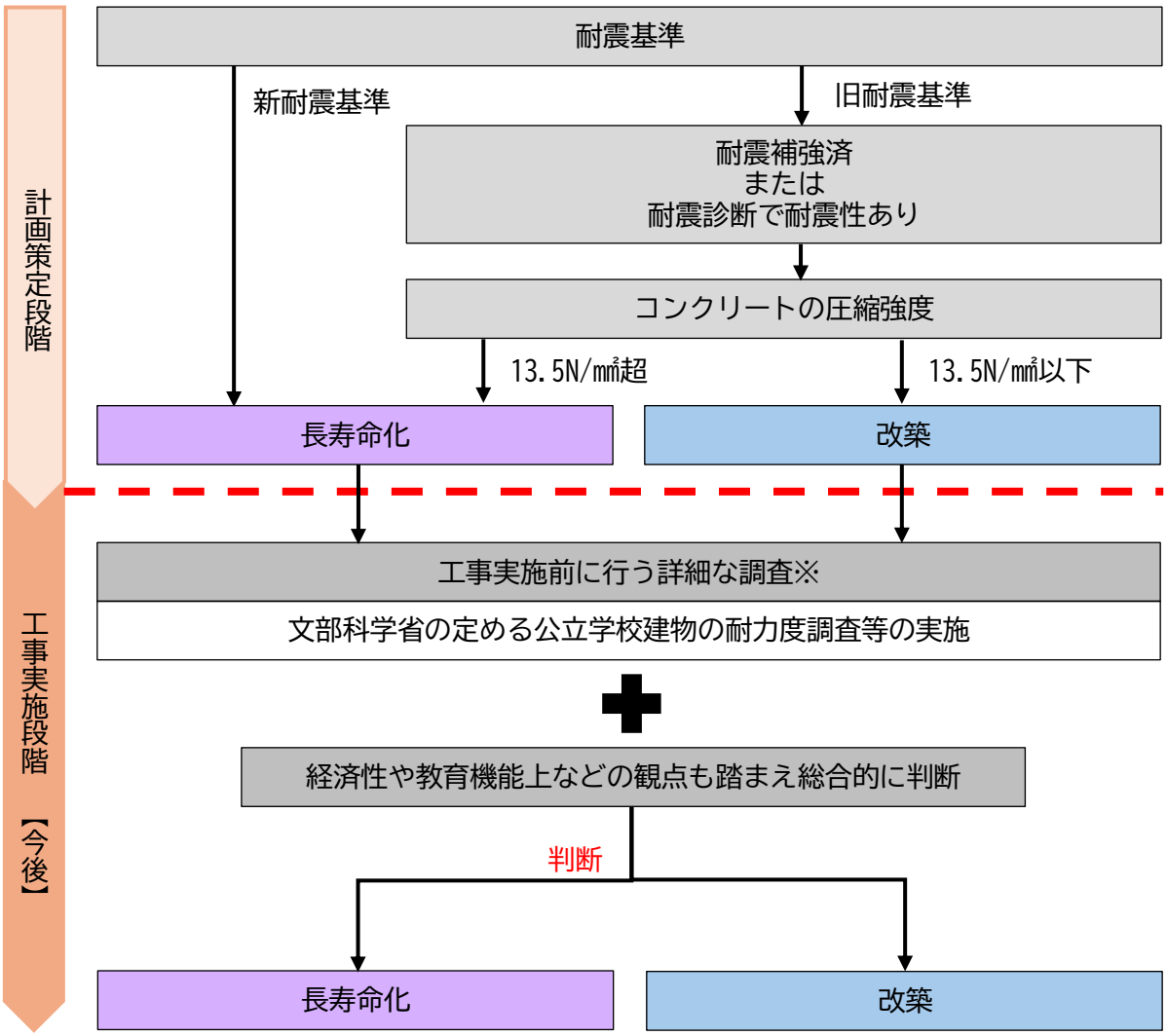
長寿命化改修に適さない建物

①コンクリートの強度不足	長寿命化改修を行うに当たっては建物の躯体部分が長期間の使用に耐えうることが必要となるため、①構造耐震指標（Is 値）が 0.7 未満である建物、②構造耐力上主要な部分（柱、梁、床版、屋根版など）のコンクリートの強度が著しく低い場合（おおむね 13.5N/㎟以下）は基本的に改修に適さない。
②基礎における鉄筋の腐食	基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している場合も地盤を掘り下げる工事が必要となり、多額の費用がかかるため、長寿命化改修に適さない。
③校地環境の安全性の欠如	既存建物が地滑りや崖崩れ等の自然災害に対して安全であることが確認できない場合、液状化対策が必要な場合や経年により地盤が沈下している場合などの対策には多額の費用がかかるため、長寿命化改修に適さない。

出典：学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～（平成 26 年 1 月文部科学省）

一方、コンクリート圧縮強度の基準値は 13.5N/㎟以下であり、長寿命化改修による長期間の使用が見込めない建物は改築を行う方針とします。

長寿命化改修の可否判定フロー



出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書
（平成 29 年 3 月文部科学省）を基に池田市教育委員会が作成

※長寿命化改修を想定していても、工事実施前に行う詳細な調査（耐力度調査等[※18]）の結果によって、長寿命化改修に適さないとの判断に至った建物についても改築を行います。

※18 改築に係る国庫交付金活用に際して必要となる調査等。

（予防保全の方針）

国の「インフラ長寿命化基本計画」には、インフラの経年劣化や疲労等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長時間を要するため、これまで必要な措置が講じられてこなかったことが指摘されています。

そのため、学校施設の長寿命化を図るうえでは、定期的な点検や日常的な保守管理を適正に行い、不具合や異常を早期に発見することで、重大な障害の発生リスクの低減に努めます。

また、点検や保守管理の履歴等の情報を適切に管理することにより、状況に応じた適切かつ的確な改修等を速やかに実施します。

法令等に基づく主な点検

主な法定点検（※）	時期
建築基準法に基づく点検	建築物の敷地及び構造：３年以内毎 昇降機、昇降機以外の建設設備、防火設備：１年以内毎
消防法に基づく点検	機器点検：６か月に１回 総合点検：１年に１回
学校保健安全法及び同法施行規則に基づく点検	安全点検：毎学期１回以上 その他、日常的な点検

※その他、浄化槽法、電気事業法、水道法上の点検等を要します。

（目標使用年数の設定）

総合管理計画においては、建築後 65 年経過をもって改築を行うことが目標とされています。

一方、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27（2015）年 4 月 文部科学省）では、「適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに、技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能である」と言及されています。

このことを踏まえ、本計画における目標使用年数は、適切な維持管理がなされていることを前提に、80 年超をめざすこととします。

但し、現状の学校施設はこれまで予防保全の概念に基づく整備が十分になされていない実態を踏まえ、個別の施設ごとの実情を勘案しつつ、施設の劣化状況の評価を逐次見直しながら、最長かつ最適な年数まで建物を使用します。

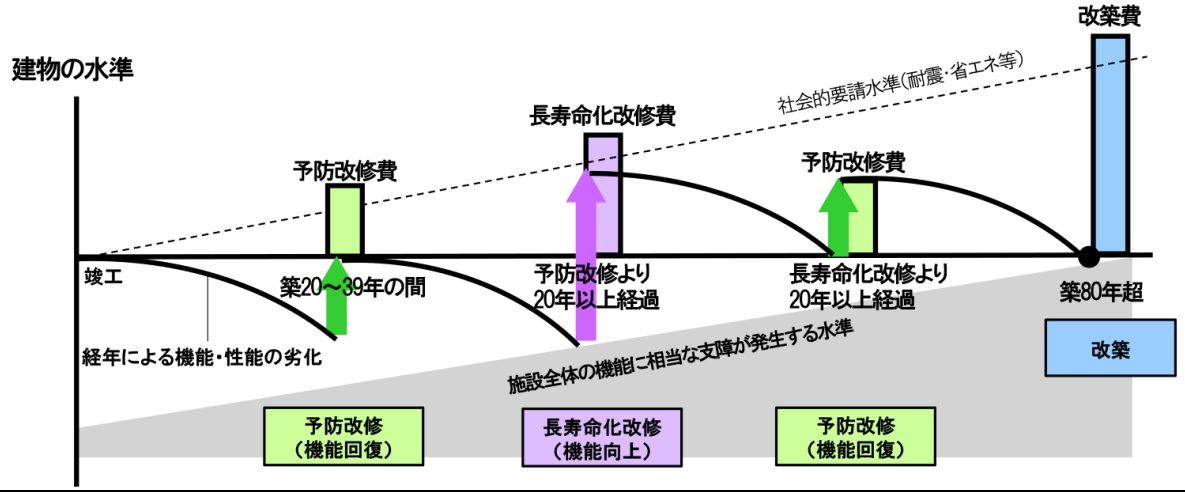
（改修周期の設定）

学校施設を目標使用年数まで使用できるよう、長寿命化改修及び経年劣化による機能・劣化の回復を目的とする予防改修等の定期的な改修に取り組みます。

実際の改修内容や時期は、劣化度合が低い設備等の再利用や改修時期の調整、将来の人口動態、国庫交付金制度の活用等を考慮しますが、長寿命化の基本的なサイクルは、築年数に応じて以下のとおりとします。

長寿命化の基本的なサイクル

・建築後２０～３９年目までに予防改修、その予防改修の２０年以上経過後に長寿命化改修、その長寿命化改修の２０年以上経過後に再度予防改修を行い、機能の回復と向上を図ります。



築２０～３９年の間 予防改修	左記より２０年以上経過 長寿命化改修	左記より２０年以上経過 予防改修
経年劣化による消耗、機能低下に対する機能回復工事	経年劣化による機能回復工事と、建物の耐久性を高め社会的要求水準に応えるための機能向上工事	経年劣化による消耗、機能低下に対する機能回復工事

第５章　基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

（１）改修等の整備水準

予防改修工事及び長寿命化改修工事は、コストを抑えつつ既設学校施設を可能な限り長期にわたって活用していくため、また、学校施設毎の状況差の縮減をめざし、整備水準の統一に努めます。

加えて、時代のニーズに応じた取組を推進することにより教育環境の質的向上に資する整備とします。

部位区分		予防改修	長寿命化改修	主な工事内容
外部	躯体	―	○	中性化対策、施工不良対策、鉄筋腐食対策　等
	外壁	○	○	欠損・浮き・剥離・ひび割れの補修、塗装改修　等 【長寿命化改修のみ】 防水等機能の付加
	屋根・屋上	○	○	防水改修 【長寿命化改修のみ】 断熱等機能の付加
	外壁開口部	△	○	【長寿命化改修】全数更新
内部	内部仕上	△	○	【長寿命化改修】全面更新
	建具	△	○	【長寿命化改修】全数更新
設備	電気設備	△	○	【長寿命化改修】全数更新
	給排水設備	△	○	
	機械設備	△	○	

※ ○は必ず実施する改修、△は劣化状況に応じた部分的な改修

時代のニーズに応じた整備
・学習環境の向上　・生活衛生環境の向上　・防災防犯機能の向上 ・環境機能性の向上　・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン　など

（２）改築の整備水準

本計画の基本方針のもと未来を見据えた施設規模を勘案するとともに、本市及び教育委員会のめざす姿の実現に資する整備とします。

具体的な内容は、各学校個別の整備計画（事業化）において定めることとなりますが、教育委員会として統一的な教育環境の実現をめざしながら、学校ごとの教育的事情、地理的事情、地域特性等に配慮し、創意工夫に努めます。

（３）維持管理の項目・手法等

学校施設は市有公共施設の約４割を占めその対象が広範であることから、施設管理者（学校）はもとより、本市及び教育委員会、専門技術や資格等を有する専門業者等と連携して取り組むよう努めます。

なお、民間事業者と包括施設管理委託契約を締結することにより、維持管理業務の効率化や不具合の発見、修繕の一括対応など、質的向上が期待されることから、本市及び教育委員会が連携・協力のもと導入の検討に努めます。

第６章　長寿命化の実施計画

（１）改修等の優先順位付けと実施計画

（改修等の優先順位）

学校施設整備は、児童生徒の安全・安心を最優先とするため、構造耐震指標（Is 値）が担保されていることを前提条件に、コンクリートの圧縮強度や築年数に加え、劣化状況評価やその他の要因を踏まえて優先順位を決定します。

また、児童生徒への影響を考慮するとともに、工事の効率や財政負担等を勘案し、学校ごとに整備を行う方針とします。

本計画期間においては、「過去の耐震診断の調査でコンクリートの圧縮強度が 13.5N/㎟以下の建物がある学校」と「建物の築年数及び劣化状況評価の健全度、その他の要因を踏まえ改修等の優先度が高い学校」の整備を優先して進めます。

優先順位付けの方法

前提条件
構造耐震指標（Is 値）が 0.7 以上かどうか

→ 未満 → **短期（本計画期間）** 今回は該当なし

↓ 以上

ステップ１
過去の耐震診断調査でコンクリートの圧縮強度が 13.5N/㎟以下かどうか

→ 以下 → **短期（本計画期間）**

↓より大きい

ステップ２
建物の築年数、劣化状況評価の健全度、その他外的要因をもとに学校ごとの評価点数を算出

◆学校の評価点数の算出方法

建物評価点　＝「築年数による点数※19」×0.8※20
＋「劣化状況健全度の点数※21」×0.2

学校の評価点数　＝学校における建物評価点の平均点
×その他外的要因による加点事項※22

◆学校の評価点数が低い　⇒　改修等の優先度が高い

→ 50 点以下 → **短期（本計画期間）**

→ 50 点超 60 点以下 → **中期（～令和 24 年度）**

→ 60 点超 → **長期（～令和 43 年度）**

※19 築年数（令和８(2026)年度時点）による点数は次のとおり配点。

築０～４年	築５～９年	～	築 90～94 年	築 95～99 年
100 点	95 点	～	10 点	5 点

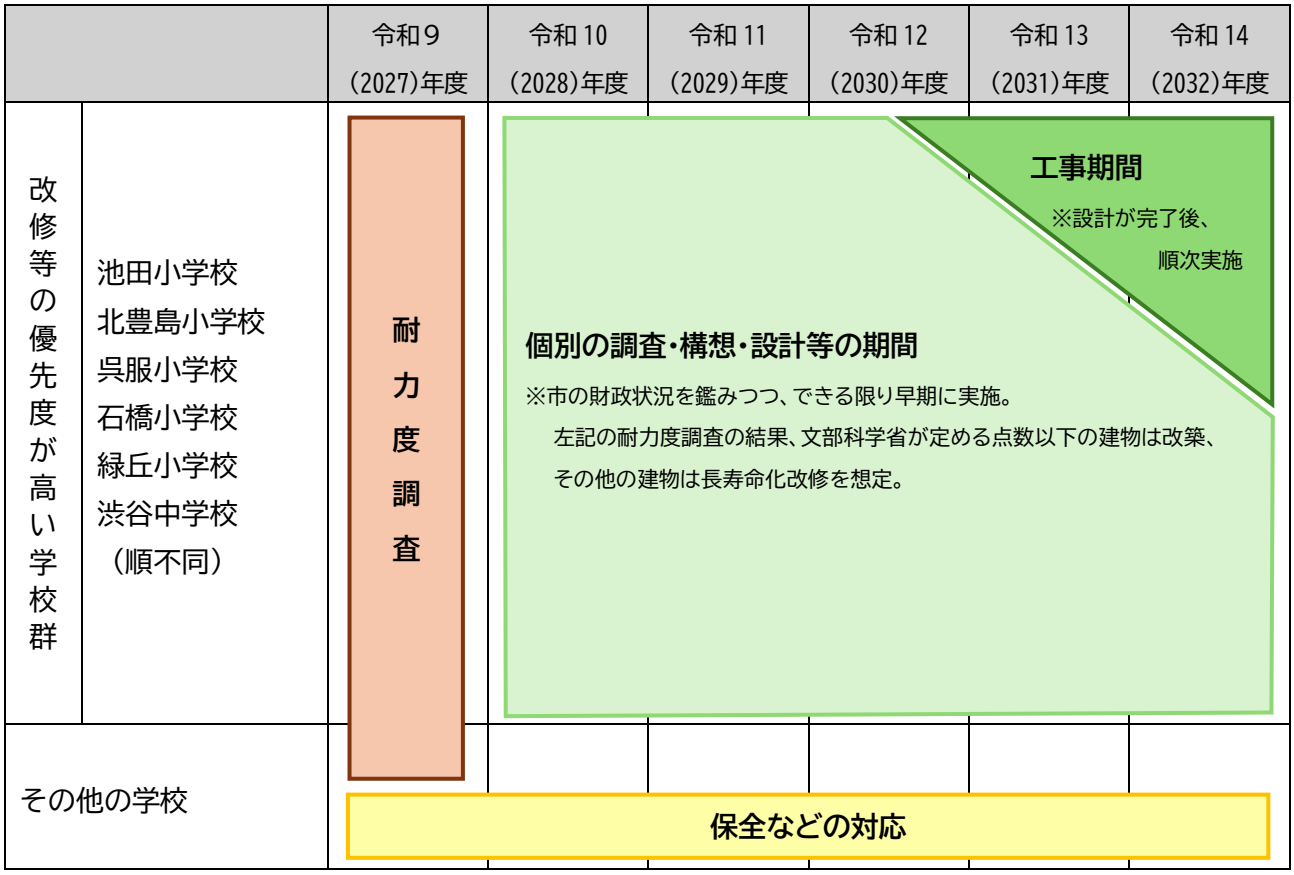
※20 客観的な指標である築年数に重きを置くという考えから、築年数：劣化状況を８：２に按分。

※21 第３章（９）にて算出した数値。

※22 ①20 年前の児童生徒数と比較した際に 15%以上減少し、かつ令和８年度において児童生徒数が 400 人以下の学校、②長寿命化改修や改築に際し、学校周辺環境を踏まえて困難度の低い学校に対しては、1.1 を乗じます（どちらにも当てはまる場合は 1.21 を乗じます）。

（実施計画）

本計画期間における実施計画



なお、現時点の学校施設に対する評価を実施する必要性から、構造躯体の構造耐力、健全度及び立地条件をもとに建物の老朽化を評価する「耐力度調査」を早期に実施します。

また、本計画期間中に長寿命化改修や改築を予定しない学校についても、将来的な整備時期を見据え、老朽化対策や教育環境の質的向上に資する部分改修等は必要に応じて適宜取り組みを進めます。

今後、社会情勢の変化や各種関連計画等の策定や改定、耐力度調査の結果等を踏まえ、規模・配置等の方針と併せて定期的に見直しを実施します。

（２）長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果

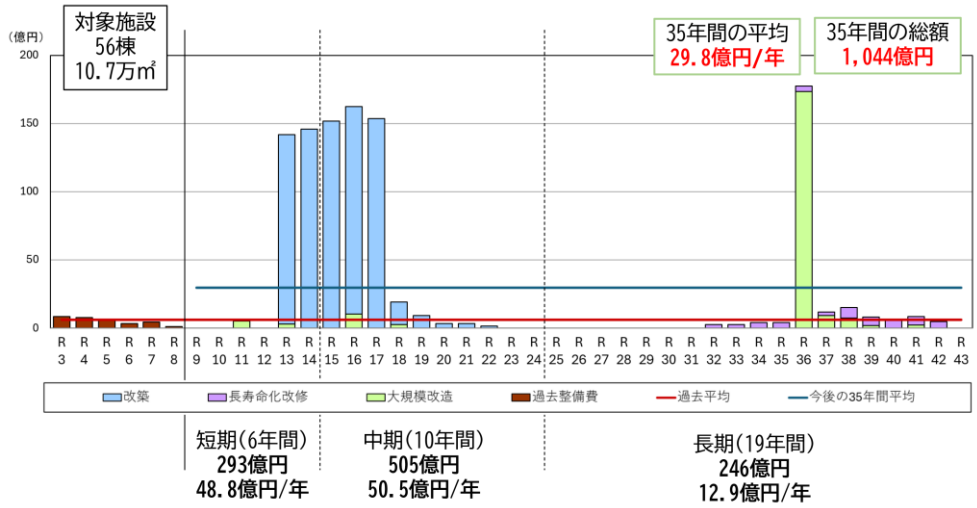
優先順位付けの考え方のもと計画期間及び見据える期間までの改修等の費用を推計し、長寿命化改修を基本とする学校施設整備が本来意図するトータルコストの縮減及び予算の平準化に資するものであるかを検証するため、事後保全の考え方に基づく従来の改築を中心とする場合のコストと本計画の場合のコストを比較しました。

結果、本計画に基づく長寿命化改修を基本とした整備により、278 億円の削減効果が見込まれます。

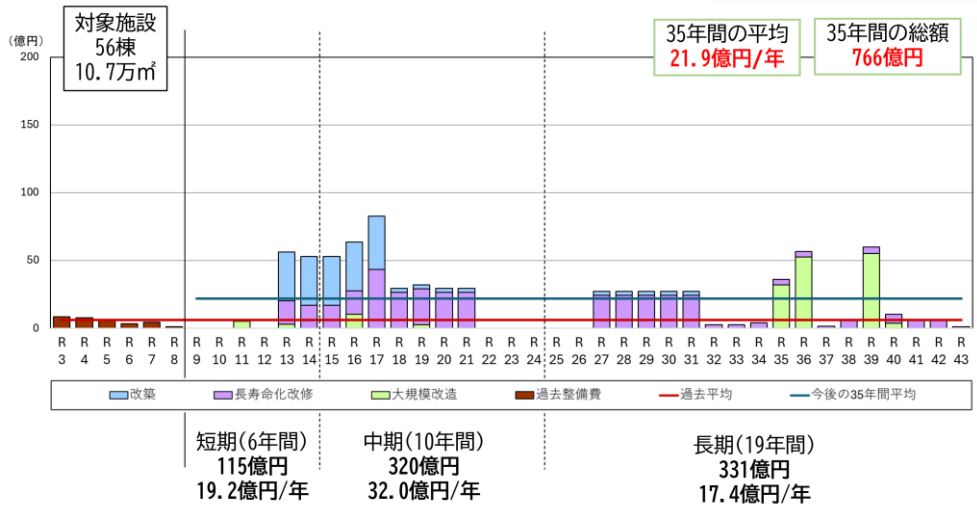
なお、コストに関しては、単に費用の総額のみを見通すのではなく、活用可能な国庫交付金、地方債等を踏まえた詳細なシミュレーションが求められます。

実施計画を踏まえた費用推計

工事種別	数量	単価(千円/㎡)	費用按分
改築	延床面積	800	5 年
長寿命化改修	延床面積	480	5 年
予防改修	延床面積	200	1 年



従来型(築 50 年改築)で試算した結果と比較して 278 億円の削減



第７章　計画の継続的運用方針

（１）情報基盤の整備と活用

学校施設整備を計画的かつ効率的に推進するためには、学校施設の状態や利用状況を的確に把握し、継続的に活用できる情報基盤の整備が不可欠です。

そのため、学校施設に関する多様な情報を一元的に蓄積・管理する「施設カルテ」の構築及び更新に取り組みます。

「施設カルテ」には、前述した建築基準法・消防法・学校保健安全法に基づく点検結果等をはじめ、事故・故障履歴や改修・修繕履歴、設備等の躯体以外の劣化状況、さらには児童生徒数や学級数といった利用状況に関する情報等、施設の維持管理に必要なデータを網羅的に整理します。

これらの情報を基盤として整備し、修繕・維持管理の的確な実施や次回の点検に活用することで、老朽化（劣化）状況を適切に把握するとともに、老朽化（劣化）の進行を見据えた計画的な予防保全型の維持管理体制の構築を図ります。

（２）推進体制の整備

学校施設は義務的施設であることから、市有公共施設の約４割を占める延床面積を有しています。また、児童生徒の教育及び生活のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティを形成する基盤、地域防災、住宅衛星都市として「選ばれる都市」の重要なインフラでもあるなど、様々な機能や役割を有する重要な公共資産です。

そのため、学校施設を総合的に担う体制整備は非常に重要であり、特に、老朽化の進行は、日々刻々と劣化状況が変化していくことから、専門的な知見を有する技術職員を中心とした施設管理体制を構築する必要があります。また、学校施設は重要な公共資産であることから、部局分野横断的に取り組む必要があります。

加えて、本計画の基本方針のとおり、学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与することを前提に、他の公共施設との複合化・共用化を推進するため、全庁的な推進体制の整備に努めます。

（3）フォローアップ

学校施設の効率的かつ効果的な整備を進めるため、PDCA サイクルを確立することで、計画の進捗状況を定期的に把握し、必要に応じて改善を図ります。

また、前述のとおり部局分野横断的な連携体制のもと、常に中長期的な視点に立ち、社会情勢の変化を的確に捉えた上で、未来を見据え、計画的かつ効率的に学校施設整備を推進する実効性が求められることを認識し、時流に即した対応に努めます。

本計画における PDCA サイクルの構築

